

官報 号外 平成十七年十月二十五日

○第一百六十二回

衆議院会議録 第十号

平成十七年十月二十五日(火曜日)

議事日程 第八号

平成十七年十月二十五日

午後一時開議

第一 万国郵便連合憲章の第七追加議定書、万國郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第二 郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第三 日本放送協会平成十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

第四 日本放送協会平成十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

第五 日本放送協会平成十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

○本日の会議に付した案件

国家公務員倫理審査会会长任命につき同意を求めるの件

検査官任命につき同意を求めるの件

総合科学技術会議議員任命につき同意を求めるの件

情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

平成十七年十月二十五日 衆議院会議録第十号

国家公務員倫理審査会会长任命につき同意を求めるの件等十一件

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(河野洋平君) 午後一時二分開議 これより会議を開きます。

国家公務員倫理審査会会长任命につき同意を求めるの件

検査官任命につき同意を求めるの件

総合科学技術会議議員任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件

内閣から、国家公務員倫理審査会会长

検査官 総合科学技術会議議員

情報公開・個人情報保護審査会委員

電波監理審議会委員

日本放送協会経営委員会委員

中央社会保険医療協議会委員

労働保険審査会委員

社会保険審査会委員

夫君外七名提出)

一

官 報 (号 外)

二 旧ソ連時代、一九八九年頃まで、在モスクワ日本大使館で任国の法令に違反する形で大使館員の私用車をループルで売却し、外貨に換金する「ループル委員会」なる裏組織が設けられていたことがあるか。
三 右裏金を運営する口座がストックホルムの銀行に設けられていたという事実はあるか。
四 「ループル委員会」の運営に大使館幹部、例えば総括公使(参事官)が関与していたという事実はあるか。
五 西田恒夫外務審議官、原田親仁欧州局長、松田邦紀ロシア課長はいずれも旧ソ連時代にモスクワに在勤したが、右メカニズムを用いて私用車を売却したことがあるか。
六 本件に関し、外務省が査察や調査を行つたことがあるか。
七 一般論として、任国の法令に違反したことのある外交官が当該国との機微な外交交渉を行ふことは適切か。右メカニズムを用いて私用車を売却したことがあるか。
内閣衆質一六三第一四号 平成十七年十月二十一日 衆議院議長 河野 洋平殿 内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議員鈴木宗男君提出在モスクワ日本大使館における裏金問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出在モスクワ日本大使館における裏金問題に関する質問に対する答弁書
一 について
二 外務省文書の秘密指定区分に関する質問主意書
三 提出者 鈴木 宗男
四 内閣衆質一六三第一五号 平成十七年十月二十一日 衆議院議長 河野 洋平殿 内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省文書の秘密指定区分に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省文書の秘密指定区分に関する質問に対する答弁書
一 について
二 外務省の文書に係る秘密指定の区分としているか。
三 提出者 鈴木 宗男
四 内閣衆質一六三第一六号 平成十七年十月二十一日提出 外務省作成冊子「われらの北方領土—二〇〇四年版—」における重要事項の削除に関する質問主意書
五 提出者 鈴木 宗男
六 について
七 一 外務省は冊子「われらの北方領土」をいつから発行しているか。
二 「われらの北方領土」の年別の発行部数と経費はいくらか。
三 日本国政府は、東西冷戦時代に北方領土問題に關して「四島即時一括返還」を基本方針にしてい

二 から五までについて
外務省において、お尋ねの「ループル委員会」なる組織が在モスクワ日本大使館において設けられていたことは確認されていない。
六 について
本件に関して、これまで外務省が査察や調査を行つたことはない。
七 について
お尋ねの法令違反の内容等によることから、一般論としてお答えすることは困難である。
八 本件に関し、外務省が査察や調査を行つたことはある。
九 本件に関する質問に対する答弁書
一 ある旨規定している。

十 取扱注意の指定がなされた文書を外部の人に渡す、あるいは提示することは許されるか。
十一 九が許されないとした場合、当該職員にどのような処分がなされるか。あるいは処分はなさないか。
十二 十一の文書があるとした場合、当該文書はいかが、外部に対して公開しない内部文書が外務省に存在するか。
十三 情報公開の対象となるか。
十四 右質問する。
十五 極秘、秘又は取扱注意の指定が行われた文書について、これらの指定を解除することなく外務省の者に配付し又は提示することは、原則として許されない。このような行為を行つた職員に対する処分の在り方については、一概にお答えすることは困難である。
十六 六から十までについて
十七 極秘、秘又は取扱注意の指定が行われた文書について、これらは取扱注意の指定が解除されることなく外務省の者に配付し又は提示することは、原則として許されない。このような行為を行つた職員に対する処分の在り方については、一概にお答えすることは困難である。
十八 七から十までについて
十九 極秘、秘又は取扱注意の指定が行われた文書について、これらは取扱注意の指定が解除されることなく外務省の者に配付し又は提示することは、原則として許されない。このような行為を行つた職員に対する処分の在り方については、一概にお答えすることは困難である。
二十 六について
二十一 文書の取扱いに準ずるものとされている。いかなる指定も行われていない文書の取扱いについては、特段の定めはない。

二 二及び十二について
三 一 極秘、秘又は取扱注意の指定が行われていない文書であつて、外部に公開していないものは存在する。そのような文書について行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)に基づく開示請求があつた場合には、同法の規定に従つて対応することとなる。
四 二について
五 一について
六 二について
七 一について
八 二について
九 一について
十 二及び十二について
十一 一について
十二 二について
十三 一について
十四 二について
十五 一について
十六 二について
十七 一について
十八 二について
十九 一について
二十 二について
二十一 一について

佐世保市民は、三十年余にわたり前畠弾薬庫の返還を求めてきたのである。前畠弾薬庫の後背地である丘陵地帯は、開発が進み新興住宅地として、住宅をはじめ学校、保育所などの公共施設が整備され、現在では、住宅地と前畠弾薬庫は隣接し極めて危険な状況になつてゐる。

前畠弾薬庫の返還は、佐世保市民の生命と安全にとつて喫緊の課題であると考える。従つて、以下の事項について質問する。

一 政府は、前畠弾薬庫と最も近い住宅から七〇メートルの距離しかないと、このような弾薬庫の存在は、火薬類取締法及び火薬類取締規則に抵触し、市民の生命と安全にとって危険な状況にあるとの認識を持つてゐるのか。

前畠弾薬庫は、火薬類取締法の適用はされないと、日米地位協定十六条では、日本国の法令を尊重しと規定しており、この条項に照らして逸脱していると考えるがどうか。

二 自衛隊の弾薬庫の貯蔵等については、火薬類取締法が適用されており、弾薬庫の型式、貯蔵火薬類の種類、最大貯蔵量によって、市街地の家屋、学校、保育所等からの保安距離が規定されている。

これらを勘案して、自衛隊の場合には、住民の安全を確保するために、市街地等の住宅から、弾薬庫の最大貯蔵量一〇tで三四〇メートル、四tで二六〇メートルの「保安距離」を取り、それを遵守することとしているのではないか。

三 前畠弾薬庫の返還について、日米間では、これまでどのようなレベルでどのような内容の協議がなされたのか、非公式、公式の協議を含めて明らかにされたい。この協議に望むに際しての日本側の考え方と方針を伺いたい。

四 十月四日には、日米合同委員会の施設特別委員会のある施設調整部会で議題になり、日本側に協議が行われたというが、改めて、その協

議機関と日米双方の出席者及び協議内容を明らかにされた。また、今後の協議と合意の見通しについて伺いたい。最終的には、日米間のどのレベルでの合意を経て返還ということになるのか。

五 前畠弾薬庫が返還された場合の跡地については、日本側に返還されることになるのか、米海軍が別の施設として使用するようなことはありえないのか。

六 日本側に返還された場合には、政府は、自衛隊が使用するということはないと明言できるのか。

七 佐世保市民は、米海軍針尾島弾薬集積所の拡充、強化に強く反対している。

前畠弾薬庫は、米海軍の針尾島弾薬集積所を整備・拡充して、移設するということになるのか。前畠弾薬庫を移設するということは、針尾島弾薬集積所内に新たな弾薬庫を増設するといふことなのか、その計画内容を明らかにされたい。

八 前畠弾薬庫の移転に伴う米海軍針尾島弾薬集積所の拡充については、政府と長崎県及び佐世保市との間でなんらかの話し合い、あるいは約束事、了解事項があるのではないかと考えるがどうか。約束事、了解事項等があれば明らかにされたい。

九 米海軍針尾島弾薬集積所の拡充、増設ということになれば、その弾薬庫施設に係る経費は、日本側の負担、すなわち施設移転費か施設整備費で行うということか、日本側が負担するといふ場合の法的根拠と理由を明確にされたい。

また、これまで米軍の弾薬庫施設のために日本側が負担をしたという実例があるのか、あるというならばそれを明らかにされたい。

十 米海軍針尾島弾薬集積所への前畠弾薬庫の移転・集中は、針尾島弾薬集積所を機能強化するものである。佐世保市民にとって、米軍基地の負担軽減にならないどころか、基地の重圧をさらに押し付けるものである。日米間の協議で

は、前畠弾薬庫の無条件かつ全面的な返還を米側に求めるべきと考えるがどうか。

右質問する。

内閣衆質一六三第一七号
平成十七年十月二十一日

内閣總理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員赤嶺政賢君提出長崎県佐世保市の米海軍佐世保弾薬補給所の返還に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

三、四及び十について

本年十月四日、日米地位協定第二十五条に基づく合同委員会の下部機関である施設分科委員会の下に設けられている施設調整部会(以下「施設調整部会」という)において、佐世保地区における合衆国軍隊が使用している施設及び区域の整理等に關する第一回会合が開催され、日本側からは防衛施設庁総務部総括施設調査官等が、アメリカ合衆国側からは在日米軍司令部第四部副部長等が出席し、日本側から佐世保地区に於する地元要望事項について説明を行なった。

二について
我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊(以下「合衆国軍隊」という)においては、佐世保弾薬補給所(以下「前畠弾薬庫」という)に関し、合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は公共の安全に妥当な考慮を払つて行なければならない旨定めている日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定(昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という)第三条の規定に従つた対応がとられていると考えている。

また、一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には特別の取決めがない限り接受国の法令は適用されないが、接受国の法令を尊重しなくてはならないことは、当該軍隊を派遣している國の一貫国際法上の義務である。このことは、合衆国軍隊についても同様であり、かかる考えに基づき、日米地位協定第十六条には合衆国軍隊の構成員及び軍属による我が国法令の尊重義務が定められている。これらにかんがみれば、合衆国軍隊が我が国法令の尊重義務に違反するような行動をとることは一般に想定されない。

五から七までについて

三、四及び十についてで述べたとおり、佐世保地区における合衆国軍隊が使用している施設及び区域の整理等について、施設調整部会で協議を始めたところであり、お答えする段階にはない。

八について
政府と長崎県及び佐世保市との間で、お尋ねのような「話し合い、あるいは約束事、了解事項」はない。

二について

自衛隊の弾薬庫については、火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)に従い、火薬類の貯蔵量に応じて適正な保安距離をとつてゐる。

官 報 (号 外)

九について お尋ねの「針尾島弾薬集積所の拡充、増設」について何ら決定された事実はないため、その経費の負担についてお答えすることは困難である。
横田飛行場、岩国飛行場、嘉手納弾薬庫地区及び嘉手納飛行場において、我が国の予算で弾薬庫の整備のための経費を負担した例がある。
平成十七年十月十三日提出 質問 第一八号
在外公館が行つてゐる便宜供与に関する質問
提出者 鈴木 宗男
在外公館が行つてゐる便宜供与に関する質問主意書
一 在外公館が行つてゐる便宜供与の定義如何。 便宜供与にはどのような格付けがあるか。
二 外務省に「黒表紙」と通称される便宜供与の基準について記した総務関係のマニュアルが存在するか。
三 在外公館が行つてゐる便宜供与が存在するか。
四 便宜供与にAAという格付けが存在するか。 存在する場合、その対象はどのような人々か。
五 便宜供与にB-Bという格付けが存在するか。 存在する場合、その対象はどのような人々か。
六 便宜供与にC-Cという格付けが存在するか。 存在する場合、その対象はどのような人々か。
七 便宜供与にD-Dという格付けが存在するか。 存在する場合、その対象はどのような人々か。
八 便宜供与にT-Tという格付けが存在するか。 存在する場合、その対象はどのような人々か。
九 便宜供与にT-T-X-Xという格付けが存在するか。存在する場合、その対象はどのような人々か。
十 平成十五年度に行われた国会議員に対する便宜供与は合計何件で、それにかかる経費は総計いくらになるか。

十一 平成十五年度に行われた国会議員以外に対する便宜供与は合計何件で、それにかかる経費は総計いくらになるか。
十二 平成十六年度に行われた国会議員に対する便宜供与は合計何件で、それにかかる経費は総計いくらになるか。
十三 平成十六年度に行われた国会議員以外に対する便宜供与は合計何件で、それにかかる経費は総計いくらになるか。
十四 在外公館は国会議員の便宜供与に関する報告を外務本省に対して行つてゐるか。
十五 在外公館から外務本省に対して、国会議員の便宜供与に関する報告を記載する定型の書類が存在するか。存在する場合、定型書類にはどのような記載項目があるか。当該文書には秘密指定がなされているか。
十六 便宜供与に関する報告を記載する定型の書類が存在するか。存在する場合、定型書類にはどのような記載項目があるか。当該文書には秘密指定がなされているか。
十七 在外公館員から見て気付いた点があつた場所例はあるか。
十八 十七が存在するという前提で、「事務連絡」在するか。
十九 十七が存在するという前提で、「事務連絡」という分類の電報は情報公開の対象になるか。
二十 十六に関し、国会議員に関する情報は外務省のどの部局が主管し、文書を保管しているか。
二十一 十六に関し、国会議員のプライバシーに関する情報が外務本省に報告された事例があるか。
二十二 十六及び二十について

衆議院議員鈴木宗男君提出在外公館が行つてゐる便宜供与に関する質問に対する答弁 〔別紙〕
一について 在外公館が行つてゐる便宜供与とは、一般に、公共性を有する用務で海外に渡航する者に對して行う送迎、宿舎の手配等の支援を指す。
二から九までについて 在外公館が行つてゐる便宜供与とは、一般に、公共性を有する用務で海外に渡航する者に對して行う送迎、宿舎の手配等の支援を指す。
三から九までについて 在外公館が行つてゐる便宜供与とは、一般に、公共性を有する用務で海外に渡航する者に對して行う送迎、宿舎の手配等の支援を指す。
四から九までについて 在外公館が行つてゐる便宜供与とは、一般に、公共性を有する用務で海外に渡航する者に對して行う送迎、宿舎の手配等の支援を指す。
五から九までについて 在外公館が行つてゐる便宜供与とは、一般に、公共性を有する用務で海外に渡航する者に對して行う送迎、宿舎の手配等の支援を指す。
六から九までについて 在外公館が行つてゐる便宜供与とは、一般に、公共性を有する用務で海外に渡航する者に對して行う送迎、宿舎の手配等の支援を指す。
七から九までについて 在外公館が行つてゐる便宜供与とは、一般に、公共性を有する用務で海外に渡航する者に對して行う送迎、宿舎の手配等の支援を指す。
八から九までについて 在外公館が行つてゐる便宜供与とは、一般に、公共性を有する用務で海外に渡航する者に對して行う送迎、宿舎の手配等の支援を指す。
九から九までについて 在外公館が行つてゐる便宜供与とは、一般に、公共性を有する用務で海外に渡航する者に對して行う送迎、宿舎の手配等の支援を指す。
十から十三までについて 在外公館が行つてゐる便宜供与とは、一般に、公共性を有する用務で海外に渡航する者に對して行う送迎、宿舎の手配等の支援を指す。
十一から十五までについて 在外公館が行つてゐる便宜供与とは、一般に、公共性を有する用務で海外に渡航する者に對して行う送迎、宿舎の手配等の支援を指す。
十六から十九までについて 在外公館が行つてゐる便宜供与とは、一般に、公共性を有する用務で海外に渡航する者に對して行う送迎、宿舎の手配等の支援を指す。
二十から二十二までについて 在外公館が行つてゐる便宜供与とは、一般に、公共性を有する用務で海外に渡航する者に對して行う送迎、宿舎の手配等の支援を指す。

衆議院議員鈴木宗男君提出在外公館が行つてゐる便宜供与に関する質問に対する答弁 〔別紙〕
一について 在外公館が行つてゐる便宜供与とは、一般に、公共性を有する用務で海外に渡航する者に對して行う送迎、宿舎の手配等の支援を指す。
二から九までについて 在外公館が行つてゐる便宜供与とは、一般に、公共性を有する用務で海外に渡航する者に對して行う送迎、宿舎の手配等の支援を指す。
三から九までについて 在外公館が行つてゐる便宜供与とは、一般に、公共性を有する用務で海外に渡航する者に對して行う送迎、宿舎の手配等の支援を指す。
四から九までについて 在外公館が行つてゐる便宜供与とは、一般に、公共性を有する用務で海外に渡航する者に對して行う送迎、宿舎の手配等の支援を指す。
五から九までについて 在外公館が行つてゐる便宜供与とは、一般に、公共性を有する用務で海外に渡航する者に對して行う送迎、宿舎の手配等の支援を指す。
六から九までについて 在外公館が行つてゐる便宜供与とは、一般に、公共性を有する用務で海外に渡航する者に對して行う送迎、宿舎の手配等の支援を指す。
七から九までについて 在外公館が行つてゐる便宜供与とは、一般に、公共性を有する用務で海外に渡航する者に對して行う送迎、宿舎の手配等の支援を指す。
八から九までについて 在外公館が行つてゐる便宜供与とは、一般に、公共性を有する用務で海外に渡航する者に對して行う送迎、宿舎の手配等の支援を指す。
九から九までについて 在外公館が行つてゐる便宜供与とは、一般に、公共性を有する用務で海外に渡航する者に對して行う送迎、宿舎の手配等の支援を指す。
十から十三までについて 在外公館が行つてゐる便宜供与とは、一般に、公共性を有する用務で海外に渡航する者に對して行う送迎、宿舎の手配等の支援を指す。
十一から十五までについて 在外公館が行つてゐる便宜供与とは、一般に、公共性を有する用務で海外に渡航する者に對して行う送迎、宿舎の手配等の支援を指す。
十六から十九までについて 在外公館が行つてゐる便宜供与とは、一般に、公共性を有する用務で海外に渡航する者に對して行う送迎、宿舎の手配等の支援を指す。
二十から二十二までについて 在外公館が行つてゐる便宜供与とは、一般に、公共性を有する用務で海外に渡航する者に對して行う送迎、宿舎の手配等の支援を指す。

衆議院議員鈴木宗男君提出在外公館が行つてゐる便宜供与に関する質問に対する答弁 〔別紙〕
(六)TT—XX (一)から(五)までのいずれかに該当する者であつて、取りあえず通報のみを行うにとどめるが、追つて本人から要請がある場合には、かかるべく便宜供与を行うもの
(七)TT (一)から(五)までのいずれかに該当する者であつて、参考までに通報のみを行うもの
(八)TT 是れは、(一)から(五)までのいずれかに該当する者であつて、参考までに通報のみを行うもの
(九)TT 是れは、(一)から(五)までのいずれかに該当する者であつて、参考までに通報のみを行うもの
(十)TT 是れは、(一)から(五)までのいずれかに該当する者であつて、参考までに通報のみを行うもの
(十一)TT 是れは、(一)から(五)までのいずれかに該当する者であつて、参考までに通報のみを行うもの
(十二)TT 是れは、(一)から(五)までのいずれかに該当する者であつて、参考までに通報のみを行うもの
(十三)TT 是れは、(一)から(五)までのいずれかに該当する者であつて、参考までに通報のみを行うもの
(十四)TT 是れは、(一)から(五)までのいずれかに該当する者であつて、参考までに通報のみを行うもの
(十五)TT 是れは、(一)から(五)までのいずれかに該当する者であつて、参考までに通報のみを行うもの
(十六)TT 是れは、(一)から(五)までのいずれかに該当する者であつて、参考までに通報のみを行うもの
(十七)TT 是れは、(一)から(五)までのいずれかに該当する者であつて、参考までに通報のみを行うもの
(十八)TT 是れは、(一)から(五)までのいずれかに該当する者であつて、参考までに通報のみを行うもの
(十九)TT 是れは、(一)から(五)までのいずれかに該当する者であつて、参考までに通報のみを行うもの
(二十)TT 是れは、(一)から(五)までのいずれかに該当する者であつて、参考までに通報のみを行うもの
(二十一)TT 是れは、(一)から(五)までのいずれかに該当する者であつて、参考までに通報のみを行うもの
(二十二)TT 是れは、(一)から(五)までのいずれかに該当する者であつて、参考までに通報のみを行うもの

シーアに関する情報」の意味が必ずしも明らかではないので、「国会議員のプライバシーに関する情報が外務本省に報告された事例」について、お答えすることは困難である。

十七から十九までについて
事務連絡電とは、外務本省と在外公館との間又は在外公館相互間における公電とするに至らない事項についての電信をいい、これについて、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)に基づく開示請求があつた場合には、同法の規定に従つて対応することとなる。

平成十七年十月十三日提出
質問 第一九号

在日本大使館敷地等の賃貸料に関する再質問主意書

提出者 照屋 寛徳

在日本大使館敷地等の賃貸料に関する再質

質問主意書

私は先に平成十七年九月二十一日付けで在日米国大使館敷地等の賃貸料に関する質問主意書を提出したところ、同月三十日付で政府より答弁書を受領した。

前記答弁書によると、在日本大使館の敷地については、我が国との間で賃貸借契約が締結されおりながら、平成十年分以降の貸付料については支払われていないこと等が明らかになつた。しかも、米国に対しても、在日本大使館敷地として約一万三千平方メートルの国有地を昭和五十八年から平成九年までの間、年額約二百五十万円で貸付けていた事実も判明した。

米国が平成十年分以降の貸付料を支払っていないことは、国民の常識に反し、信じられないことである。しかも、督促状を送付しても今日に至るまで支払われないのは、いかなる理由であれ、許

さられるものではない。また、国有財産の管理の責任は大きなものがある。

以下、再質問をする。

一 我が国と米国との間における在日本大使館の賃貸借契約において貸付料の未払いの場合、貨貸借契約における条項上、無催告解除か、それとも催告を要した上で解除なのか、それと見解を明らかにされたい。

二 前記答弁書によると、「米国に対し納入告知書や督促状を送付しているほか、協議や外交ルートを通じた文書の送付により支払を求めているところである」となつてあるが、納入告知書、督促状、外交ルートを通じた支払を求める文書等の各送付年月日、及び支払交渉にあたっている主務官庁を明らかにされたい。

三 政府は、いつまで賃貸借契約の変更契約締結交渉を続けるのか、政府の所信を明らかにされたい。

四 政府は前記答弁書において、在日本大使館敷地の賃貸借契約には、我が国の民法が適用されるると言明している。しかば、約八年間分も貸付料を支払わず、弁済供託もしないのである。

五 政府は、平成十七年度一般会計予算において、在外公館事務所及び館長公邸借入費用として、十四億七百三十五万九千円を計上している。政府が、北米において、公邸用敷地として借り上げている国及び敷地の面積、年額いくらの賃料を支払っているのか明らかにした上で、

内閣衆質一六三第一九号

内閣總理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員照屋 寛徳君提出在日本大使館敷地等の賃貸料に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員照屋 寛徳君提出在日本大使館敷地等の賃貸料に関する再質問に対する答弁書

一 について
在日本大使館の敷地に係る賃貸借契約については、明治二十三年に日米両国の政府間で締結され、その後貸付料を改定するための同契約の一部変更契約(以下「変更契約」という。)がこれまで締結されてきている。この日米両国の政

府間で締結された在日本大使館敷地の賃貸借契約においては、貸付料の未払の場合についての解除条項はない。

四 について
政府が、北米において、在外公館長の公邸を借り上げているのは、米国の在ハガツニヤ総領事公邸、在マイアミ総領事公邸、在デンバー総領事公邸及び在アンカレジ総領事公邸であるが、いずれも建物と敷地を一体として借り上げており、賃料について建物分と敷地分を区別していなければ、公邸用敷地として借り上げているため、公邸用敷地として借り上げている敷地の賃料の年額をお示しすることは困難である。敷地の面積は、在ハガツニヤ総領事公邸が約一千五十平方メートル、在マイアミ総領事公邸が約四千百八十平方メートル、在デンバー総領事公邸が約四千四百八十三平方メートル、在アンカレジ総領事公邸が約八百九十一平方メートルである。いずれにしても、これらの公邸用敷地の貸付料と在日本大使館敷地の貸付料については、それぞれの立地条件等が異なるものであり、単純な比較は適当ではないものと考えている。

二 について
納入告知書については、平成十四年十二月、平成十五年十二月及び平成十六年十二月に送付した。督促状については、平成十五年二月、平成十六年一月及び二月並びに平成十七年一月及び二月に送付した。外交ルートを通じた支払を求める文書については、平成九年五月に平成十年分以降の貸付料の改定に関する提案を行い、平成十年一月及び七月、平成十四年十二月、平成十五年十二月並びに平成十六年十二月に支払を求ること等を内容とする文書を送付したほか、この間協議等の様々な機会において支払を求めているところである。支払交渉に当たつている主務官庁は、外務省及び財務省である。

三 について
平成九年を期限とする変更契約に代わる新たな変更契約については、期限までに合意に達すことができなかつたため、現在、日米両国において交渉を行つてゐるところであり、できる

万国郵便連合憲章の第七追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 参議院議長 扇 千景

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が憲章中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二千四年十月五日にブカレストで作成した。

万国郵便連合一般規則

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウイーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二条2の規定にかんがみ、合意により、かつ、同憲章第二十五条4の規定の適用があることを条件として、同憲章の適用及び連合の運営を確保するための次の規定をこの一般規則で定めた。

第一章 連合の機関の運営

第一百一条 大会議及び臨時大会議の組織 及び会合

1 加盟国の代表者は、前回の大会議が開催された年の終了後四年内に、大会議として会合する。

第一百二条 管理理事会の構成、運営及び会合

2 加盟国は、その政府が必要な権限を付与した一人又は二人以上の全権委員に大会議において自国を代表させる。加盟国は、必要があるときは、他の加盟国の代表団に自国を代表させることができる。ただし、一の代表団は、自国のほかに二以上の加盟国を代表することができない。

3 加盟国は、第百二十九条に定める制裁が適用される場合を除くほか、審議において一の票を

有する。

4 大会議は、原則として、次回の大会議の開催される国を指定する。その指定がされた国において開催することができないことが判明した場合には、管理理事会は、大会議の開催される国を、当該指定がされた国と合意の上指定することができる。

5 招請政府は、国際事務局と合意の上大會議の確定期日及び正確な場所を定める。招請政府は、原則として確定期日の一年前に、加盟国政府に対して招請状を送付する。招請状は、直接又は他の政府若しくは国際事務局長の仲介によつて送付することができる。

6 招請政府なしに大会議を開催しなければならない場合には、国際事務局は、管理理事会の同意を得て、かつ、スイス連邦政府と合意の上、連合所在国に大会議を招集し、及び組織するため必要な措置をとる。この場合には、同事務局が招請政府の職務を行う。

7 臨時大会議の開催地は、その開催を発議した加盟国が国際事務局と合意の上決定する。

8 2から6までの規定は、臨時大会議について準用する。

第一百三条 管理理事会の運営及び会合

1 管理理事会は、四十一の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。

2 大会議開催国は、当然に議長国となる。大会議開催国が議長国となる権利を放棄した場合には、大会議開催国は、当然に理事国となり、その結果、その属する地理的集団は、追加の一議席を有する。この追加の一議席については、3

の制限は、適用しない。この場合には、管理理事会は、大会議開催国の属する地理的集団に属する理事国の一を議長国に選出する。

3 管理理事会の議長国を除く四十の理事国は、大会議が衡平な地理的配分に基づいて選出する。理事国の少なくとも半数は、大会議の際に交代する。加盟国は、理事国として連続して三回の大會議によって選出されることはできない。

4 管理理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。代表者は、郵便の分野における権限を有していなければならない。

5 管理理事会の理事国は、無報酬とする。同理事会の運営費は、連合が負担する。

6 管理理事会は、次の権限を有する。

6.1 大会議の決定を考慮し、郵便の問題に関する政府の政策についての問題を研究し、及び規制に関する国際的な政策(例えれば、サービスの貿易及び競争に関するもの)を考慮しつつ、大会議から大会議までの間ににおける連合のすべての活動を監督すること。

6.2 國際郵便業務の質を維持し、及び向上させ、並びに当該業務を近代化するために必要な認める活動をその権限の範囲内で検討し、及び承認すること。

6.3 國際的な技術協力の分野において、郵便に関するあらゆる形態の技術援助を促進し、調整し、及び監督すること。

6.4 連合の二年ごとの予算及び年次会計報告を審査し、及び承認すること。

6.19 郵便業務理事会と協議の上、オブザーバーとしての権利がない機関と接觸することを決定すること、連合と他の国際機関との関係に定すること、連合と他の国際機関との関係に定すること。

6.18 その職務を遂行するため郵政庁と接触することを決定すること。

6.17 6.16 国際事務局が連合の活動及び財務運営にして作成する二年ごとの報告書を承認し、必要があるときは、これらに関する意見書を提出すること。

6.15 定められた経費の最高限度額による制約を考慮して国際事務局内の職を創設し、又は廃止すること。

6.14 職員規則及び選出された職員の勤務条件を定めること。

6.13 請求があつた場合には、地理的集団の変更を認めること。この場合において、関係する地理的集団の構成国の見解を考慮するものとする。

6.12 6.11 6.10 6.9 6.8 6.7 6.6 連合の財政規則を定めること。

6.11 6.10 6.9 6.8 6.7 6.6 予備基金の管理規則を定めること。

特別基金の管理規則を定めること。

特別活動基金の管理規則を定めること。

任意基金の管理規則を定めること。

国際事務局の活動を監督すること。

官 報 (号外)

便業務理事会及び国際事務局長と協議の上、 便業務理事会及びその委員会の専門的な会合に代表 者を出すよう招請されるべき国際機関、団 体、企業及び資格のある者(大会議及びその 委員会の専門的な会合に代表者を出すことが 連合又は大会議の活動の利益のためである場 合に限る。)を適当な時期に指定し、必要な招 請状の送付を国際事務局長に行わせること。 6. 20 財政的影響が大きい問題(料金、到着料、 継越料、郵便物の航空運送の基本料金率及び 外国における通常郵便物の差出し)に関する 研究において郵便業務理事会が考慮に入れる 原則を必要に応じて定め、これらの問題に関 する研究の動向を監視し、並びにこれらの問 題に関する郵便業務理事会の議案の当該原則 との適合性を審査し、及び承認すること。	6. 21 大会議、郵便業務理事会又は郵政庁の請求 に応じて連合又は国際郵便業務に關係のある 行政上、立法上及び司法上の問題を研究する こと。管理理事会は、前段に規定する分野に おいて、大会議から大会議までの間ににおいて 郵政庁が請求する研究を行うことが適當であ るか否かについて決定する。	6. 22 政府に対し、又は第百一十五条の規定に従つて郵 政庁に対し、その承認を得るために提出す る。	6. 23 その権限の範囲内で、大会議が決定するま での間、必要があるときは、規則を定め、又 は新たな方法をとることに関する郵便業務理 事会の勧告を承認すること。	6. 24 郵便業務理事会の作成する年次報告書及び 適当な場合には同理事会の提出する議案を檢 討すること。
6. 25 第四百四十九条の規定により郵便業務理事会に 研究課題を提起すること。	6. 26 前条4に規定する場合において次回の大会 議の開催される国を指定すること。	6. 27 適当な時期に、かつ、郵便業務理事会と協 議の上、大会議の活動の遂行に必要な委員会 の数を決定し、これらの委員会の権限を定め ること。	6. 28 郵便業務理事会と協議の上及び大会議の承 認を条件として、次の加盟国を指定するこ と。	6. 29 大会議の副議長国となるべき加盟国並び に委員会の議長国及び副議長国となるべき 加盟国。これらの加盟国の指定に当たって は、加盟国の平衡な地理的配分ができる限 り考慮する。
6. 30 諸問委員会の組織のための枠組みを定め、 及び第百六条の規定に従つて同委員会の組織 を承認すること。	6. 31 諸問委員会の委員となるための基準を定 め、及びこれらの基準に従つて委員となるた めの申請を承認し、又は承認しないこと。こ の場合において、管理理事会の会合から会合	6. 32 諸問委員会の委員となる理事国を指定する こと。	6. 33 諸問委員会の報告書及び勧告を受領し、及 び討議し、並びに諸問委員会の勧告を大會議 に提出するために検討すること。	6. 34 大会議の副議長国となるべき加盟国並び に委員会の議長国及び副議長国となるべき 加盟国。これらの加盟国の指定に当たって は、加盟国の平衡な地理的配分ができる限 り考慮する。
6. 35 大会議の限定委員会の構成国となるべき 加盟国。	6. 36 大会議に提出するために国際事務局の援助 の下に郵便業務理事会が作成した戦略計画案 を審査し、及び承認すること。大会議が承認 した戦略計画の毎年の修正を同理事会の勧告 に基づいて審査し、及び承認すること並びに 戦略計画の作成及び毎年の修正について同理 事会と協議すること。	6. 37 管理理事会の議長及び副議長、同理事会の各 委員会の議長並びに戦略計画グループの議長 は、運営委員会を構成する。運営委員会は、同 理事会の各会期の活動のための準備を行い、及 び当該活動を指導する。また、運営委員会は、 国際事務局が連合の活動に関して作成する二年 ごとの報告書を同理事会の名において承認する ものとし、同理事会が運営委員会に委任するこ とを決定し、又は戦略計画の作成の過程で必要 が生じた他のすべての任務を行う。	6. 38 管理理事会は、同理事会がその活動に参加さ ることを希望する国際機関、団体若しくは企 業の代表者は資格のある者を投票権なしでそ の会合に参加するよう招請することができます。 また、同理事会は、その議事日程に掲げる問題 に關係のある加盟国の郵政庁を同様の条件で招 請することができる。	6. 39 管理理事会は、同理事会がその活動に参加さ ることを希望する国際機関、団体若しくは企 業の代表者は資格のある者を投票権なしでそ の会合に参加するよう招請することができます。 また、同理事会は、その議事日程に掲げる問題 に關係のある加盟国の郵政庁を同様の条件で招 請することができる。
6. 40 諸問委員会の会合(大会議の会期中に開催さ れる会合を除く。)に参加する各理事国の代表者 は、エコノミー・クラスの往復航空切符若しく は一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による 旅行の費用(エコノミー・クラスの往復航空切 符の代金の額を超えない範囲内の費用に限る。) の償還を受ける権利を有する。これと同様の権 利は、同理事会の委員会、作業部会その他の機 関が大会議及び同理事会の会期外に会合すると きに、当該委員会、作業部会その他の機関の各	6. 41 諸問委員会の委員会の委員 16. 3 16. 4 関	6. 42 16. 1 郵便業務理事会の理事国 16. 2 16. 3 関	6. 43 16. 4 関	6. 44 16. 5 関

17 管理理事会は、運営上の理由により、オブザーバーとして参加する主体との参加者の数を制限することができる。また、同理事会は、オブザーバーの審議における発言権を制限することができる。	18 管理理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。オブザーバーは、希望する場合には、同理事会の活動の効率及び能率を確保するために同理事会が定める条件を遵守して、同理事会の行う研究に協力することが認められる。また、オブザーバーは、自己の有する専門的知識及び経験により作業部会及びプロジェクトチームの議長になることが正当と認められる場合には、当該議長になることを要請される。オブザーバーの参加は、連合が追加の費用を負担することなく行われる。	19 例外的な場合には、会合又は会合の一部へのオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、オブザーバーが受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関又はその議長が個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に關係する場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。	官 報 (号外)
1 管理理事会は、各会期の後に、同理事会の活動に関する情報を、特に議事概要並びに決議及び決定を送付することによって、加盟国、限定 第百四条 郵便業務理事会の構成、運営 及び会合	2 管理理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国の郵政庁及び諮問委員会の委員に送付する。	3 郵便業務理事会の各理事国は、当該理事会の代表者を指名する。代表者は、連合の文書に規定する業務の提供について責任を有していないなければならない。	4 郵便業務理事会の運営費は、連合が負担する。理事国は、報酬を受けない。同理事会に参加する郵政庁の代表者の旅行の費用及び滞在費は、当該郵政庁が負担する。ただし、国際連合の作成する表において患まれていない国とみなされたる国の代表者は、大会議の会期中に開催される同理事会の会合に参加する場合を除くほか、工コノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用(工コノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えない範囲内の費用に限る)の償還を受ける権利を有する。
5 郵便業務理事会は、大会議の議長が招集し、かつ、開会する最初の会合において、理事国の一	5 郵便業務理事会は、原則として、毎年連合の地理的配分に基づいて選出する。開発途上国に二十四の議席及び先進国に十六の議席が確保される。理事国の中なくとも三分の一は、大会議の際交代する。	6 郵便業務理事会は、原則として、毎年連合の所在地において会合する。会合の期日及び場所は、同理事会の議長が管理理事会の議長及び国際事務局長と合意の上決定する。	7 郵便業務理事会の議長及び副議長、同理事会の各委員会の議長並びに戦略計画グループの議長は、運営委員会を構成する。運営委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い、及び当該活動を指導するものとし、また、同理事会が運営委員会に委任することを決定し、又は戦略計画の作成の過程で必要が生じたすべての任務を行う。
6 管理理事会の議長及び副議長は、大会议の間の職務を行なう。	8 郵便業務理事会の議長及び副議長、同理事会の各委員会の議長並びに戦略計画グループの議長は、運営委員会を構成する。運営委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い、及び当該活動を指導するものとし、また、同理事会が運営委員会に委任することを決定し、又は戦略計画の作成の過程で必要が生じたすべての任務を行う。	9.1 財政的影響が大きい問題(料金、到着料、継越料、郵便物の航空運送の基本料金率、小包郵便物の割当料金及び外国における通常郵便物の差し出し)を含むすべての加盟国の郵政庁が関心を有する業務上、営業上、技術上、経済上及び技術協力上の最も重要な問題を研究し、これらの問題に関する情報及び意見をまとめ、並びにこれらの問題に対してもべき措置を勧告すること。	9.2 大会議が別段の決定を行わない限り、大会議の終了後六箇月以内に連合の施行規則を改正すること。緊急の必要がある場合には、郵便業務理事会は、他の会期においてその施行規則を改正することができる。いずれの場合においても、同理事会は、基本的な政策及び
7 管理理事会は、原則に関する管理理事会の指針に従う。	9.3 國際郵便業務の発展及び改善のための実際的措置を調整すること。	9.4 管理理事会の権限の範囲内で同理事会が承認することを条件として、国際郵便業務の質を維持し、及び向上させ、並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動を行うこと。	9.5 議案を作成すること。当該議案は、大会议の規定に従つて国際事務局に送付する議案を提出し、又は第百一十五条の規定に従つて郵政庁に対し、その承認を得るために提出する。当該議案が管理理事会の権限に属する問題に関するものである場合には、同理事会の承認を必要とする。
8 管理理事会は、原則として、毎年連合の地理的配分に基づいて選出する。開発途上国に二十四の議席及び先進国に十六の議席が確保される。理事国の中なくとも三分の一は、大会議の際交代する。	9.6 いづれかの加盟国の郵政庁が第百二十四条の規定に従つて国際事務局に送付する議案を当該いづれかの加盟国の郵政庁の請求に応じて検討すること、当該議案に関する意見書を作成すること及び加盟国の郵政庁の承認を得るために当該議案を提出するのに先立ち、同事務局に当該議案の附屬として当該意見書を添付せること。	9.7 必要があるときは、場合により管理理事会の承認を得て及びすべての郵政庁と協議の上、大会議が決定するまでの間規則を定め、又は新たな方法をとることを勧告すること。	9.8 技術業務その他その権限内の分野において統一的な実施が不可欠であるものについての基準を郵政庁に対する勧告として作成し、提示すること。また、郵便業務理事会は、必要な場合には、既に作成した基準の変更を提示する。
9 管理理事会と協議の上及び同理事会の承認	9.9 管理理事会と協議の上及び同理事会の承認		

官報(号外)

<p>9.18 諸問委員会の委員となる理事国を指定すること。</p> <p>10 郵便業務理事会は、大会議が採択した連合の戦略計画(特に連合の常設機関の戦略に関する部分)に基づき、当該大会議後の同理事会の最初の会期において、戦略の実現を目的とした種々の戦術からなる基本活動計画を作成する。この基本活動計画は、現実的であり、かつ、共通の利益となる課題に関する限られた数の活動を含むものとし、新たな状況及び優先度並びに当該戦略計画に加えられた修正に照らして毎年修正する。</p> <p>11 管理理事会は、同理事会の活動と郵便業務理事会の活動との間の有効な連絡を確保するため、オブザーバーとして郵便業務理事会の会合に参加する代表者を指名することができる。</p> <p>12 次の者は、希望する場合には、投票権なしでオブザーバーとして郵便業務理事会の本会議及び委員会の会合に参加することができる。</p> <p>13 郵便業務理事会の活動に関心を有する政府間機関</p>	<p>9.19 確保するために同理事会が定める条件を遵守して、同理事会の行う研究に協力することが認められる。また、オブザーバーは、自己の有する専門的知識及び経験により作業部会及びプロジェクト・チームの議長になることが正当と認められる場合には、当該議長になることを要請される。オブザーバーの参加は、連合が追加の費用を負担することなく行われる。</p> <p>14 郵便業務理事会は、その活動に関する年次報告書を管理理事会のために作成する。</p> <p>15 郵便業務理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国の郵政庁及び諸問委員会の委員に送付する。</p> <p>16 第百六条 諸問委員会の構成、運営及び会合</p> <p>17 諸問委員会は、広範な郵便分野の利益を代表し、及び利害関係者の間の効果的な対話のための枠組みを提供することを目的とする。同委員会は、利用者、配達業務提供者、労働者団体並びに郵便業務分野への物品及び業務の提供者を代表する非政府機関その他これらに類する個人及び企業の組織であつて国際郵便業務に利害関係を有するものから成る。このようないずれかの加盟国において登録されていなければならぬ。管理理事会及び郵便業務理事会は、それぞれの理事国を同委員会の委員に指定する。管理理事会及び郵便業務理事会が指定した委員を除くほか、同委員会への参加は、管理理事会が定める申請及び承認の手続であつて第百二条の規定に従つて行われるものによって決定され。</p>
---	---

2 諸問委員会の各委員は、自己の代表者を指名する。	要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。
3 諸問委員会の運営費は、管理理事会の定める方法により、連合及び同委員会の委員が分担する。	次の者は、希望する場合には、投票権なしでオブザーバーとして大会議に参加することができる。
4 諸問委員会の委員は、いかなる報酬も受けない。	12 次の者は、希望する場合には、投票権なしでオブザーバーとして諸問委員会の会合に参加することができる。
5 諸問委員会は、管理理事会が定める枠組みに従つて、各大会議の後にその組織を再編成する。同理理事会の議長は、同委員会の組織のための会合において議長となる。同委員会は、当該会合において同委員会の議長を選出する。	12.1 管理理事会及び郵便業務理事会の理事国
6 諸問委員会は、連合の一般的な原則を考慮しつつ、並びに郵便業務理事会と協議の上及び管理理事会の承認を得ることを条件として、その内部組織及び内部規則を定める。	12.2 諸問委員会の活動に関心を有する政府間機関
7 諸問委員会は、一年に二回会合する。会合は、原則として、管理理事会及び郵便業務理事会の会期中に連合の所在地において開催される。各会合の期日及び場所は、同委員会の議長が管理理事会及び郵便業務理事会の議長並びに国際事務局長と合意の上決定する。	12.3 限定連合
8 諸問委員会は、次の権限の範囲内でその計画を作成する。	12.4 その他加盟国
9 管理理事会の議長及び郵便業務理事会の議長は、諸問委員会の会合の議事日程にこれらの理事会に關係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において当該各理事会を代表する。	13 諸問委員会は、運営上の理由により、オブザーバーとして参加する主客ごとの参加者の数を制限することができる。また、同委員会は、オブザーバーの審議における発言権を制限することができる。
10 諸問委員会は、連合の機関との有効な連絡を確保するため、投票権なしでオブザーバーとして大会議、管理理事会及び郵便業務理事会並びにそれぞれの委員会の会合に参加する代表者を指名することができる。	14 例外的な場合には、会合又は会合の一部へのオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となつてある事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、オブザーバーが受領する書類を制限することができ。この制限に関する決定は、関係機関又はその議長が個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に關係する場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。
11 諸問委員会の委員は、希望する場合には、第百七条 諸問委員会の活動に関する情	1 大会議は、その活動の組織及びその審議の方法につき、大会議内部規則を適用する。 2 大会議は、大会議内部規則を同内部規則に定める条件に従つて改正することができる。
12 諸問委員会は、各会期の後に、同委員会の活	3 第百八条 大会議内部規則 第百九条 國際事務局の業務用言語 國際事務局の業務用言語は、フランス語及び英語とする。
13 公用語以外の一の言語の使用を請求した一又	1 連合の書類には、フランス語、英語、アラビア語及びスペイン語を使用する。ドイツ語、中国語、ポルトガル語及びロシア語も、これらの言語による書類の作成が特に重要な基本的な書類に限られることを条件として、使用することができる。その他の言語も、当該言語の使用を請求する加盟国が関係するすべての費用を負担することを条件として、使用することができ。

官 告（号外）

は二以上の加盟国は、一の言語集団を構成する。

3 書類は、国際事務局が、直接、又は2の規定によつて構成された言語集団の地域事務局の仲介により、かつ、国際事務局と当該地域事務局との間で合意される方法に従い、公用語及び当該言語集団の言語で発行する。各言語による書類は、同一の様式によつて発行する。

4 国際事務局が直接発行する書類は、できる限り、請求された各言語について同時に配布する。

5 加盟国の郵政庁と国際事務局との間及び同事務局と第三者との間の通信は、同事務局が翻訳業務を有する言語のいずれによつても行うことができる。

6 いづれかの言語への翻訳の費用(5の規定の適用から生ずる費用を含む)は、当該言語の使用を請求した言語集団が負担する。公用語を使用する加盟国は、公用語以外の言語への翻訳の費用として、一定額の支払を行う。当該一定額に係る分担単位当たりの金額は、国際事務局の他の業務用言語を使用する加盟国が負担する分担単位当たりの金額と同額とする。書類の提供に関するその他のすべての費用は、連合が負担する。ドイツ語、中国語、ポルトガル語及びロシア語による書類の作成について連合の負担する費用の最高限度額は、大会議の決議によつて定める。

7 言語集団の負担する費用は、当該言語集団の構成国との間で連合の経費の分担額に比例して分担する。当該費用は、当該言語集団の構成国との間で他の分担基準によつて分担することもできる。ただし、構成国が、これについて合意し、

かつ、これについての決定を当該言語集団の代弁者の仲介により国際事務局に通告することを条件とする。

8 国際事務局は、加盟国が言語の選択を変更することを請求する場合には、一定の期間(二年を超えないものとする)の後にこれに応ずる。

9 連合の機関の会合における審議の際には、通訳施設(電子装置の有無を問わない)により、フランス語、英語、スペイン語及びロシア語を使用することができる。通訳施設の選択は、会合の主催者が、国際事務局長及び関係加盟国と協議の上、裁量によつて行う。

10 9の言語以外の言語も、9に規定する会合及び審議の際に使用することができる。

11 9の言語以外の言語を使用する代表団は、9の通訳施設に必要な技術上の変更を加えることが可能である場合には当該通訳施設により、又は特別の通訳者により、9の言語のうちいづれかの一の言語への同時通訳を確保する。

12 通訳の費用は、同一の言語を使用する加盟国との間で連合の経費の分担額に比例して分担する。ただし、装置の設置及び維持の費用は、連合が負担する。

13 加盟国の郵政庁は、相互間における業務上の通信に使用する言語について取決めを行うことができる。取決めがない場合には、使用する言語はフランス語とする。

第二章 国際事務局

第一百十一条 国際事務局長及び国際事務局次長の選挙

1 国際事務局長及び国際事務局次長は、大会議から大会議までの期間について大会議が選出する。その任期は、四年を下回らないものとし、

一回に限つて更新することができる。国際事務局長及び国際事務局次長の就任期日は、大会議が別段の決定をしない限り、大会議が開催された年の翌年の一月一日とする。

2 国際事務局長は、大会議の開会の七箇月前まで、加盟国政府に送付する通知書により、希望する場合には国際事務局長及び国際事務局次長の職への立候補の届出をするよう要請する。通知書には、在任中の国際事務局長及び国際事務局次長が任期の更新について関心を有するか否かについても記載する。立候補の届出は、履歴書とともに、大会議の開会の二箇月前までに国際事務局に到着していなければならぬ。候補者は、立候補の届出を行う加盟国の国民でなければならない。国際事務局は、大会議のために必要な書類を作成する。国際事務局長及び国際事務局次長の選挙は、秘密投票によって行う。選挙は、まず、国際事務局長の職について行う。

3 国際事務局長が欠けた場合には、国際事務局次長が当該国際事務局長について定められた任期の終了まで国際事務局長の職務を行う。この場合において、国際事務局次長は、国際事務局次長としての任期が前回の大会議によって更新されておらず、かつ、国際事務局長の職への候補者とみなされることについて関心を表明することを条件として、国際事務局長の職への応募があるものとされ、自動的に候補者と認められる。

4 国際事務局長及び国際事務局次長が同時に欠けた場合には、管理理事会は、募集の結果受領した立候補の届出に基づき、次回の大会議までの期間について国際事務局次長を選出する。立

候補の届出については、2の規定を準用する。

5 国際事務局次長が欠けた場合には、管理理事会は、国際事務局長の提案に基づき、国際事務局のD2の等級の管理職の一人に、次回の大会議まで国際事務局次長の職務を行わせる。

第六百十二条 国際事務局長の職務

1 国際事務局長は、国際事務局を組織し、管理し、及び統括し、並びにこれを法的に代表する。国際事務局長は、G1からD2までの等級の職を分類し、かつ、職員をこれらの等級に任命し、及び昇級させる権限を有する。国際事務局長は、P1からD2までの等級への職員の任命に当たり、加盟国の郵政庁が推薦した当該加盟国の国籍を有し、又は当該加盟国において職業活動に従事する候補者の職務上の適格性を考慮する。この場合において、国際事務局長は、大陸間の平衡な地理的配分及び言語を考慮する。D2の等級の職は、国際事務局の能率に最大の注意を払い、できる限り、それぞれ異なる地域であつて国際事務局長及び国際事務局次長の出身地域以外の地域からの候補者によって占められるものとする。特別な資格を必要とする職の場合には、国際事務局長は、外部に対し募集を行うことができる。また、国際事務局長は、新しい職員の任命に当たり、D2、D1及びP5の等級の地位を占める者が原則としてそれぞれ異なる加盟国の国民でなければならないことを考慮するものとする。国際事務局の職員のD2、D1及びP5の等級への昇級については、国際事務局長は、この原則を適用する義務を負わない。さらに、採用の過程においては、公平な地理的配分及び言語を考慮することの要

- | | | |
|------|------|---|
| | | 請よりも能力を優先する。国際事務局長は、職員のP4からD2までの等級への任命及び昇級につき、一年に一回、管理理事会に通報する。 |
| 2.1 | 2.1 | 連合の文書の寄託者として並びに連合への加入及び加盟並びに連合からの脱退の手続において仲介者として行動すること。 |
| 2.2 | 2.2 | 大会議において行わされた決定をすべての加盟国政府に通報すること。 |
| 2.3 | 2.3 | 郵便業務理事会が定め、又は改正した施行規則をすべての郵政庁に通報すること。 |
| 2.4 | 2.4 | 連合の必要と両立するできる限り低額の水準で連合の年次予算案を作成し、これを適当な時期に管理理事会の審査に付すること及び同理事会の承認を得た予算を加盟国に通報し、これを執行すること。 |
| 2.5 | 2.5 | 連合の機関が要請する特定の活動及び連合の文書に定める特定の活動を行うこと。 |
| 2.6 | 2.6 | 策定された政策及び利用することができる資金の範囲内で、連合の機関が定める目標を達成するために措置をとること。 |
| 2.7 | 2.7 | 管理理事会又は郵便業務理事会に対し、意見及び議案を提出すること。 |
| 2.8 | 2.8 | 大会議の終了後、郵便業務理事会内部規則に従つて、大会議の決定の結果必要となる施行規則の改正に関する議案を郵便業務理事会に提出すること。 |
| 2.9 | 2.9 | に基づき、大会議に提出する戦略計画案及び連合を代表すること。 |
| 2.10 | 2.10 | 戦略計画の毎年の修正案を作成すること。 |
| | | 次の者の間の関係において仲介者として行 |
| | | 連合と限定連合との間 |
| | | 連合と連合にとって関心のある活動を行っている国際機関との間 |
| | | 連合と、連合の機関が当該機関の活動について協議すること又はその活動に参加させることを希望する国際機関、団体又は企業との間 |
| | | 連合の機関の事務局長の職務を行い、当該事務局長の資格において、この一般規則の特別の規定を考慮に入れた上で特に次の事項を監督すること。 |
| | | 連合の機関の活動の準備及び組織書類、報告書及び議事録の準備、作成及び配布 |
| | | 連合の機関の会合における当該機関の事務局の運営 |
| | | 連合の機関の会合に出席し、投票権なしで審議に参加すること。もつとも、代理を出すことができる。 |
| | 1 | 第百十三条 国際事務局次長の職務 |
| 2 | 1 | 国際事務局次長は、国際事務局長を補佐するものとし、国際事務局長に対して責任を負う。 |
| 2 | 2 | 国際事務局が不在であり、又はその職務を遂行することができない場合には、その権限は、国際事務局次長が行使する。第百十一条3に規定する国際事務局長が欠けた場合も、同様とする。 |
| | | 第百十四条 連合の機関の事務局 |
| | | 国際事務局は、国際事務局長の責任の下に、連合の機関の事務局の事務を行う。同事務局は、各会期の際に発行されるすべての書類を、当該機関 |
| | | の構成国の郵政庁、当該機関の構成国ではないが当該機関が行う研究に協力する国の郵政庁、限定連合及びこれらの書類を請求する他の加盟国の郵政庁に送付する。 |
| | | 国際事務局は、国際的な技術協力の分野において郵便に関するあらゆる形態の技術援助の増進を請求する郵政庁に対し実費で供給することを任務とする。 |
| | | 第百十五条 加盟国の表 |
| | | 国際事務局は、加盟国の分担等級、加盟国の属する地理的集団及び加盟国による連合の文書の締結状況を示す加盟国の表を作成し、これを常に最新のものとする。 |
| | | 第百十六条 情報、意見、文書の解釈及び改正の請求、照会並びに清算への関与 |
| | | 1. 国際事務局は、管理理事会、郵便業務理事会及び加盟国の郵政庁に対し、要請があつたときはいつでも、郵便業務の問題に関する有益な情報を探提供する。 |
| | | 2. 国際事務局は、特に、国際郵便業務に関するすべての種類の情報を収集し、整理し、発行し、及び配布すること。係争問題につき当事者の請求に応じて意見を表明すること、連合の文書の解釈及び改正についての請求を処理することと並びに、通常、連合の文書によつて同事務局が行うよう指示された研究及び編集上又は記録上の事務を行つことを任務とする。 |
| | | 3. 国際事務局は、また、加盟国の郵政庁の請求に基づき、特定の問題についての他の加盟国の郵政庁の意見を知るために照会を行う。照会の結果は、賛否の表明としての性質を有するものではない。 |
| | | 4. 国際事務局は、郵便業務に関する各種の勘定の清算につき決済機関として仲介を行うことが |
| | | 第百十七条 技術協力 |
| | | 国際事務局は、国際的な技術協力の分野において郵便に関するあらゆる形態の技術援助の増進を請求することを任務とする。 |
| | | 第百十八条 国際事務局の供給する証票 |
| | | 国際事務局は、国際返信切手券を作成し、これを請求する郵政庁に対し実費で供給することを任務とする。 |
| | | 第百十九条 限定連合の文書及び特別取扱 |
| | | 1. 万国郵便連合憲章第八条の規定に基づいて締結された限定連合の文書及び特別取扱は、当該限定連合の事務局又は当該事務局が行わない場合にはこれらを締結した国の一が国際事務局にこれらの写しを二通送付する。 |
| | | 2. 国際事務局は、限定連合の文書及び特別取扱が連合の文書に定める条件よりも公衆に不利な条件を定めないよう監視するものとし、また、限定連合及び特別取扱の存在を加盟国の郵政庁に通報する。同事務局は、この2の規定により違反の存在を認めた場合には、これを管理理事会に通報する。 |
| | | 第百二十条 連合の機関誌 |
| | | 国際事務局は、利用することのできる書類を参考資料として、ドイツ語、英語、アラビア語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語により機関誌を編集する。 |
| | | 第百二十二条 連合の活動に関する二年ごとの報告書 |
| | | 国際事務局は、連合の活動について二年ごとに報告書を作成し、管理理事会の承認を得た上で、加盟国の郵政庁、限定連合及び国際連合に送付する。 |

官報(号外)

第三章 議案の提出及び審査の手続

第一百二十二条 大会議への議案の提出の手続

- 1 加盟国の郵政局による大会議へのすべての種類の議案の提出は、2及び5の規定が適用される場合を除くほか、次の手続による。
- (a) 大会議の開会日の六箇月前までに国際事務局に到着する議案は、受理される。
- (b) 編集上の議案は、大会議の開会日に先立つ六箇月の期間は、受理されない。
- (c) 実質的な議案であつて大会議の開会日の六箇月前から四箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも他の二の加盟国の郵政局の支持がない限り、受理されない。
- (d) 実質的な議案であつて大会議の開会日に先立つ四箇月前から二箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも他の八の加盟国の郵政局の支持がない限り、受理されない。その後到着する議案は、受理されない。
- (e) 議案に対する支持の通告は、当該議案に係る期間と同一の期間内に国際事務局に到着しなければならない。

- 2 万国郵便連合憲章及びこの一般規則に関する議案は、大会議の開会の六箇月前までに国際事務局に到着しなければならない。大会議の開会の六箇月前から開会までの間に到着する議案は、当該議案を審査することを大会議に代表を出している加盟国の三分の二以上の多数による議決で大会議が決定しない限り、かつ、1に定める条件が遵守されない限り、審査の対象とされない。
- 3 大会議の終了後六箇月以内に新たな施行規則を作成するために郵便業務理事会が審査する施行規則に関するその他の議案は、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに国際事務局に提出される。

- 3 各議案は、原則として一の目的のみを有し、かつ、その目的にかなつた変更のみを内容としなければならない。

- 4 編集上の議案には、これを提出する加盟国の郵政局が「Proposition d'ordre rédactionnel」の記載をその上部に付するものとし、国際事務局は、番号の末尾にRの文字を付してこれを発行する。当該記載のない議案であつて同事務局が編集上の問題にのみ関する議案と認めるものは、適当な注を付して発行する。同事務局は、これらの議案の表を大会議のために作成する。

- 5 1及び4に定める手続は、大会議内部規則に関する議案の提出及び既に提出された議案の修正案の提出については、適用しない。

第一百二十三条 大会議が行う決定に基づく新たな施行規則の作成に関する議案の郵便業務理事会への提出の手続

- 1 万国郵便条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則は、大会議の行う決定に基づき、郵便業務理事会が作成する。
- 2 万国郵便条約又は郵便送金業務に関する約定について提案された改正に伴う議案は、関係する大会議の議案とともに国際事務局に同時に提出されるものとし、他の加盟国に送付される。
- 3 施行規則に関する議案は、支持を必要としないが、郵便業務理事会が緊急の必要があると認められる場合にのみ、同理事会による審査の対象とされる。

- 1 の郵政局に送付される。
- 2 1の議案は、国際事務局を通じて他の加盟国に受領しない場合には、無効となる。
- 3 施行規則に関する議案は、支持を必要としないが、郵便業務理事会が緊急の必要があると認められる場合にのみ、同理事会による審査の対象とされる。

第一百二十五条 大会議から大会議までの間における議案の審査

- 1 万国郵便条約及び郵便送金業務に関する約定並びにこれらの最終議定書の改正は、加盟国政府に対する国際事務局長の通報によって確定される。
- 2 郵便業務理事会による施行規則及び施行規則の最終議定書の改正は、国際事務局が加盟国に通報する。万国郵便条約第三十六条及び郵便送金業務に関する約定の条項であつて同条約第三十六条第3項に相当するものに定める規定の解釈についても、同様とする。
- 3 第百二十七条 施行規則及び大会議から大会議までの間に採択される。
- 1 施行規則は、大会議が作成した連合の文書と同一の日に効力を生じ、同一の期間効力を有する。

期間を与えられる。修正は、認められない。

この二箇月の期間が経過した後、同事務局は、受領したすべての意見を加盟国の郵政局に通報し、当該議案に対する賛否を表明する。

よう各加盟国の郵政局に要請する。二箇月の期間内に賛否を通告しない加盟国の郵政局は、棄権したものとみなされる。これらの期間は、同事務局の回章の日付の日から起算する。

第一百二十四条 大会議から大会議までの間における議案の提出の手続

- 1 万国郵便条約及び郵便送金業務に関する約定並びにこれらの最終議定書の改正は、加盟国政府に対する国際事務局長の通報によって確定される。
- 2 施行規則を改正する議案は、郵便業務理事会が取り扱う。

- 3 議案がいずれかの約定又はその最終議定書に関するものである場合には、当該約定の締約国である加盟国郵政局のみが、1の手続に参加することができる。

第一百二十六条 大会議から大会議までの間に採択された決定の通報

- 1 万国郵便条約及び郵便送金業務に関する約定並びにこれらの最終議定書の改正は、加盟国政府に対する国際事務局長の通報によって確定される。
- 2 郵便業務理事会による施行規則及び施行規則の最終議定書の改正は、国際事務局が加盟国に通報する。万国郵便条約第三十六条第3項及び郵便送金業務に関する約定の条項であつて同条約第三十六条第3項に相当するものに定める規定の解釈についても、同様とする。
- 3 第百二十七条 施行規則及び大会議から大会議までの間に採択される。
- 1 施行規則は、大会議が作成した連合の文書と同一の日に効力を生じ、同一の期間効力を有する。

2 1の規定が適用される場合を除くほか、大会議から大会議までの間に採択された連合の文書の改正に関する決定は、その通報の少なくとも三箇月後でなければ実施されない。

第四章 財政

第一百一十八条 連合の経費の決定及び決済

1 連合の機関の活動に係る年次経費は、2から6までの規定が適用される場合を除くほか、二千五年以後の年について次の金額を超してはならない。

二〇〇五年から二〇〇八年まで 各年につき三七、〇〇〇、〇〇〇スイス・フラン

二千八年に予定されている大会議が延期される場合には、同年の基本最高限度額が同年後の年についても適用される。

2 次回の大会議の開催に係る経費(事務局の要する旅費、運送費、同時通訳装置に係る費用、大会議の期間における書類の作成費等)は、二百九十万スイス・フランの最高限度額を超過してはならない。

3 管理理事会は、国際連合がジュネーブにおいて勤務する国際連合の職員について適用することを認めた俸給額、年金掛金又は手当(勤務地手当を含む。)の引上げを考慮して、1及び2に定める最高限度額の超過を認めることができる。

4 管理理事会は、また、毎年、スイスの消費者物価指数を基礎として、職員に関する経費以外の経費の額を調整することができる。

5 1の規定にかかるらず、管理理事会(特に緊急の場合には、国際事務局長)は、国際事務局の所管の重要なかつ予期することのできなかつ

た修理の費用を支払うため、定められた最高限度額の超過を認めることができる。ただし、超過額は、一年につき十二万五千スイス・フランを超えることができない。

6 1及び2の経費については、連合の円滑な運営を確保するために十分でないことが明らかとなつた場合には、加盟国の過半数による議決で承認を得ることを条件として、1及び2に定められた最高限度額を超過することができる。超過を必要とする事由については、協議の際に十分な説明を行う。

7 連合に加入し、又は連合員として加盟する国及び連合から脱退する国は、その加入、加盟又は脱退が効力を生ずる年の全期間について自国の分担金を支払う。

8 加盟国は、管理理事会の決定する予算に基づき、連合の年次経費に対する自国の分担金をあらかじめ、遅くとも当該予算の関係する会計年度の初日までに支払う。この期限を経過した後は、未払金額については、連合のために、最初の六箇月間は年三パーセント、七箇月目からは年六パーセントの割合の利子が生ずる。

9 加盟国が連合に対して負う分担金(未払分につき生ずる利子は含まない。)の滞納額が、直前に二の会計年度に係る当該加盟国の分担金の額に等しいか又はこれを超える場合には、当該加盟国は、管理理事会が定めた手続に従い、他の

10 法的な理由その他の理由により9に規定する

譲渡を行うことができない加盟国は、その滞納分の償還計画を取り決める責任を負う。

11 連合に対して負う分担金の滞納については、例外的な状況を除くほか、その滞納額の回収期間が十年を超えてはならない。

12 管理理事会は、例外的な状況において、加盟国が未払の元金全額を支払った場合には、支払うべき利子の全部又は一部を免除することができる。

13 加盟国は、管理理事会によって承認された滞納分の償還計画の枠内で、既に生じた、又は将来生ずる利子の全部又は一部を免除される。ただし、その免除については、最長十年の合意される期間内において償還計画を完全にかつ遅滞なく実施することを条件とする。

14 連合の資金の不足を補うために予備基金を設けるものとし、その額は、管理理事会が定める。同基金は、主として予算の剩余金によって維持される。同基金は、予算の收支を合わせるために又は加盟国の分担金の額を引き下げるためにも、使用することができる。

15 一時的な資金不足に関しては、スイス連邦政府は、合意によって定める条件に従い、必要な短期の立替払を行う。スイス連邦政府は、大会議が定めた金額の限度内における国際事務局の出納事務及び会計事務を無報酬で監査する。

1 第百二十九条 自動的制裁

1 前条9に規定する譲渡を行うことができない加盟国であつて、国際事務局が提案した同条10の規定に基づく償還計画の提出に同意せず、又は償還計画を実施しないものは、大会議並びに管理理事会及び郵便業務理事会の会合における投票権を自動的に失うものとし、当該各理事会

の理事国となる資格も失う。

2 連合に対して負う分担金の滞納に関し、関係する加盟国が未払の元金及び利子全額を支払つたとき又は滞納分の償還計画を提出することに同意したときは、自動的制裁は、当然にかつ直ちに解除される。

第一百三十条 分担等級

1 加盟国は、自国の属する分担等級に従い、連合の経費を分担する。分担等級は、次のとおりとする。

五百単位等級

四五単位等級

四〇単位等級

三五単位等級

三〇単位等級

二五単位等級

二〇単位等級

一五単位等級

一〇単位等級

五単位等級

三単位等級

一単位等級

2 いすれの加盟国も、1に規定する分担等級に代えて、五十単位を超える分担単位数を選定することができる。

3 加盟国は、連合への加入又は加盟の際に、万国郵便連合憲章第二十一條4に定める手続に従つて1に規定する分担等級のいすれかに属する。

- 4 加盟国は、その後、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに国際事務局に通告することを条件として、分担等級を変更することができる。その通告は、大会議に提示されるものとし、大會議が定める財政に関する規定の効力発生の日に効力を生ずる。この期限までに分担等級の変更の希望を表明しなかつた加盟国は、その時まで属していた分担等級に引き続き属する。
- 5 加盟国は、一度に二段階以上低い分担等級への変更を要求することができない。
- 6 國際的な救援計画を必要とする自然災害のような例外的状況の下において、加盟国が当初に選定した分担等級に従つた分担金を維持することができなくなつたことを立証した場合には、管理理事会は、当該加盟国の請求に応じて次回の大會議までの期間中一回に限り、一段階低い分担等級への一時的な変更を認めることができる。また、同理事会は、同様の状況の下において、既に一単位等級に属する加盟国であつて後発開途上國に属さないものにつき二分の一単位等級への一時的な変更を認めることができ
- 7 6の規定の適用による分担等級の一時的な変更は、二年(二年以内に次回の大會議が開催される場合には、当該大會議までの期間)を限度とする期間に限つて、管理理事会が認めることができる。この期間が満了した時点において、関係する加盟国は、自動的に当初の分担等級に戻る。
- 8 4及び5の規定にかかわらず、一層高い分担等級への変更については、いかなる制限も付さない。

国際事務局が加盟国の郵政庁に有償で供給する物品についての支払は、できる限り速やかに、遅くとも同事務局が計算書を発送した月の翌月の初日から六箇月以内に行う。この期限を経過した後は、未払金額については、連合のために、当該期限の日から年五パーセントの割合で利子が生ずる。

第五章 仲裁

第一百三十二条 仲裁手続

- 1 仲裁によつて解決を図る紛議が生じた場合には、その当事者である各加盟国の郵政庁は、係争に直接の利害関係を有しない一の加盟国の郵政庁をそれぞれ選定する。二以上の加盟国の郵政庁が一方の当事者である場合には、これらの郵政庁は、この1の規定の適用上、單一の郵政庁とみなす。
- 2 いざれか一方の当事者である加盟国の郵政庁が仲裁の提案に対し六箇月以内に措置をとらなかつた場合において、国際事務局に対して請求が行われたときは、同事務局は、当該郵政庁に対する仲裁者の指名を促し、又は職権により自ら仲裁者を指名する。
- 3 係争当事者は、合意により单一の仲裁者を指名することができる。この場合においては、国際事務局を单一の仲裁者とすることができる。
- 4 仲裁者は、投票の過半数による議決で裁定を行う。
- 5 投票が賛否同数である場合には、仲裁者は、紛議の解決のため、係争に利害関係を有しない更に一の加盟国の郵政庁を選定する。選定について合意に達しない場合には、国際事務局がない。

第一百三十三条 この一般規則に関する議案の承認の条件

この一般規則に関する議案であつて大會議に提出されたものは、実施されるためには、大會議に代表を出している加盟国であつて投票権を有するものの過半数による議決で承認されなければならぬ。投票の際には、投票権を有する加盟国三分の二以上が出席していなければならない。

第一百三十四条 國際連合との協定に関する議案

前条に定める承認の条件は、万国郵便連合と國際連合との間で締結された協定を改正するための議案についても適用する。ただし、関係する協定において改正の条件についての定めがない場合には、この協定の適用範囲を擴張する。

第一章 総則

第一条 定義

- 1.1 「普遍的な郵便業務」とは、その質を重視した郵便の役務であつて、すべての利用者が、加盟国の領域のすべての地点において、恒久的に、かつ、合理的な価格の下で提供を受けるものをいう。

- 1.2 「閉袋」とは、票札を付し、かつ、封鉛又は他の方法によって封かんされた一又は二以上の郵袋その他の容器であつて、郵便物を包有するものをいう。

第一百三十五条 この一般規則の効力発生及び有効期間

この一般規則は、二千六年一月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、国際事務局長に寄託されるこの一般規則の本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二千四年十月五日にブカレストで作成した。

万国郵便条約

万国郵便連合加盟国政府の全権委員である下名は、一千九百六十四年七月十日にウイーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二条の規定にかんがみ、合意により、かつ、同憲章第二十五条规定の規定の適用があることを条件として、国際郵便業務に適用される規則をこの条約で定めた。

第一部 國際郵便業務に適用される共通の規則

- 1.5 「到着料」とは、差出郵政庁が、名あてに於いて受領される通常郵便物の取扱いに係る費用を補償する名目で、名あて郵政庁に支払うべき補償金をいう。

1.6 「継越料」とは、通過国の運送機関(郵政局若しくは郵政厅以外の団体又はその双方)が実施する閉袋の陸路継越し、海路継越し及び航空路継越しの業務に対する報酬をいう。	1.7 「到着の陸路割当料金」とは、差出郵政局が、名あて国における小包郵便物の取扱いに係る費用を補償する名目で、名あて郵政局に支払うべき補償金をいう。
1.8 「継越しの陸路割当料金」とは、通過国の運送機関(郵政局若しくは郵政厅以外の団体又はその双方)が当該国の領域を経由する小包郵便物の送達のために実施する陸路継越し及び航空路継越しの業務に対して支払うべき報酬をいう。	1.9 「海路割当料金」とは、小包郵便物の海路運送に参加する運送機関(郵政局若しくは郵政厅以外の団体又はその双方)が実施する業務に対する支払うべき報酬をいう。
第二条 この条約への加入から生ずる義務を履行する責任を負う又は二以上の機関の指定	第三条 継越しの自由
1 加盟国は、郵便事業を監督する責任を負う政府機関の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。また、加盟国は、郵便業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる義務を履行するために正式に指定された事業体の名称及び所在地を、大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。大会議から大会議までの間における政府機関及び正式に指定された事業体の変更は、可能な限り速やかに国際事務局に通報する。	1 万国郵便連合憲章第一条に規定する継越しの自由の原則により、郵政局は、他の郵政局から引き渡される閉袋及び開袋通常郵便物を、いかなる場合にも、自国内で差し出される郵便物について利用する最も速達の線路によって、かつ最も安全な方法によって送達する義務を負う。この原則は、誤送された郵便物及び閉袋についても適用する。
第三条 普遍的な郵便業務	2 死滅しやすい若しくは変敗しやすい生物学上の材料又は放射性物質を包有する書状の交換による。通過国である加盟国は、通常郵便物(書
1 加盟国は、連合の单一の郵便地域という概念	1 第六条 料金 1 各種の国際郵便業務及び特別業務に関する料金は、この条約及びその施行規則に定める原則に従って、郵政局が定める。これらの料金は、原則として、これらの業務の提供に必要な費用と関係を有するものでなければならない。
2 差出郵政局は、通常郵便物及び小包郵便物を強固にするため、すべての利用者が、その便に閲する法令の範囲内で又は他の通常の手段により、自国民のニーズ及び国内事情を考慮して、関係する郵便業務の範囲を定めるとともに、その質を重視し、及び合理的な価格を設定することについての条件を定める。	2 1に定める目的のため、加盟国は、自国の郵便に閲する法令の範囲内で又は他の通常の手段により、自国民のニーズ及び国内事情を考慮して、関係する郵便業務の範囲を定めるとともに、その質を重視し、及び合理的な価格を設定することについての条件を定める。
3 陸路又は海路によって送達される小包郵便物についての継越しの自由は、小包郵便業務に参加する国の領域においてのみ保障される。	3 陸路又は海路によって送達される小包郵便物についての継越しの自由は、小包郵便業務に参加する国の領域においてのみ保障される。
4 航空小包についての継越しの自由は、連合の全領域において保障される。ただし、小包郵便業務に参加しない加盟国は、航空小包の平面路による送達を確保することを強制されない。	4 航空小包についての継越しの自由は、連合の全領域において保障される。ただし、小包郵便業務に参加しない加盟国は、航空小包の平面路による送達を確保することを強制されない。
第五条 郵便業務を廃止する権利を有する。	5 加盟国が継越しの自由に関する規定を遵守しない場合には、他の加盟国は、当該加盟国との間の郵便業務を廃止する権利を有する。
第六条 料金 1 各種の国際郵便業務及び特別業務に関する料金は、この条約及びその施行規則に定める原則に従って、郵政局が定める。これらの料金は、原則として、これらの業務の提供に必要な費用と関係を有するものでなければならない。	3 適用する料金(連合の文書においてガイドラインの対象として定められているものを含む)は、同様の性質(種類、数量、処理時間等)を有する郵便物につき内国制度において適用する料金を下回ってはならない。
2 差出郵政局は、通常郵便物及び小包郵便物に係る普通料金を定める。当該料金には、配達業務が名あて国において実施されているときは、郵便物の受取人の住所への配達の費用を含む。	4 郵政局は、連合の文書においてガイドラインの対象として定められている料金を超える料金を下回ってはならない。
3 刷物(定期刊行物、雑誌等)、小形包装物及びM郵袋であつて、自国内における発行又は流布の条件を定める法令に抵触するものについても、同様とする。	5 3に規定する料金の最低限度額以上であることを条件として、郵政局は、その定めた料金を、自国内で差し出される通常郵便物及び小包郵便物について、自国の法令の定めるところにより引き下げて適用することができる。郵政局は、特に、郵便物を多量に差し出す利用者に対して優遇料金を認めることができる。
4 郵便料金の免除(郵便料金納付の免除)は、第七条 郵便料金の免除	6 連合の文書に規定する料金以外の郵便料金は、種類のいかんを問わず、利用者から徴収してはならない。
5 連合の文書に別段の定めがある場合を除くほか、郵政局は、徴収した料金を取得する。	7 連合の文書に別段の定めがある場合を除くほか、郵政局は、徴収した料金を取得する。
6	1.1 郵便料金の免除(郵便料金納付の免除)は、

官報 (号外)

この条約に明文の定めのある場合に限つて行う。もつとも、この条約の施行規則は、郵政局又は限定連合が差し出す郵便業務の事務用通常郵便物及び事務用小包郵便物の郵便料金納付の免除並びにこれらの郵便物の継越料、到着料及び到着の割当料金の支払の免除について定めることができる。また、限定連合又は郵政局にてに万国郵便連合国際事務局が差し出す通常郵便物及び小包郵便物は、郵便業務の事務用郵便物とみなし、郵便料金を免除する。もつとも、差出郵政局は、当該通常郵便物及び小包郵便物について航空割増料金を徴収することができる。

捕虜及び抑留された文民

2.1 通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、捕虜が直接又はこの条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関を通じて発受するものについては、郵便料金航空割増料金を除く)を免除する。中立国内に收容され、かつ、抑留されている交戦者は、この2.の規定の適用上、捕虜とみなす。

2.2 1の規定は、通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、直接又はこの条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関を通じて、戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約に規定する抑留された文民にあてて他国から発出されるもの又はこれらの者が差し出すものについても適用する。

2.3 この条約の施行規則及び郵便送金業務に關

する約定の施行規則に定める機関も、2.及び2.に規定する者に關する通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、これらの機関が直接又は仲介者として發受するものについては、郵便料金の免除の利益を享受する。

2.4 1から2.までの規定により郵便料金を免除される小包郵便物の差出しは、重量五キログラムを超えないものに限り認められる。内容品を分割することのできない小包郵便物及び捕虜に分配するために収容所又は捕虜の代表者にあたる小包郵便物については、この最大限度を重量十キログラムとする。

2.5 郵政局間の勘定の決済において、郵便業務の事務用小包及び捕虜又は抑留された文民が発受する小包については、航空小包に適用される航空運送料を除くほか、割当料金の割当を行わない。

3 点字郵便物

3.1 点字郵便物については、航空割増料金を除くほか、郵便料金を免除する。

第八条 郵便切手

1 「郵便切手」という語は、この条約に基づいて保護されるものとし、この条及びこの条約の施行規則に定める条件を満たす切手にのみ用いられる。

2 郵便切手は、

2.1 万国郵便連合の文書に基づき、権限のある発行郵政局のみが発行する。郵便切手の発行には、その流通を含む。

2.2 主権の表象であり、また、

2.2.1 連合の文書に適合する郵便物にはり付け

る場合には、当該郵便切手の本質的な価値に相当する料金の納付の証拠となる。

2.2.2 収集の対象として、郵政局にとつて追加する地域において通用する。

2.3 郵便切手は、主権の表象として、次のものを含む。

3.1 ローマ文字で記載された発行郵政局の属する加盟国又は地域の名称

3.1.1 発行郵政局の属する加盟国の正式な紋章(任意とする)。

3.1.2 原則として、ローマ文字又はアラビア数字で記載された額面

3.1.3 ローマ文字又は他の文字で記載された「郵便」という表示(任意とする)。

3.2 郵便切手に描かれた国の紋章、監督用の公の記号及び政府間機関の記章は、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づいて保護される。

4 郵便切手の主題及び意匠は、

5.1 万国郵便連合憲章前文及び連合の機関が行う決定の精神に従う。

5.2 発行郵政局の属する国との文化的同一性と緊密な関係を有し、又は文化の普及若しくは平和の維持に貢献するものとする。

5.3 外国的重要人物又は出来事を記念する場合に発行郵政局の属する国又は地域において、政治的性質又は個人若しくは国を侮辱するものとする。

5.4 政治的性質又は個人若しくは国を侮辱する性質を有してはならない。

5.5 発行郵政局の属する国又は発行郵政局にとつて重要な意味を有するものとする。

6 郵便切手は、知的財産権の対象を内容とする場合には、次のものを含むことができる。
6.1 発行郵政局が、関係する知的財産権を使用する権利を有することを表示するもの(例えれば次に掲げるもの)

6.1.1 著作権(著作権の略号©を付し、著作権者を表示し、及び著作物の発行年を記載したもの)

6.1.2 発行郵政局の属する加盟国の領域において登録された商標(商標名の後に登録された商標の略号®を付したもの)

6.36.2 印刷業者の名称

7 万国郵便連合の文書に定める郵便料金納付の印影、料金計器による印影及び印刷機その他の押印機器による印影は、郵政局が認める場合のみ使用することができる。

第九条 郵便業務の保障

1 加盟国は、郵便業務に対する一般公衆の信頼を維持し、及び高めるため、並びにすべての関係取扱者のため、郵便業務のすべての段階における業務の保障に関する活動の戦略を採用し、及び実行する。この戦略には、加盟国間の開袋の運送及び継越しについての確実性及び業務の保障の維持に関する情報の交換を含む。

第十条 環境

加盟国は、郵便業務のすべての段階における環境に関する活動の戦略を採用し、及び実行し、並びに郵便業務の範囲内で環境問題に関する周知を図る。

官 報 (号 外)		第一條 違反行為
1	郵便物	1.1 加盟国は、次の行為を防止するため並びに次の行為を行つた者を訴追し、及び処罰するために必要なすべての措置をとることを約束する。
1.1.1 麻薬、向精神薬及び爆発性又は発火性の物質その他危険性のある物質を郵便物に入れること。ただし、この条約がこれらの物質を郵便物に入れることを明示的に認めている場合は、この限りでない。	1.1.2 小児性愛又は児童ボルノの性質を有する物品を郵便物に入れる。	2.2.2 变造され、模造され、又は偽造された郵便料金納付の手段を使用し、流布し、販売し、配布し、頒布し、輸送し、展示し、又は広告する行為
2	郵便料金納付及びその手段	2.2.3 既に使用した郵便料金納付の手段を郵便物に用いる場合に、この規則による相互主義
2.1	加盟国は、次に掲げる郵便料金納付の手段に関する違反行為を防止し、抑圧し、及び処罰するために必要なすべての措置をとることを約束する。	3.1 処罰については、関係する郵便料金納付の手段が国内のものであるか外国のものであるかを問わず、2に規定する行為の間に差別を設けてはならない。この規定は、法令上又は条約上の相互主義についての規定の対象となる。
2.2	通常郵便及び小包郵便に適用される規則	2.2.4 目的で使用し、又は流布する行為
2.2.1 国際返信切手券	第二章 業務の提供	2.2.5 これらの違反行為の未遂
2.2.2 この条約の適用上、郵便料金納付の手段に関する違反行為とは、自己又は第三者のために行なう利得を得ることを意図して行われた行為であつて次に掲げるものをいうものとし、これらの行為は、処罰される。	第一章 業務の提供	3.2 相互主義
2.2.3 重量三キログラムまでの書状、郵便葉書、印刷物及び小形包装物	第十二条 基礎業務	3.3 通常郵便物及び小包郵便物に係る代金引換便業務
2.2.4 同一受取人에게同一名前で地籍その他のこれらに類する印刷された書類を包有する「M郵袋」という特別の郵袋	8.5 の規定にかかわらず、二千一年一月一日以前に小包郵便物に関する約定の締約国でなかつた国は、小包郵便業務を提供する義務を負わない。	3.3.1 通常郵便物及び小包郵便物に係る保険付通常郵便業務
2.2.5 通常郵便物は、通常郵便に関する施行規則に従つて、郵便物の取扱速度又は郵便物の内容品	1 加盟国は、次の義務的なかつ追加の業務を確保する。	3.3.2 通常郵便物に係る配達記録郵便業務
2.2.6 若しくは偽造する行為又は郵便料金納付の手段の不正な製造に係る不法な行為	1.1 自国から発送する航空通常郵便物及び優先郵便業務を提供していない名前で国に対しても自國から発送する非優先通常郵便物及び平面路通常郵便物に係る書留郵便業務の提供は、任意とする。	3.3.3 通常郵便物及び小包郵便物に係る料金・課金別納郵便業務
2.2.7 郵便料金納付の手段を変造し、模造し、若しくは偽造する行為又は郵便料金納付の手段の不正な製造に係る不法な行為	1.2 優先通常郵便物又は航空通常郵便物に係る郵便業務を提供していない名前で国に対しても自國から発送する非優先通常郵便物及び平面路通常郵便物に係る書留郵便業務の提供は、任意とする。	3.3.4 通常郵便物及び小包郵便物に係る速達業務
3	通常郵便及び小包郵便に適用される規則	3.3.5 通常郵便物及び小包郵便物に係る書留通常郵便業務
3.1 国際返信切手券	2.1 重量三キログラムまでの優先郵便物及び非優先郵便物	3.3.6 通常郵便物及び小包郵便物に係る料金・課金別納郵便業務
3.2 重量三キログラムまでの書状、郵便葉書、印刷物及び小形包装物	2.2 通常郵便物とは、次のものをいう。	3.3.7 壊れやすい小包及び取扱い困難な小包に係る業務
3.3 重量七キログラムまでの点字郵便物	2.3 同一受取人에게同一名前で地籍その他のこれらに類する印刷された書類を包有する「M郵袋」という特別の郵袋	3.3.8 一の差出人から外国にあつて多量に差し出される小包の発送業務
3.4 通常郵便物に係る書留郵便業務	1 加盟国は、次の義務的なかつ追加の業務を確保する。	4.1 基本的に任意である国際郵便料金受取人払業務。もつとも、同業務の返信に係る業務についても、すべての郵政庁がこれを確保する。
3.5 通常郵便物に係る書留郵便業務	1.1 自国から発送する航空通常郵便物及び優先郵便業務を提供していない名前で国に対しても自國から発送する非優先通常郵便物及び平面路通常郵便物に係る書留郵便業務の提供は、任意とする。	4.2 國際返信切手券業務。國際返信切手券は、

官 報 (号 外)

すべての加盟国において引き換えることがで
きる。ただし、その販売は、任意とする。

書留通常郵便物、配達記録通常郵便物、小

包及び保険付郵便物の受取通知。すべての郵便手帳、用印も二つござるが、郵便局の切手と又重複

政府は、自國でのこれら郵便物の受取通知を受理する。ただし、自國から発送するこ

これらの郵便物の受取通知に係る業務の提供

は、任意とする。

1から4までの業務及びこれらの業務に係る料金について、この条約の施行規則に定め

料金についてこの多額の旅行料費は定め

郵政庁は、内国制度において次の業務について特別料金を徵収する場合は、この条約の範

て特別料金を徴収する場合には、この条約の旅

て、内国制度における料金と同額の料金を徴収

6. 重量五百グラムを超える小形包装物について

通常郵便物の締切時刻後の差出し

郵便物の窓口通常取扱時間外の差出し

56.4
差出人の住所からの取集

. 66.
通常郵便物の窓口通常取扱時間外の交付
留置

重量五百グラムを超える通常郵便物の保管

及び小包郵便物の保管

96.8
到着通知書への回答としての小包の配達
不抗力による危険に対する負担

第十四条 電子郵便業務、EMS業務、
不正抗力による危険にに対する負担

統合された物流管理業務及び

新規業務

郵政庁は、相互間でこの条約の施行規則に定める次の業務に参加する二七を取り決める二七

めを次の業種に参加することを取扱ふること

平成十七年十月二十五日 衆議院会議録第十四号

告万

書
国郵便連合憲章の第七追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件及び同報

官 報 (号外)

7	簡に納め封かんの上、書留郵便物として発送することができる。
6.1.2	保険付小包以外の小包。ただし、差出國及び名あて國の法令上認められる場合は、この限りでない。
6.1.3	保険付小包以外の小包であつて保険付小包業務を行う二國の間で交換されるもの
6.1.3.1	さるに、郵政厅は、保険付小包であるか否かを問わず、自國の領域から発送され、若しくは自國の領域に到着する小包又は自國の領域を経由して開袋で継ぎ越される小包に金の地金を入れることを禁止し、及びこののような小包の内容品を一定の実価以下のものに限定することがで
7	きる。
7.1	印刷物及び点字郵便物
7.1.1	印刷物及び点字郵便物については、次のことを行つてはならない。
7.1.1.1	通信文の要素の記載をすること及びこのような要素を有する書類を包有すること。
7.1.2	消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金納付用証票又は有価証券を包有すること。ただし、郵便物が、その返信のため、郵便物の差出人又は差出国若しくは名あて國におけるその代理人の住所が印刷され、かつ、郵便料金が前納されいる郵便葉書、封筒又は帶紙を同封する場合を除く。
8	誤つて引き受けられた郵便物の取扱い
8.1	誤つて引き受けられた郵便物の取扱いについては、この条約の施行規則に定める。ただ
2	し、1.1.2及び1.2に規定する物品を包有する郵便物は、いかなる場合にも、名あて地に送達せず、受取人に配達せず、また、差出元に返送しない。1.1.3に規定する物品が継越しの際に郵便物の中から発見された場合は、この郵便物は、継越國の国内法令に従つて取り扱われる。
1	第十六条 引き受けられる放射性物質及び生物学上の材料
1.1	放射性物質は、次の条件を満たす場合に限り、放射性物質を包有する郵便物を相互に又は一方的に受領することについて同意を表明した郵政厅の間において、通常郵便物及び小包郵便物に入れることができる。
1.2	放射性物質は、通常郵便物によって差し出されるときは、優先郵便物又は書状の料金が適用されるものとし、また、書留とされるものとする。
1.3	放射性物質を包有する通常郵便物又は小包郵便物は、最も速達の線路(通常の場合には、所要の航空割増料金の納付を条件として、航空路)によつて送達され
1.4	て、航空路)によつて送達される。
2	生物学上の材料は、次の条件を満たす場合に限り、通常郵便物に入れることができる。
2.1	死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料及び伝染性物質を包有する郵便物の差出人は、当該郵便物を相互に又は一方的に受領することについて同意を表明した郵政厅の間において、通常郵便物又は書留書状の料金を適用することとする。
2.2	死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料及び伝染性物質を包有する郵便物の差出人は、当該郵便物を相互に又は一方的に受領することについて同意を表明した郵政厅の間において、通常郵便物又は書留書状の料金を適用することとする。
2.3	死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料及び伝染性物質を包有する郵便物の差出人は、当該郵便物を相互に又は一方的に受領することについて同意を表明した郵政厅の間において、通常郵便物又は書留書状の料金を適用することとする。
2.4	死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料及び伝染性物質を包有する郵便物の差出人は、当該郵便物を相互に又は一方的に受領することについて同意を表明した郵政厅の間において、通常郵便物又は書留書状の料金を適用することとする。
3	第十七条 調査請求
1	郵政厅は、調査請求が、郵便物の差出し日の翌日起算して六箇月以内に提出されたと条件として、自國の郵政厅又は他の郵政厅の業務として取り扱つた郵便物に関する調査請求を受理する業務を負う。六箇月という期間
2	生物学上の材料は、通常郵便物に入れることが可能である。
3	利用者のために郵便物の通関手続を代行することについて許可を得た郵政厅は、業務の実際の費用に基づく料金を利用者から徴収することができる。
4	郵政厅は、関税その他のすべての課金を郵便物の差出人又は受取人から徴収することができる。
1	第十九条 軍隊との閉袋の交換
1	通常郵便物の閉袋は、次の者の間で、他国の陸運業務、海運業務又は航空業務の仲介によつて取り扱われる。

官 報 (号 外)

官 報 (号外)	
<p>8 内容品が盗取され、又は損傷した書留郵便物、普通小包又は保険付郵便物によって生じ、当該郵便業務が当該不良状態について責任を負う場合には、同様とする。</p> <p>9 差出郵政庁は、自國の差出人に對し、書留郵便物及び普通小包について自國の法令に定める賠償金を、その額が¹及び²に規定する賠償金の額を下回らないことを条件として、支払うことができる。名あて郵政庁が受取人に対し賠償金を支払う場合についても、同様とする。ただし、次の事項については、²及び¹に規定する額を適用する。</p> <p>10 取人の権利の差出人のための放棄 二国間の合意がある場合を除くほか、この条の規定については、郵政庁に対する賠償金の支払に関するいかなる留保も付することができない。</p> <p>11 差出人の権利の受取人のための放棄又は受取人の権利の差出人のための放棄 二国間の合意がある場合を除くほか、この条の規定については、郵政庁に対する賠償金の支払に関するいかなる留保も付することができない。</p> <p>12 第二十二条 郵政庁の免責 1 郵政庁は、書留郵便物、配達記録郵便物、小包又は保険付郵便物であつて、これらと同種の郵便物について自己の規則に定める条件に従つて配達したものについては、責任を負わない。ただし、次の場合には、責任を負う。</p> <p>1.1 内容品の盗取又は損傷が配達の前に又は配達の際に確認された場合</p> <p>1.2 郵政庁の規則により認められる場合において、内容品が盗取され、又は損傷した郵便物</p> <p>13 郵政庁の規則により認められる場合において、書留郵便物が郵便受箱に配達された後、受取人が当該書留郵便物を受領していないことを申し出たとき。</p> <p>14 受取人(差出元への返送の場合)にあつては差出人が、小包又は保険付郵便物を正規に受領した場合においても、当該小包又は保険付郵便物を配達した郵政庁に対し損害を発見した旨を遅滞なく申し出で、内容品の盗取又は損傷が配達の後に生じたものでないことを立証したとき。「遅滞なく」の語は、国内法令に従つて解釈する。</p> <p>15 郵政庁は、次の場合には、責任を負わない。 2.1 第十三条⁹の規定が適用される場合を除くほか、不可抗力による場合</p> <p>2.2 郵政庁の責任に関して別段の証拠がなく、かつ、郵政庁が不可抗力による業務書類の損傷のために郵便物について説明することができない場合</p> <p>2.3 損害が差出人の過失若しくは怠慢又は内容品の性質から生じたものである場合</p> <p>2.4 郵便物が第十五条の禁制に抵触する場合</p> <p>2.5 郵便物が名あて国の法令に基づいて差し押さえられた場合にその旨を名あて国の郵政庁が通報したとき。</p> <p>2.6 保険付郵便物につき、内容品の実価を超える保険金額の詐欺表記がされている場合</p> <p>2.7 差出人が郵便物の差出しの日の翌日から起算して六箇月以内に調査請求を行わなかつた場合</p>	<p>の配達を受ける際に受取人(差出元への返送の場合)にあつては差出人が留保を付したとき。</p> <p>8.1 郵政庁の規則により認められる場合において、書留郵便物が郵便受箱に配達された後、受取人が当該書留郵便物を受領していないことを立証したとき。</p> <p>8.2 捕虜又は抑留された文民が発受する小包である場合</p> <p>8.3 差出人が、賠償金を受け取る目的で不正な意図をもつて行動した疑いがある場合</p> <p>8.4 郵政庁は、税関への申告の内容(形式のいかんを問わない)について、及び税関検査に付される郵便物の検査の際に税関の行つた決定について、いかなる責任も負わない。</p> <p>2.8 捕虜又は抑留された文民が発受する小包である場合</p> <p>2.9 差出人が、賠償金の受け取る目的で不正な意図をもつて行動した疑いがある場合</p> <p>2.10 郵政庁は、税関への申告の内容(形式のいかんを問わない)について、及び税関検査に付される郵便物の検査の際に税関の行つた決定について、いかなる責任も負わない。</p> <p>2.11 第二十三条 差出人の責任 1 郵便物の差出人は、運送を認められない物品の差しにより、又は郵便物の引受条件を遵守しなかつたことにより、郵便の取扱者が被つた身体の傷害並びに他の郵便物及び郵便設備に与えたすべての損害について責任を負う。</p> <p>2 差出人は、他の郵便物に損害を与えた場合には、損傷した郵便物に対し郵政庁が負う責任の限度まで責任を負う。</p> <p>3 差出人は、差出局が¹に規定する損害を与えた郵便物を引き受けた場合においても、責任を負う。</p> <p>4 差出人は、郵便物の引受条件を遵守していた場合には、その引受け後の郵便物の取扱いにおいて郵政庁又は運送事業者に過失又は怠慢があつたときに限り、責任を負わない。</p> <p>2.12 第二十四条 賠償金の支払 1 賠償金の支払並びに料金及び課金の還付の義務は、差出郵政庁又は場合により名あて郵政庁が負う。この場合において、責任郵政庁に対する求償権は、害されない。</p> <p>2 差出人は賠償金を請求する権利を受取人のために放棄することができるものとし、受取人は自己の権利を差出人のために放棄することができる。差出人又は受取人は、自國の法令上認められた場合に、内容品が支払われた賠償金の額よりも低い価額のものであると認定された場合には、差出人又は場合により受取人は、当該保険付郵便物の交付を受けることと引換えに当該支払われた賠償金を返付する。ただし、このことにより保険金額の詐欺表記に対する措置をとることが妨げられるものではない。</p> <p>2.13 第二十六条 責任に関する留保について適用される相互主義</p> <p>1 第二十二条から前条までの規定にかかわらず</p>

官報 (号外)

<p>1 いざれの加盟国も、その領域内に居住する差出人が外国において適用される一層有利な郵便料金の利益を受けるために当該外国において差し出し、又は差し出させる通常郵便物を送達し、又は受取人に配達する義務を負わない。</p> <p>2 1の規定は、差出人の居住国において準備された後に国境を越えて搬出された通常郵便物又は外国において作成された通常郵便物のいづれについても、区別なく適用する。</p> <p>3 名あて郵政庁は、差出人に対し又は差出人から徴収することができない場合には差出郵政庁に対し、内国料金の支払を請求する権利を有する。名あて郵政庁が定めた期間内に、差出人及び差出郵政庁のいづれもがこの内国料金の支払を承諾しない場合には、名あて郵政庁は、1及び2に規定する通常郵便物を、差出郵政庁に返送し(この場合において当該名あて郵政庁は、このようないくつかの郵便料金のうち最も有利なものを選んで適用するものとする)、又は自國は、通常郵便物についての到着料の額が、当該通常郵便物が差出人の居住国において差し出さ</p>	<p>1 いざれの加盟国は、これらの条の規定に従つて責任を引き受けることを認める他の加盟国から当該責任に対しての賠償金を受け取る権利を有しない。</p> <p>第三章 通常郵便に関する特別規定</p> <p>第二十七条 外国における通常郵便物の差出し</p>
--	---

<p>4 いざれの加盟国も、差出人に対し又は差出人から徴収することができない場合には差出郵政庁に対し、内国料金の支払を請求する権利を有する。名あて郵政庁が定めた期間内に、差出人及び差出郵政庁のいづれもがこの内国料金の支払を承諾しない場合には、名あて郵政庁は、1及び2に規定する通常郵便物を、差出郵政庁に返送し(この場合において当該名あて郵政庁は、このようないくつかの郵便料金のうち最も有利なものを選んで適用するものとする)、又は自國は、通常郵便物についての到着料の額が、当該通常郵便物が差出人の居住国において差し出さ</p>	<p>1 四 SDR にその重量一キログラムごとに一 SDR を加えた額のいづれか高い方を超えてはならない。名あて郵政庁が定めた期間内に、差出郵政庁が請求された報酬の支払を承諾しない場合には、名あて郵政庁は、当該通常郵便物を、差出郵政庁に返送(この場合において当該名あて郵政庁は、このようないくつかの郵便料金のうち最も有利なものを選んで適用するものとする)、又は自國の法令に従つて取り扱うことができる。</p> <p>第三部 補償金</p> <p>第一章 通常郵便に関する特別規定</p> <p>第二十八条 到着料についての総則</p>
--	---

<p>2 この条約の施行規則に定める免除の規定が適用される場合を除くほか、他のいづれかの郵政庁から通常郵便物を受領した郵政庁は、受領した国際郵便物に係る費用に対する補償金を差し出す。</p> <p>3 到着料に関する規定の適用のため、大会議の決議 C 一二／二〇〇四により大会議が作成した表に従い、すべての郵政庁は、目標制度に参加している国及び地域の郵政庁又は移行制度に参</p>	<p>4.1 各郵政庁は、内国制度における料金その他条件を、国内の利用者と同一の条件により他の郵政庁が利用することができるようにする。</p> <p>4.2 差出郵政庁は、目標制度に参加している国の名あて郵政庁に対し、同様の場合においては、同様の郵便物について当該名あて郵政庁が国内の利用者のために定める条件と同一の条件を適用するよう要請することができる。</p> <p>4.3 移行制度に参加している国の郵政庁は、4.1 に規定する条件による利用を承認するか否かを示さなければならない。</p> <p>4.3.1 移行制度に参加している国の郵政庁が内国制度において定める条件による利用を承認することを表明するときは、その承認は、すべての連合加盟国(の郵政庁に差別なく及ぶものとする)。</p> <p>4.4 名あて郵政庁は、内国制度の利用条件が差し定する。</p>
--	---

<p>5 大量郵便物の到着料率は、到着料に関する二国間又は多数国間の取決めにおいて名あて郵政庁によって適用される最も有利な料率を超えてはならない。名あて郵政庁は、差出郵政庁が利用条件を満たしているか否かを決定する。</p> <p>6 到着料は、名あて国における業務の質に係る達成度に基づくものとする。郵便業務理事会は、監視システムに参加することを奨励し、及</p>	<p>7 郵政庁は、1に規定する補償金の全部又は一部を放棄することができる。</p> <p>8 関係郵政庁は、二国間又は多数国間の合意により、到着料の勘定の決済につきその他の補償方法を適用することができる。</p> <p>第二十九条 目標制度に参加している国との間における交換に適用される到着料についての規定</p>
--	---

官 報 (号外)		の料率は、次の料率を超えてはならない。	
3.1 二千六年については、一通当たり〇・一二一 六SDR及び重量一キログラムにつき一・七 六八SDR		六SDR及び重量一キログラムにつき一・七 六八SDR	
3.2 二千七年については、一通当たり〇・一三一 一SDR		二千七年については、一通当たり〇・一三一 一SDR	
3.3 二千八年については、一通当たり〇・一三一 七SDR及び重量一キログラムにつき一・八 五八SDR		二千八年については、一通当たり〇・一三一 七SDR及び重量一キログラムにつき一・八 五八SDR	
3.4 二千九年については、一通当たり〇・一四一 三SDR及び重量一キログラムにつき一・九 〇四SDR		二千九年については、一通当たり〇・一四一 三SDR及び重量一キログラムにつき一・九 〇四SDR	
4 二千六年から二千九年までの期間について適用する料率は、一通当たり〇・一四七SDR及び重量一キログラムにつき一・四九一SDRを下回るものであつてはならない。料率の引上げが関係国内制度における二十グラムの優先書状の料金の百パーセントを超えないことを条件として、最低の料率は、次の料率とする。		二千六年から二千九年までの期間について適用する料率は、一通当たり〇・一四七SDR及び重量一キログラムにつき一・四九一SDRを下回るものであつてはならない。料率の引上げが関係国内制度における二十グラムの優先書状の料金の百パーセントを超えないことを条件として、最低の料率は、次の料率とする。	
4.1 二千六年については、一通当たり〇・一五 一SDR及び重量一キログラムにつき一・五 三六SDR		4.1 二千六年については、一通当たり〇・一五 一SDR及び重量一キログラムにつき一・五 三六SDR	
4.2 二千七年については、一通当たり〇・一五 八SDR及び重量一キログラムにつき一・五 九八SDR		4.2 二千七年については、一通当たり〇・一五 八SDR及び重量一キログラムにつき一・五 九八SDR	
4.3 二千八年については、一通当たり〇・一五 八SDR及び重量一キログラムにつき一・五 九八SDR		4.3 二千八年については、一通当たり〇・一五 八SDR及び重量一キログラムにつき一・五 九八SDR	
4.4 二千九年については、一通当たり〇・一六 一SDR及び重量一キログラムにつき一・六 三一〇SDR		4.4 二千九年については、一通当たり〇・一六 一SDR及び重量一キログラムにつき一・六 三一〇SDR	
1.1.1 年間総重量が百トンを下回る郵便物の流れについて適用する料率は、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数である十五・二一通に基づき、重量一キログラムにつき三・七二七SDRとする。		1.1.1 年間総重量が百トンを上回る郵便物の流れについて適用する料率は、名あて郵政厅及び差出郵政厅のいずれも当該郵便物の流れについて郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の実際の通数に基づき料率の変更を請求しない場合には、重量一キログラムにつき三・七二七SDRとする。この料率は、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の実際の通数が十三通から十七通までの場合についても適用する。	
1.1.2 年間総重量が百トンを上回る郵便物の流れについて適用する料率は、名あて郵政厅及び差出郵政厅のいずれも当該郵便物の流れについて郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の実際の通数に基づき料率の変更を請求しない場合には、重量一キログラムにつき三・七二七SDRとする。この料率は、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の実際の通数が十五通から五十五通までの場合は、到着料の計算においては、重量五キログラムとみなす。		1.1.2 年間総重量が百トンを上回る郵便物の流れについて適用する料率は、名あて郵政厅及び差出郵政厅のいずれも当該郵便物の流れについて郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の実際の通数に基づき料率の変更を請求しない場合には、重量一キログラムにつき三・七二七SDRとする。この料率は、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の実際の通数が十五通から五十五通までの場合は、到着料の計算においては、重量五キログラムとみなす。	
1.1.3 関係郵政厅のいずれか一方が、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の実際の通数に基づき料率の適用を請求する場合には、当該郵便物の流れについて適用する料率は、通常郵便に関する施行規則に定める料率の変更に従つて計算する。		1.1.3 関係郵政厅のいずれか一方が、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の実際の通数に基づき料率の適用を請求する場合には、当該郵便物の流れについて適用する料率は、通常郵便に関する施行規則に定める料率の変更に従つて計算する。	
1.1.4 1.1.に定める料率を引き下げるための料率の変更は、移行制度に参加している国が目標制度に参加している国に対し料率の変更を請求しない限り、目標制度に参加している国が移行制度に参加している国に対しても行うことができない。		1.1.4 1.1.に定める料率を引き下げるための料率の変更は、移行制度に参加している国が目標制度に参加している国に対し料率の変更を請求しない限り、目標制度に参加している国が移行制度に参加している国への大量郵便物の輸送について適用することができる。	
1.2 M郵袋について適用する料率は、その重量一キログラムにつき〇・七九三SDRとする。		1.2 M郵袋について適用する料率は、その重量一キログラムにつき〇・七九三SDRとする。	
1.3 書留郵便物（M郵袋を除く。）について適用する料率は、一通当たり〇・一四七SDR及び重量一キログラムにつき一・四九一SDRとする。		1.3 書留郵便物（M郵袋を除く。）について適用する料率は、一通当たり〇・一四七SDR及び重量一キログラムにつき一・四九一SDRとする。	
2 補償方式の調和		2 補償方式の調和	
3.1 目標制度に参加している国への大量郵便物の補償金は、前条に規定する一通当たり〇・一四七SDR及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。		3.1 目標制度に参加している国への大量郵便物の補償金は、前条に規定する一通当たり〇・一四七SDR及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。	
3.2 移行制度に参加している国郵政厅は、受領した大量郵便物について、一通当たり〇・一四九一SDR及び重量一キログラムを請求することができる。		3.2 移行制度に参加している国郵政厅は、受領した大量郵便物について、一通当たり〇・一四九一SDR及び重量一キログラムを請求することができる。	
4 二国間の合意がある場合を除くほか、この条		4 二国間の合意がある場合を除くほか、この条	

官 報 (号 外)

- | | |
|----------------------------|--|
| 1.2 | 1及び1.に規定する陸路割当料金については、小包郵便に関する施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の郵政庁が負担する。 |
| 1.3 | 到着の陸路割当料金は、各国の全領域について均一とする。 |
| 2 | 二の郵政庁の間又は同一国との間で他の郵政庁の陸運業務によつて交換される小包については、当該陸運業務に参加する国のために、小包郵便に関する施行規則に定める距離段階に応じた継越しの陸路割当料金を課す。 |
| 2.1 | 仲介郵政庁は、開袋継越小包につき一個ごとに、小包郵便に関する施行規則に定める單一の陸路割当料金を請求することができる。 |
| 2.2 | 継越しの陸路割当料金については、小包郵便に関する施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の郵政庁が負担する。 |
| 3 | 自国の海運業務提供者が小包の海路運送に参加する国は、海路割当料金を請求することができる。この海路割当料金については、小包郵便に関する施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の郵政庁が負担する。 |
| 3.1 | 海路割当料金は、利用される各海運業務提供者につき、小包郵便に関する施行規則に距離段階に応じて定める。 |
| 3.2 | 郵政庁は、3.1の規定に従つて計算される海路割当料金をその五十パーセントを限度として引き上げることができる。郵政庁は、自己 |
| 1 | 郵便業務理事会は、この条約の施行規則に定める条件に従い、郵政庁が支払う次の継越料、航空運送料及び割当料金を定める権限を有する。 |
| 1.1 | 一又は二以上の仲介国による通常郵便の閉袋の取扱い及び運送のための継越料 |
| 1.2 | 航空郵便物に適用する基本料金率及び航空運送料 |
| 1.3 | 到着小包の取扱いのための到着の陸路割当料金 |
| 1.4 | 仲介国による小包の取扱い及び運送のための継越しの陸路割当料金 |
| 1.5 | 小包の海路運送のための海路割当料金 |
| 2 | 改正は、業務を実施する郵政庁に公平な報酬を確保する方法により、信頼し得るかつ代表的な経済上及び財務上のデータに基づくものとする。決定された改正は、郵便業務理事会が定める日に効力を生ずる。 |
| 第三部 最終規定 | 第四部 最終規定 |
| 第三十六条 この条約及びその施行規則 | に関する議案の承認の条件 |
| 1 | 連合の趣旨及び目的と両立しないすべての留保は、認められない。 |
| 2 | 原則として、自国の見解が他の加盟国によって受け入れられない加盟国は、できる限り、多数の意見に従うよう努める。留保については、 |
| 3 | 絶対に必要な場合にのみ付するものとし、適切な方法により正当な理由を提出する。 |
| 3.1 | この条約に対する議決で承認されなければならない。投票の際には、大会議に代表を出して |
| 3.2 | 万国郵便条約の最終議定書 |
| 3.3 | 下名の全権委員は、本日付けで作成された万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一条 郵便物の所属、取戻し及びあて名の変更又は訂正 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第二条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第三条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第四条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第五条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第六条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第七条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第八条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第九条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第十条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第十一条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第十二条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第十三条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第十四条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第十五条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第十六条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第十七条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第十八条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第十九条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第二十条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第二十一条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第二十二条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第二十三条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第二十四条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第二十五条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第二十六条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第二十七条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第二十八条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第二十九条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第三十条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第三十一条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第三十二条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第三十三条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第三十四条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第三十五条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第三十六条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第三十七条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第三十八条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第三十九条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第四十条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第四十一条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第四十二条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第四十三条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第四十四条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第四十五条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第四十六条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第四十七条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第四十八条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第四十九条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第五十条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第五十一条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第五十二条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第五十三条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第五十四条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第五十五条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第五十六条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第五十七条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第五十八条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第五十九条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第六十条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第六十一条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第六十二条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第六十三条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第六十四条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第六十五条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第六十六条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第六十七条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第六十八条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第六十九条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第七十条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第七十一条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第七十二条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第七十三条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第七十四条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第七十五条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第七十六条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第七十七条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第七十八条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第七十九条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第八十条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第八十一条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第八十二条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第八十三条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第八十四条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第八十五条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第八十六条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第八十七条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第八十八条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第八十九条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第九十条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第九十一条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第九十二条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第九十三条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第九十四条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第九十五条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第九十六条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第九十七条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第九十八条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第九十九条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百一条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百二条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百三条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百四条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百五条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百六条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百七条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百八条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百九条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百十条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百十一条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百十二条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百十三条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百十四条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百十五条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百十六条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百十七条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百十八条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百十九条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百二十条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百二十二条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百二十三条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百二十四条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百二十五条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百二十六条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百二十七条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百二十八条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百二十九条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百三十条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百三十二条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百三十三条 | 万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。 |
| 第一百三十四条 | |

官 報 (号 外)

ア・バーブーダ、バーレーン王国、バルバドス、ベリーズ、ボツワナ、ブルネイ・ダルサラーム国、カナダ、香港、ドミニカ、エジプト、フィジー、ガンビア、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国、英國の海外領土、グレナダ、ガイアナ、アイルランド、ジャマイカ、ケニア、キリバス、クウェート、レソト、マレーシア、マラウイ、モーリシャス、ナウル、ナイジェリア、ニュージーランド、ウガンダ、パプアニューギニア、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ソロモン諸島、サモア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スワジランド、タンザニア連合共和国、トリニダード・トバゴ、ツバル、バヌアツ及びザンビアについては、適用しない。

2 条約第五条1及び2の規定は、受取人が自己の郵便物の到着の通知を受けた後においては差出人の請求による通常郵便物の取戻し又はガボール、スワジランド、タンザニア連合共和国、トリニダード・トバゴ、ツバル、バヌアツ及びザンビアについては、適用しない。

3 条約第五条1の規定は、オーストラリア、ガーナ及びジンバブエについては、適用しない。

4 条約第五条2の規定は、差出人の請求による通常郵便物の取戻し又はあて名変更を認めないことを法令に定めるオーストラリア、デンマーク及びイラン・イスラム共和国についても、適用しない。

5 条約第五条2の規定は、アメリカ合衆国については、適用しない。

6 オーストラリアは、自国の法令に適合する場合に限り、条約第五条2の規定を適用する。

7 エルサルバドル、パナマ共和国、フィリピン、コンゴ民主共和国及びベネズエラは、受取人が通関を請求した後に小包を返送することは自国の税関規則に抵触するため、条約第五条2の規定にかかわらず、その返送をしないことができる。

第二条 料金

1 オーストラリア、カナダ及びニュージーランドの郵政庁は、この条約の施行規則に定める料金以外の郵便料金が自国の法令に適合する場合には、条約第六条の規定にかかわらず、これを徴収することができる。

第三条 点字郵便物についての郵便料金の免除に対する例外

1 インドネシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島及びトルコの郵政庁は、内国業務につき点字郵便物について郵便料金の免除を認めていないので、条約第七条の規定にかかわらず、同条に規定する普通料金及び特別業務に関する料金を徴収することができる。ただし、当該普通料金及び特別業務に関する料金の額は、自国の内国業務についてこれらの料金の額を超えることができない。

第四条 基礎業務

1 オーストラリアは、条約第十二条の規定にかかるかわらず、小包郵便業務を基礎業務に含めることを認める。

2 条約第十二条2の規定は、自国の法令がより低い重量制限を課しているグレート・ブリテンについては、適用しない。グレート・ブリテンにおける健康及び安全に関する法令は、郵袋の重量を二十キログラムに制限している。

第五条 小形包装物

1 アフガニスタンの郵政庁は、条約第十二条の規定にかかわらず、自国での及び自國から発送する小形包装物の重量制限を一キログラムとすることができる。

第六条 受取通知

1 カナダの郵政庁は、その内国制度において小包に対する受取通知の業務を行っていないため、条約第十三条3の規定を小包について適用しないことができる。

第七条 國際郵便料金受取人扱業務

1 ブルガリア共和国の郵政庁は、条約第十三条规定にかかわらず、関係郵政庁と交渉を行った後、国際郵便料金受取人扱業務を確保する。

第八条 通常郵便に関する禁制

1 レバノン及び朝鮮民主主義人民共和国の郵政庁は、例外的に、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留郵便物を引き受けない。また、これらの郵政庁は、ガラス製品又は壊れやすい物品を包有する書留郵便物及び通常郵便物を引き受けない。

2 ドイツ、アメリカ合衆国、オーストラリア、オーストラリア、カナダ、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国、日本国及びスイスの郵政庁は、条約第七条の規定にかかわらず、自国の内国業務につき点字郵便物について適用している特別業務に関する料金を徴収することができます。

官 報 (号外)	
<p>8 オーストラリアの郵政庁は、地金又は紙幣を包有する通常郵便物を引き受けない。また、同郵政庁は、宝石、貴金属、珠玉、証書、硬貨その他譲渡可能な有価証券のような貴重品を包有する自國あての書留郵便物又は開袋継越通常郵便物を引き受けない。同郵政庁は、このような留保に反して差し出された郵便物について責任を認めない。</p> <p>9 中華人民共和国の郵政庁は、香港特別行政区を除くほか、自國の国内法令に従い、硬貨、銀行券、紙幣、持参人払有価証券又は旅行小切手を包有する保険付通常郵便物を引き受けない。</p> <p>10 ラトビア及びモンゴルの郵政庁は、自國の国内法令に抵触するため、硬貨、銀行券、持参人払有価証券及び旅行小切手を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。</p> <p>11 ブラジルの郵政庁は、通用している硬貨及び銀行券並びに各種の持参人払有価証券を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。</p> <p>12 ベトナムの郵政庁は、物品を包有する書状を引き受けない権利を留保する。</p> <p>第九条 小包郵便に関する禁制</p> <p>1 ミャンマー及びザンビアの郵政庁は、自己の規則に抵触するため、条約第十五条第1項に規定する貴重品を包有する保険付小包を引き受けないことができる。</p> <p>2 レバノン及びスーザンの郵政庁は、例外的に、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、</p> <p>6.3.6.2 消火のための製品及び液状の化学物質</p> <p>6.3.6.2.1 イラン・イスラム共和国の郵政庁は、条約第十五条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する保険付郵便物を引き受けない。</p>	<p>8 金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包並びに液体、液化しやすい物、ガラス製品及びこれらと同様の物品並びに壊れやすい物品を包有する小包を引き受けない。これらの郵政庁は、小包郵便に関する施行規則の関連規定を遵守する業務を負わない。</p> <p>3 ブラジルの郵政庁は、通用している硬貨及び紙幣並びに各種の持参人払有価証券を包有する保険付小包を引き受けることが自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けないことができる。</p> <p>4 ガーナの郵政庁は、通用している硬貨及び紙幣を包有する保険付小包を引き受けたが自らの規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けないことができる。</p> <p>5 サウジアラビアの郵政庁は、条約第十五条に定める物品に加えて、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包を引き受けない。また、同郵政庁は、権限のある当局が発行する処方せんが添付されていない各種の薬品、消火のための製品、液状の化学物質又はイスラム教の原理に反する物品を包有する小包を引き受けない。</p> <p>6 オマーンの郵政庁は、条約第十五条に定める物品に加えて、次のものを包有する小包を引き受けない。</p> <p>6.1 権限のある当局が発行する処方せんが添付されない各種の薬品</p> <p>12 ラトビアの郵政庁は、硬貨、銀行券、各種の持参人払有価証券(小切手)又は外国為替を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けない。同郵政庁は、このような郵便物の亡失又は損傷の場合は責任を認めない。</p> <p>第十条 関税を課される物品</p> <p>1 バングラデシュ及びエルサルバドルの郵政庁は、条約第十五条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する保険付郵便物を引き受けない。</p> <p>2 アルゼンチン、オーストリア、アゼルバイジャン、スロバキア及びチエコ共和国の郵政庁は、条約第十七条の規定にかかるわらず、通常郵便物のための調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。</p>
<p>2 アフガニスタン、アルバニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カンボジア、チリ、コロンビア、キューバ、エルサルバドル、エストニア、イタリア、ラトビア、ネパール、ウズベキスタン、ペルー、朝鮮民主主義人民共和国、サンマリノ、トルクメニスタン、ウクライナ及びベネズエラの郵政庁は、条約第十五条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する普通書状及び書留書状を引き受けない。</p> <p>3 ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール共和国、ジブチ、マリ及びモーリタニアの郵政庁は、条約第十五条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する普通書状を引き受けない。</p> <p>4 1から3までの規定にかかるわらず、血清、ワクチン及び緊急の必要性があり、かつ、入手が困難な医薬品を包有する郵便物は、いかなる場合にも差し出しを認められる。</p> <p>第五十条 調査請求</p> <p>1 サウジアラビア、ブルガリア共和国、カーボヴェルデ、エジプト、ガボン、英国の海外領土、ギリシャ、iran・イスラム共和国、キルギス、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国、スー丹、シリア・アラブ共和国、チャド、トルクメニスタン、ウクライナ及びザンビアの郵政庁は、条約第十七条の規定にかかるわらず、通常郵便物のための調査請求の料金を利用する者から徴収する権利を留保する。</p>	<p>2 アフガニスタン、アルバニア、アゼルバイジャン、スロバキア及びチエコ共和国の郵政庁は、条約第十七条の規定にかかるわらず、通常郵便物のための調査請求の料金を利用する者から徴収する権利を留保する。</p>
官 報 (号外)	
<p>8 オーストラリアの郵政庁は、地金又は紙幣を包有する通常郵便物を引き受けない。また、同郵政庁は、宝石、貴金属、珠玉、証書、硬貨その他譲渡可能な有価証券のような貴重品を包有する自國あての書留郵便物又は開袋継越通常郵便物を引き受けない。同郵政庁は、このような留保に反して差し出された郵便物について責任を認めない。</p> <p>9 中華人民共和国の郵政庁は、香港特別行政区を除くほか、自國の国内法令に従い、硬貨、銀行券、紙幣、持参人払有価証券又は旅行小切手を包有する保険付通常郵便物を引き受けない。</p> <p>10 ラトビア及びモンゴルの郵政庁は、自國の国内法令に抵触するため、硬貨、銀行券、持参人払有価証券及び旅行小切手を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。</p> <p>11 ブラジルの郵政庁は、通用している硬貨及び銀行券並びに各種の持参人払有価証券を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。</p> <p>12 ベトナムの郵政庁は、物品を包有する書状を引き受けない権利を留保する。</p> <p>第九条 小包郵便に関する禁制</p> <p>1 ミャンマー及びザンビアの郵政庁は、自己の規則に抵触するため、条約第十五条第1項に規定する貴重品を包有する保険付小包を引き受けないことができる。</p> <p>2 レバノン及びスーザンの郵政庁は、例外的に、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、</p> <p>6.3.6.2 消火のための製品及び液状の化学物質</p> <p>6.3.6.2.1 イラン・イスラム共和国の郵政庁は、条約第十五条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する保険付郵便物を引き受けない。</p>	<p>8 金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包並びに液体、液化しやすい物、ガラス製品及びこれらと同様の物品並びに壊れやすい物品を包有する小包を引き受けない。これらの郵政庁は、小包郵便に関する施行規則の関連規定を遵守する業務を負わない。</p> <p>3 ブラジルの郵政庁は、通用している硬貨及び紙幣並びに各種の持参人払有価証券を包有する保険付小包を引き受けることが自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けないことができる。</p> <p>4 ガーナの郵政庁は、通用している硬貨及び紙幣を包有する保険付小包を引き受けたが自らの規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けないことができる。</p> <p>5 サウジアラビアの郵政庁は、条約第十五条に定める物品に加えて、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包を引き受けない。また、同郵政庁は、権限のある当局が発行する処方せんが添付されていない各種の薬品、消火のための製品、液状の化学物質又はイスラム教の原理に反する物品を包有する小包を引き受けない。また、同郵政庁は、条約第十五条の規定にかかるわらず、血清、ワクチン及び緊急の必要性があり、かつ、入手が困難な医薬品を包有する郵便物は、いかなる場合にも差し出しを認められる。</p> <p>4 1から3までの規定にかかるわらず、血清、ワクチン及び緊急の必要性があり、かつ、入手が困難な医薬品を包有する郵便物は、いかなる場合にも差し出しを認められる。</p> <p>第五十条 調査請求</p> <p>1 サウジアラビア、ブルガリア共和国、カーボヴェルデ、エジプト、ガボン、英国の海外領土、ギリシャ、iran・イスラム共和国、キルギス、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国、スー丹、シリア・アラブ共和国、チャド、トルクメニスタン、ウクライナ及びザンビアの郵政庁は、条約第十七条の規定にかかるわらず、通常郵便物のための調査請求の料金を利用する者から徴収する権利を留保する。</p>

官 報 (号 外)

<p>は、調査請求に関する調査が完了した場合において、当該請求が正当とされないことが判明したときは、条約第十七条3の規定にかかるわらず、特別料金を徴収する権利を留保する。</p> <p>3 アフガニスタン、サウジアラビア、ブルガリア共和国、カーボベルデ、コンゴ共和国、エジプト、ガボン、iran・イスラム共和国、キルギス、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、スークダム、スリナム、シリア・アラブ共和国、トルクメニスタン、ウクライナ及びザンビアの郵政庁は、小包について調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。</p> <p>4 アメリカ合衆国、ブラジル及びパナマ共和国の郵政庁は、条約第十七条3の規定にかかるわらず、1から3までの規定に基づいて料金を徴収する国において差し出される通常郵便物及び小包郵便物のための調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。</p> <p>第十二条 通関料</p> <p>1 ガボンの郵政庁は、通關料を利用者から徴収する権利を留保する。</p> <p>2 コンゴ共和国及びザンビアの郵政庁は、小包について通關料を利用者から徴収する権利を留保する。</p> <p>第十三条 外国における通常郵便物の差出し</p> <p>1 アメリカ合衆国、オーストラリア、オーストリリア、グレート・ブリテン及び北アイルランドの郵政庁は、自己が発送しなかつた郵便物を条約第二十七条4の規定により自己に返送する郵政だから、関連する作業に係る費用に相当する金額</p>	<p>2 カナダの郵政庁は、条約第二十七条4の規定にかかるわらず、少なくとも関連する通常郵便物の取扱いに係る費用を回収することができる報酬を差出郵政庁から徴収する権利を留保する。</p> <p>3 条約第二十七条4の規定は、名あて郵政庁が、差出郵政庁に対し、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達について、適切な報酬を請求する権利を認めていた。オーストラリア及びグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国は、当該報酬の支払額を名あて国の同様の郵便物に適用される適切な内国料金に制限する権利を留保する。</p> <p>4 条約第二十七条4の規定は、名あて郵政庁が、差出郵政庁に対し、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達について、適切な報酬を請求する権利を認めていた。アメリカ合衆国、バハマバルバドス、ブルネイ・ダルサラーム国、中華人民共和国、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国、英國の海外領土、グレナダ、ガイアナ、インド、マレーシア、ネパール、ニュージーランド、オランダ、オランダ領アンティール及びアルバ、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、シンガポール、スリランカ、スリナム及びタイは、当該報酬の支払額を通常郵便に適用する限りに制限する権利を留保する。</p> <p>第十四条 到着の例外的陸路割当料金</p> <p>1 アフガニスタンの郵政庁は、条約第三十四条の規定にかかるわらず、小包一個ごとに七・五〇SDRの到着の例外的陸路割当料金を追加して徴収する権利を留保する。</p> <p>第十五条 特別料金率</p> <p>1 アメリカ合衆国、ベルギー及びノルウェーの郵政庁は、航空小包に対し、平面路小包に対する陸路割当料金よりも高い額の陸路割当料金を徴収することができる。</p> <p>2 レバノンの郵政庁は、重量一キログラムまで</p>	<p>ワール共和国、デンマーク、エジプト、フランス、ギリシャ、ギニア、イスラエル、イタリア、日本国、ヨルダン、レバノン、ルクセンブルク、マリ、モロッコ、モーリタニア、モナコ、ノルウェー、ポルトガル、セネガル、シリア・アラブ共和国及びトーゴは、4に規定する留保にかかるわらず、連合加盟国から受領する郵便物について、条約第二十七条の規定を完全に適用する権利を留保する。</p> <p>3 パナマ共和国の郵政庁は、航空路によって継続運送が行われる平面路小包(SAL小包)に対しては、重量一キログラムごとに○・二〇SDRを徴収することができる。</p> <p>以上の証拠として、下名の全権委員は、これらの規定が条約中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの最終議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。</p> <p>二千四年十月五日にブカレストで作成した。</p> <p>万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書</p> <p>一 本件の目的及び要旨</p> <p>万国郵便連合(以下「連合」という。)の諸文書は、通常五年ごと(次回からは四年ごと)に開催される連合の大会議において更新されることになつてゐる。</p> <p>本件三文書は、平成十六年九月十五日からブカレストで開催された第二十三回大会議において、連合の組織及び運営並びに国際郵便業務全般につき見直しが行われた結果、万国郵便連合憲章(以下「憲章」という。)を改正し、現行の万</p>
--	---	---

国郵便連合一般規則(以下「一般規則」という。)及び万国郵便条約(以下「条約」という。)を更新するものとして同大会議最終日の十月五日に採択されたものであり、その主な改正点は次のとおりである。

1 万国郵便連合憲章の第七追加議定書

(一) 連合の任務として、相互に連結したネットワークから構成される单一の郵便地域における郵便物の自由な流れを保障すること等の具体的な項目を追加すること。

(二) 連合の基本的文書であり、連合の組織規定を内容とする憲章、並びに、憲章の適用及び連合の運営を確保するための規定を内容とする一般規則は、留保の対象とならないこと。

(三) 一般規則を恒久文書とすること。

2 万国郵便連合一般規則

(一) 大会議の開催周期を從来の五年から四年に変更すること。

(二) 広範な郵便分野の利益を代表し、利害關係者の間の効果的な対話のための枠組みを提供することを目的として、配達業務提供者等国際郵便を有するものから成る諸問委員会を設置すること。

3 万国郵便条約

(一) 加盟国は、処罰の対象となる郵便切手等の郵便料金納付の手段に関する違反行為を拡大し、不当な利益を得ることを意図して行われた郵便料金納付の手段の変造等の行為、及びこれらの違反行為の未遂を処罰する旨を約束すること。

(二) 到着料に関する規定の適用のため、すべ

ての郵政庁を、目標制度に参加している国又は移行制度に参加している国のいずれかに分類すること。

(三) 到着料は、名あて国における業務の質に係る達成度に基づくものとし、郵便業務理事会は、業務の質に関する目標を達成したこと。

(四) 大会議の際に提出される留保について、連合の趣旨及び目的と両立しないすべての留保は、認められないこと。

なお、本議定書、一般規則及び条約は、平成十八年一月一日に効力を生じ、議定書及び一般規則については無期限に、条約については次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有することになっている。

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 告書

認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年十月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 参議院議長 扇 千景

官報(号外)

第二章 郵便為替	
第三条 業務形態の定義	
<p>1.1 差出人は、郵便局の窓口において為替金を払い込むこと又は自己の口座からの払出しを請求することにより、為替金の全額を、現金により、かつ、一切の控除が行われることなく受取人に払い渡すことを請求する。</p> <p>2.1 差出人は、郵便局の窓口において為替金を払い込むことにより、郵政庁が管理する受取人の口座又は他の金融機関が管理する口座に為替金の全額を、一切の控除が行われることなく入金することを請求する。</p> <p>3.1 代金引換郵便物の受取人は、為替金を払い込むこと又は自己の口座からの払出しを請求することにより、為替金の全額を、一切の控除が行われることなく代金引換郵便物の差出人に払い渡すことを請求する。</p> <p>1 郵便為替の金額は、特別の合意がない限り、名めて国の通貨をもつて表示する。</p> <p>2 振出郵政庁は、名めて国の通貨に対する自国の通貨の換算割合を定める。</p> <p>3 郵便為替一口の最高限度額は、二国間で定める。</p> <p>4 振出郵政庁は、郵便為替の受付のための書類及び方法について任意に定める。郵便為替が郵便により送達される場合には、この約定の施行規則に定める用紙のみを使用しなければならない。</p>	<p>1.1 通常為替</p> <p>1.1 差出人は、郵便局の窓口において為替金を払い込むことにより、為替金の全額を、現金により、かつ、一切の控除が行われることなく受取人に払い渡すことを利用することにより、為替金の全額を、現金により、かつ、一切の控除が行われることなく受取人に払い渡すことを請求する。</p> <p>2.1 払込為替</p> <p>2.1 差出人は、郵便局の窓口において為替金を払い込むことにより、郵政庁が管理する受取人の口座又は他の金融機関が管理する口座に為替金の全額を、一切の控除が行われることなく入金することを請求する。</p> <p>3.1 代金引換郵便物の受取人は、為替金を払い込むことにより、為替金の全額を、一切の控除が行われることなく代金引換郵便物の差出人に払い渡すことを請求する。</p> <p>1 郵便為替の金額は、特別の合意がない限り、名めて国の通貨をもつて表示する。</p> <p>2 振出郵政庁は、名めて国の通貨に対する自国の通貨の換算割合を定める。</p> <p>3 郵便為替一口の最高限度額は、二国間で定める。</p> <p>4 振出郵政庁は、郵便為替の受付のための書類及び方法について任意に定める。郵便為替が郵便により送達される場合には、この約定の施行規則に定める用紙のみを使用しなければならない。</p>
<p>1 振出郵政庁は、振出しの際に徴収する料金を任意に定める。</p> <p>2 この約定の締約国との間で交換される郵便為替に対し、振替の金額から控除される。ただし、関係郵政庁が合意する場合には、当該料金を差出人から徴収して当該仲介国郵政庁に支払うことができる。</p>	<p>1 振出郵政庁は、振出しの際に徴収する料金を任意に定める。</p> <p>2 この約定の締約国との間で交換される郵便為替に対し、振替の金額から控除される。ただし、関係郵政庁が合意する場合には、当該料金を差出人から徴収して当該仲介国郵政庁に支払うことができる。</p>
第四条 料金	
<p>1 振出郵政庁は、振出しの際に徴収する料金を任意に定める。</p> <p>2 この約定の締約国との間で交換される郵便為替に対し、振替の金額から控除される。ただし、関係郵政庁が合意する場合には、当該料金を差出人から徴収して当該仲介国郵政庁に支払うことができる。</p>	<p>1 振出郵政庁は、振出しの際に徴収する料金を任意に定める。</p> <p>2 この約定の締約国との間で交換される郵便為替に対し、振替の金額から控除される。ただし、関係郵政庁が合意する場合には、当該料金を差出人から徴収して当該仲介国郵政庁に支払うことができる。</p>
第五条 指図の受付	
<p>1 振出郵政庁は、利用者が満足する業務を提供するため、この約定の施行規則に定める業務基準を満たすものとする。</p> <p>2 第五条 指図の送達</p> <p>1 郵便為替の有効期間は、原則として、振替の金額は、関係郵政庁の間で別段の決定が行われる場合を除くほか、無制限とする。</p> <p>2 郵便為替証書の有効期間は、原則として、振替の金額は、関係郵政庁の間で別段の決定が行われる場合を除くほか、無制限とする。</p> <p>3 通常郵便に関する施行規則第百十一条及び第一百一十二条に定める条件に基づく郵便送金業務である場合に、当該料金を差出人から徴収して当該仲介国郵政庁に支払うことができる。</p> <p>4 通常郵便に関する施行規則第百十一条及び第一百一十二条に定める条件に基づく郵便送金業務である場合に、当該料金を差出人から徴収して当該仲介国郵政庁に支払うことができる。</p> <p>5 3及び4に定める有効期間の満了後は、未払の郵便為替は、直ちに振出郵政庁に返送される。</p>	<p>1 振出郵政庁は、振替の金額が表示された通貨に対する自国の通貨の換算割合を定める。</p> <p>2 振替の金額は、振替の受付のための書類及び方法について任意に定める。</p> <p>3 電子的な郵便為替の有効期間は、二国間の取決めに基づいて定める。</p> <p>4 電子的な郵便為替の有効期間は、二国間の取決めに基づいて定める。</p> <p>5 3及び4に定める有効期間の満了後は、未払の郵便為替は、直ちに振出郵政庁に返送される。</p>
第六条 指図の受付	
<p>1 振出郵政庁は、振替の金額は、関係郵政庁の間で別段の決定が行われる場合を除くほか、無制限とする。</p> <p>2 第六条 指図の送達</p> <p>1 郵便為替の交換は、万国郵便連合国際事務局又は他の機関が提供する電子回線網により行われる。</p> <p>2 郵便為替の交換は、万国郵便連合国際事務局又は他の機関が提供する電子回線網により行われる。</p>	<p>1 振出郵政庁は、振替の金額は、関係郵政庁の間で別段の決定が行われる場合を除くほか、無制限とする。</p> <p>2 郵便為替の交換は、万国郵便連合国際事務局又は他の機関が提供する電子回線網により行われる。</p>
第七条 名めて国における処理	
<p>1 郵便為替金は、原則として、全額受取人に支払われなければならない。受取人が特別の取扱いを請求する場合には、当該特別の取扱いについて任意に定める料金を受取人から徴収することができる。</p> <p>2 郵便為替金は、原則として、全額受取人に支払われなければならない。受取人が特別の取扱いを請求する場合には、当該特別の取扱いについて任意に定める料金を受取人から徴収することができる。</p>	<p>1 郵便為替金は、原則として、全額受取人に支払われなければならない。受取人が特別の取扱いを請求する場合には、当該特別の取扱いについて任意に定める料金を受取人から徴収することができる。</p> <p>2 郵便為替金は、原則として、全額受取人に支払われなければならない。受取人が特別の取扱いを請求する場合には、当該特別の取扱いについて任意に定める料金を受取人から徴収することができる。</p>
第八条 払渡手数料	
<p>1 振出郵政庁は、払渡郵政庁に対し、払渡済みの郵便為替のそれぞれにつき、この約定の施行規則に定める率の払渡手数料を支払う。</p> <p>2 郵政庁は、この約定の施行規則に定める一定額の払渡手数料に代えて、異なる率の払渡手数料を取り決めることができる。</p> <p>3 料金が免除された送金については、払渡手数料の支払を要しない。</p> <p>4 振出郵政庁が料金を免除する援助資金の送金については、関係郵政庁の間の合意がある場合には、払渡手数料を免除することができる。</p>	<p>1 振出郵政庁は、振出しの際に徴収する料金を任意に定める。振出郵政庁は、差出人のために行う特別の取扱いについて徴収する料金をこの基本料金に加える。</p> <p>2 この約定の締約国との間で交換される振替に対しても、仲介国郵政庁は、追加の料金を課することができる。当該料金の金額は、関係郵政庁の間で合意され、振替の金額から控除される。ただし、関係郵政庁が合意する場合には、当該料金を差出人から徴収して当該仲介国郵政庁に支払うことができる。</p>
第九条 払渡郵政庁の義務	
<p>1 払渡郵政庁は、利用者が満足する業務を提供するため、この約定の施行規則に定める業務基準を満たすものとする。</p> <p>2 第十一条 指図の受付</p> <p>1 振替の金額は、名めて国郵政庁と払渡郵政庁との間の合意に基づく他の通貨への受入登記を請求する。</p> <p>2 第十二条 料金</p> <p>1 振出郵政庁は、振替の金額が表示された通貨に対する自國の通貨の換算割合を定める。</p> <p>2 振替の金額は、振替の受付のための書類及び方法について任意に定める。</p>	<p>1 払渡郵政庁は、利用者が満足する業務を提供するため、この約定の施行規則に定める業務基準を満たすものとする。</p> <p>2 第十三条 郵便振替</p> <p>1 郵便口座の加入者は、自己の口座から払い出した金額につき、郵政庁が管理する受取人の口座又は名めて国郵政庁を通じてその他の口座への受入登記を請求する。</p> <p>2 第十四条 指図の受付</p> <p>1 振替の金額は、名めて国郵政庁と払渡郵政庁との間の合意に基づく他の通貨への受入登記をもって表示する。</p> <p>2 振替の金額が表示された通貨に対する自國の通貨の換算割合を定める。</p> <p>3 振替の金額は、振替の受付のための書類及び方法について任意に定める。</p> <p>4 振替の金額は、振替の受付のための書類及び方法について任意に定める。</p>

3 通常郵便に関する施行規則第百十条及び第一百十一条に定める条件に基づく郵便振替業務であつて、郵便により郵政庁間で交換される書類、証書及び指図に係るものについては、料金を免除する。

第十三条 振出郵政庁の義務

1 振出郵政庁は、利用者が満足する業務を提供するため、この約定の施行規則に定める業務基準を満たすものとする。

第十四条 指図の送達

1 振替は、関係郵政庁が採用する技術仕様に基づき、万国郵便連合国際事務局又は他の機関が提供する電子回線網により行われる。

2 交換の安全性及び質は、使用する回線網に関する技術仕様又は振出郵政庁と払渡郵政庁との間の取決めによつて保証されなければならない。

第十八条 参加する郵政庁の間の決済

3 郵政庁は、この約定の施行規則に定める用紙を使用して優先扱いによつて送達される振替を交換することについて取り決めができる。

第十九条 決済用口座、月次計算書、調査請求及び責任

4 郵政庁は、その他の交換方式を利用することについて取り決めることができる。

第十五条 名あるて国における処理

1 名あるて国が受け入れた振替については、名あるて国の法令の定めるところにより処理する。

2 原則として、名あるて国における料金は、受取人により支払われる。ただし、二国間の取決めに基づき、当該料金を差出人から徴収して当該名あるて国の郵政庁に支払うことができる。

3 払渡郵政庁に対する受入手数料

1 払渡郵政庁は、振替につき、受入手数料の支

払を請求することができる。この受入手数料については、受取人の口座又は振出郵政庁の決済用郵便振替口座に払出登記をすることができ

る。

2 料金が免除された振替については、受入手数

料の支払を要しない。

3 振出郵政庁が料金を免除する援助資金の振替については、関係郵政庁の間の合意がある場合には、受入手数料を免除することができる。

第十七条 払渡郵政庁の義務

1 払渡郵政庁は、利用者が満足する業務を提供するため、この約定の施行規則に定める業務基準を満たすものとする。

第十八条 決済用口座、月次計算書、調査請求及び責任

1 払渡郵政庁が料金を免除する援助資金の振替については、関係郵政庁の間の合意がある場合には、受入手数料を免除することができる。

2 料金が免除された振替については、受入手数

料の支払を要しない。

3 振出郵政庁が料金を免除する援助資金の振替については、関係郵政庁の間の合意がある場合には、受入手数料を免除することができる。

第十九条 調査請求

1 調査請求は、郵便為替の差出し又は振替の実行日の翌日から起算して六箇月以内に限り認められる。

第二十条 責任

1 責任の原則及び範囲

1.1 郵政庁は、為替金が正規に払い渡される時まで又は受取人の口座に受入登記がされる時まで、窓口において払い込まれた金額又は差出人の口座に払出登記をした金額について責任を負う。

1.2 郵政庁は、情報の処理に際して自らが行った誤りであつて、未払又は送金上の誤った処理をもたらしたものについて責任を負う。こ

2.4 決済用口座が貸越しとなつた場合には、その貸越金額につき、この約定の施行規則に定める率の利子が生ずる。

2.5 決済用口座の残高に対しても利子を付することとは、認められる。

3 月次計算書

3.1 決済用口座がない場合には、払渡郵政庁は、振出郵政庁ごとに、郵便為替の払渡金額についての月次報告書を作成する。この月次報告書は、差引計算における残高を決定するための総計算書に定期的に取りまとめる。

3.2 勘定の決済は、更に、相殺によることなく月次計算書に基づいて行うことができる。

3.3 この条の規定及びこの約定の施行規則の関連規定は、モラトリアム、送金禁止その他の一方的措置によって効力を害されることはない。

3.4 振出国における為替の時効期間が満了した場合

1.3.3 差出人が前条に規定する期間内に調査請求を行わなかつた場合

1.3.4 振出国における為替の時効期間が満了した場合

1.3.3.3 差出人に弁済される金額は、弁済の理由のいかんを問わず、差出人が払い込んだ金額又は差出人の口座に払出登記をした金額を超えることができない。

1.4 差出人に弁済される金額は、弁済の理由のいかんを問わず、差出人が払い込んだ金額又は差出人の口座に払出登記をした金額を超えることができない。

1.5 郵政庁は、一層広い範囲の責任に関する条件であつて、内国業務の要求するところに適合するものを適用することについて、相互間で取決めを行うことができる。

1.6 責任の原則を適用する条件、特に、責任の決定、債務の弁済、求償、弁済期限及び債務を弁済した郵政庁に対する償還に係る問題については、この約定の施行規則に定める。

第五章 電子回線網

1 郵政庁は、電子的手段による送金のため、万国郵便連合の回線網又は迅速で、信頼性があ

の責任は、換算の誤り及び送達の誤りにも及ぶものとする。

1.3 郵政庁は、次の場合には、責任を免れる。

1.3.1 証書及び指図の送達、発送又は払渡しにおける遅延が原因である場合

(六) 帳

土地	減価償却累計額	△ 1,538,073	未 払 金	69,434,096
その他の建設仮勘定	放送会館、放送所敷地ほか NHKアーカイブス整備ほか	33,078,431	契約収納事務費 放送債券利息	4,565,350
無形固定資産	受信料前受金	6,016,483	その他の未払金	248,526
無形固定資産	その他の流動負債	2,917,905	3月分電力料ほか 翌年度分受信料の取納額	64,620,219
施設利用権	国際放送送信設備利用権ほか	2,917,905	2,367,945	111,545,587
出資その他の資産	その他無形固定資産	2,877,991	前 受 収 益	43,848
長期保有有価証券	通信・放送機構に対する出資	39,914	預 金	34,191
出資	関連事業に対する出資	67,241,435	仮 受 金	69,366,512
資	(株)NHKエンタープライズ	55,805,465	事務室賃貸敷金ほか 源泉徴収所得税	32,000,000
長期前払費用	放送所敷地賃借料未経過分ほか	11,387,902	69,366,512	21,162,000
特 定 資 產	その他の長期前払費用	48,067	放送債券金	10,483,512
放送債券償還積立資産	放送債券償還資金積立金	<u>14,853,331</u>	長期借入金	5,721,000
建設積立資産	放送会館等の建設資金積立金	11,109,000	退職手当引当金	
資 產 合 計	(受託業務等勘定)		その他の固定負債	
(負 債 の 部)	科 目	内 摘 要	金 額	合 計
流動負債			千円	千円
短期借入金	(資 產 の 部)	現金及び預金		
一年以内に返済する長期借入金	流動資産	預 金	32,677	16,115
一年以内に償還する放送債券	現金	施設賃貸料	16,115	16,562
	未 取 金			<u>32,677</u>
	資 產 合 計			

(六) 収支

(負債の部)				
流動負債		納付消費税		32,677
未払金		スタジオ設備賃料		32,427
前受金				250
負債合計				<u>32,677</u>

2 平成13年度貸借対照表

貸借対照表

平成14年3月31日現在

(一般勘定)		内訳	金額	構成比
科	目		千円	%
(資産の部)	資産			
流动現金及び預金	現金		60,803,974	
受取未収受信料	受取未収金		24,632,618	
未収受信料欠損引当金	△ 21,110,000		3,522,618	
有価証券	券品用金		115,281,659	
貯金	貯金		32,179	
前払費用	前払費用		5,045,536	
その他流動資産	その他流動資産		6,531,841	
固定資産	固定資産		193,991,826	
有形固定資産	有形固定資産		265,078,657	
建物	建物		△ 77,663,707	
構築物	構築物		116,450,928	

機械及び装置	減価償却累計額	△ 76,668,723	39,782,204
減価償却累計額	△ 589,538,493	143,442,123	
放送衛星	△ 446,096,370	19,685,227	
減価償却累計額	△ 12,661,247	7,023,979	
車両及び運搬機器	△ 8,311,845	1,656,036	
減価償却累計額	△ 6,655,809	33,078,431	
器具減価償却累計額	△ 2,275,626	737,553	
土地その他の建設仮勘定	△ 1,538,073	6,016,483	
有形固定資産合計額	419,151,762	60,1	
無形固定資産合計額	2,917,905	0.4	
無形固定資産合計額	2,917,905		
出資その他の資産	55,805,465		
長期保有有価証券	11,387,902		
出資その他の資産	9,855,900		
関係会社出資	1,532,002		
その他の費用	48,067		
長期前払費用	67,241,435		
出資その他の資産合計額	489,311,104	9.6	
固定資産合計額	489,311,104	70.1	
特定資産	11,109,000		
放送債券償還積立資産	3,744,331		
建設積立資産	14,853,331	2.1	
特定資産合計額	698,156,262	100.0	
資産合計			

(六) 取引

(負債の部)			
流动	短期借入金	内訳	金額構成比
一年以内に償還する長期借入金	859,000		
未払信料	4,301,000		
その他の流动負債合計	12,000,000		
固定負債	2,367,945		
放送債券	200,507,628	28.8	
长期借入金	32,000,000		
退職手当引当金	21,162,000		
その他の固定負債合計	10,483,512		
(資本の部)	5,721,000		
資本繙立	69,366,512	9.9	
資本償却	269,874,141	38.7	
資本合計	359,230,836		
承認固定資産充當金	163,375		
積算越剰余差金	359,067,461		
当期事業収支合計	55,923,160		
負債資本合計	428,282,121	61.3	
平成13年度末における当期事業収支差金131億2,812万4千円は、14年度において、固定資産充当資本に89億8,500万円、建設積立金に37億4,433万1千円、繰越剰余金に3億9,879万2千円組み入れる。これにより、固定資産充当資本は3,680億5,246万1千円、建設積立金は37億4,433万1千円、繰越剰余金は563億2,195万3千円となる。なお、繰越剰余金563億2,195万3千円は、全額、翌年度以降の財政安定のための繰越金である。	698,156,262	100.0	

(受託業務等勘定)			
科	目	内訳	金額構成比
(資産の部)			
流現金及び預金	16,115		
未流動資産合計	16,562		
(負債の部)			
流动未払受流動負債合計	32,677		
流动未前払受流動負債合計	32,427		
流动未前払受流動負債合計	250		
流动未前払受流動負債合計	32,677		
流动未前払受流動負債合計	100.0		
流动未前払受流動負債合計	32,677		
流动未前払受流動負債合計	100.0		
(一般勘定)			
科	目	金額	
経常事業収入料	657,395,425	667,626,135	千円
経常事業収入料	2,286,768		
経常事業収入料	7,943,940		
経常事業収入料	644,618,368		
常国際取扱料	270,371,388		
常国際取扱料	7,116,397		
常国際取扱料	62,398,315		
常国際取扱料	2,063,755		

平成13年度末における当期事業収支差金131億2,812万4千円は、14年度において、固定資産充当資本に89億8,500万円、建設積立金に37億4,433万1千円、繰越剰余金に3億9,879万2千円組み入れる。これにより、固定資産充当資本は3,680億5,246万1千円、建設積立金は37億4,433万1千円、繰越剰余金は563億2,195万3千円となる。なお、繰越剰余金563億2,195万3千円は、全額、翌年度以降の財政安定のための繰越金である。

(文) 取扱

(受託業務等勘定)		
科	目	金額
経常事業受支	経常事業収入 受託業務等収入	1,491,667 千円 1,491,667
経常事業受支	経常事業支出 受託業務等費	1,194,842 1,194,842
経常事業受支差金	経常事業収支差金	296,825
経常事業外收支	経常事業外支出 費用	68,867 68,867
経常事業外收支	経常事業外収支差金	△ 68,867
経常事業外收支差金	経常事業外収支差金	10,760,353 △ 10,760,353
経常事業外收支差金	当期事業収支差金	227,958
当期事業外收支差金	当期繰入前剰余金	227,958
当期事業外收支差金	一般勘定への繰入れ	227,958
当期事業外收支差金	当期事業外收支差金	6,310,334
特 別 収 支	入益 固定資産売却益 過年度損益修正益 特別別収支	6,241,259 46,943 22,132 3,942,563
特 別 支	固定資産売却損 固定資産除却損 過年度損益修正損	57,539 2,873,456 1,011,566
当期事業収支差金	当期事業収支差金	13,128,124
当期事業収支差金	当期事業収支差金	8,985,000
建設積立金繰入金	建設積立金繰入金	3,744,331
事業収支剰余金	事業収支剰余金	398,792

4 平成13年度財産目録 貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1 決算概説

日本放送協会は、平成13年度の事業運営にあたり、景気の停滞が続く極めて厳しい経営環境の下で、「IT時代のNHKビジョン」を踏まえ、経営財源の確保と業務全般にわたる効率的な運営について、その努め、財政の安定を図りつつ、事業計画の着実な遂行に努めた。

業務の実施にあたっては、デジタル化の進展の下で、視聴者の負担する受信料によって支えられる公共放送の使命と責任を深く認識し、視聴者の信頼と要望にこたえて、地上放送の充実刷新、ハイビジョン放送をはじめとする衛星放送の充実と普及促進、テレビジョン国際放送(映像による委託協会国際放送業務)の充実、新しい放送技術の研究開発など各部門の事業活動を積極的に進め、放送を通じて国民生活の充実と文化の向上に資するよう努めた。

「一般勘定」の当年度末の資産、負債及び資本の状況を財産目録と貸借対照表でみると資産総額6,981億5,626万2千円に対し、負債総額は2,698億7,414万1千円であり、資本総額は4,282億8,212万1千円で、このうち当期事業収支差金は131億2,812万4千円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書でみると経常事業収入6,676億2,613万5千円に対し、経常事業支出は6,446億1,836万8千円で、差引き経常事業収支差金は230億776万6千円であり、これに経常事業外收支差金△122億4,741万3千円を加えた経常収支差金は107億6,035万3千円である。こ

(文) 収支勘定

れに特別収入63億1,033万4千円を加え、特別支出39億4,256万3千円を差し引いた当期事業収支差金は31億2,812万4千円であり、当期事業収支差金のうち、資本支出充当は89億8,500万円、建設積立金繰入金は37億4,433万1千円、事業収支剰余金は3億9,879万2千円である。

なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

「受託業務等勘定」の当年度末の資産、負債の状況を財産目録と貸借対照表でみると資産総額3,267万7千円に対し、負債総額は3,267万7千円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書でみると経常事業収入14億9,166万7千円に対し、経常事業支出は11億9,484万2千円で、差し引き経常事業収支差金は2億9,682万5千円であり、これに経常事業外収支差金△6,886万7千円を加えた当期事業収支差金は2億2,795万8千円であり、この当期事業収支差金は「一般勘定」へ繰り入れた。

2 資産、負債及び資本並びに損益の状況
貸借対照表及び損益計算書の作成にあたっての重要な会計方針と、当年度末における資産、負債及び資本の状況及び当年度内のその増減並びに当年度における損益の状況は、次のとおりである。

2.1 重要な会計方針

項	日	会計方針
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		移動平均法に基づく原価法によっている。
2. たな卸資産(貯蔵品)の評価基準及び評価方法		先入先出法に基づく原価法によっている。
3. 固定資産の減価償却の方法		「建物」「構築物」「放送衛星」は定額法、「機械及び装置」「車両及び運搬具」「器具」は定率法によっている。
(1) 有形固定資産		「建物」「構築物」「放送衛星」は定額法、「機械及び装置」「車両及び運搬具」「器具」は定率法によっている。
(2) 無形固定資産		「建物」「構築物」「放送衛星」は定額法、「機械及び装置」「車両及び運搬具」「器具」は定率法によっている。
4. 引当金の計上基準		当年度末の受信料未収額のうち、翌年度における収納不能見越額を経験率により計上している。 職員の退職金の支給に充てるため、職員が自己都合で退職した場合の期末未支給額の範囲内で計上している。
5. リース取引の処理方法		リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
6. 消費税の会計処理		税込方式によっている。

2.2 財産目録及び貸借対照表
(比較貸借対照表)
(一般勘定)

(単位
千円)

区分	平成12年度末	平成13年度末	増減
現金及び預金	70,403,575	60,803,974	△ 9,599,600
受信料未収金	3,340,197	3,522,618	182,420
有価証券	96,551,204	115,281,659	18,730,454
貯蔵品	32,028	32,179	150
払消費用金	5,600,990	5,045,536	△ 555,454
前取収金	4,993,776	6,531,841	1,538,065
その他流動資産	6,105,264	2,774,015	△ 3,331,248
流動資産合計	(27,0)	(27,8)	6,964,788
有形固定資産	397,288,792	419,151,762	21,862,970
構築物	127,163,557	187,414,949	60,251,392
機械及び装置	37,801,147	39,782,204	1,981,057
放送衛星	130,964,543	143,442,123	12,477,579
車両及び運搬工具	8,201,914	7,023,979	△ 1,177,934
器	1,724,248	1,656,036	△ 68,212
土	557,018	737,553	180,534
その他建設仮勘定	33,072,027	33,078,431	6,403
無形固定資産	57,804,333	6,016,483	△ 51,787,850
出資その他の資産	4,065,458	2,917,905	△ 1,147,552
長期保有有価証券資産	77,092,796	67,241,435	△ 9,851,361
出長期間前払費用	66,406,673	55,805,465	△ 10,601,207
长期保有有価証券資産	10,636,692	11,387,902	751,210
固定資産合計	(69,2)	(70,1)	10,864,057
	478,447,047	489,311,104	

(外) 債 資 本

放送債券償還積立資産	15,829,000	11,109,000	△	4,720,000		
建設積立資産	10,256,818	3,744,331	△	6,512,486		
特定資産合計	26,085,818	(3,8)		14,853,331	(2,1)	△ 11,232,486
資産合計	691,559,903	(100,0)		698,156,262	(100,0)	6,596,358
短期借入金	622,000	859,000		237,000		
一年以内に返済する長期借入金	4,585,000	4,301,000	△	284,000		
一年以内に償還する放送債券	9,120,000	12,000,000	△	2,880,000		
未払金	73,038,302	69,434,096	△	3,604,206		
受信料前受金	109,178,580	111,545,587	△	2,367,006		
その他の流動負債	1,752,321	2,367,945	△	615,623		
流動負債合計	198,296,204	(28,7)		200,507,628	(28,8)	2,211,424
放送債券	34,000,000	32,000,000	△	2,000,000		
長期借入金	22,822,000	21,162,000	△	1,660,000		
退職手当引当金	14,135,702	10,483,512	△	3,652,189		
その他の固定負債	7,152,000	5,721,000	△	1,431,000		
固定負債合計	(11,3)	69,366,512	△	8,743,189		
負債合計	276,405,907	(40,0)	△	269,874,141	(38,7)	
資本	339,377,017	359,230,836	△	19,853,818	6,531,765	
資本	163,375	163,375	0			
固定資産充当資本	339,213,642	359,067,461	△	19,853,818		
積立金	53,393,598	55,923,160	△	2,529,561		
繰越剩余金	53,393,598	55,923,160	△	2,529,561		
当期事業収支差金	22,383,380	13,128,124	△	9,255,255		

区 分	平成12年度末		平成13年度末		増 減
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
流動資産	187,027,037	27.0	193,991,826	27.8	6,964,788
固定資産	478,447,047	69.2	489,311,104	70.1	10,864,057
特定資産	26,085,818	3.8	14,853,331	2.1	△ 11,232,486
合計	691,559,903	100.0	698,156,262	100.0	6,596,358

区 分	平成12年度末		平成13年度末		増 減
	現金及び預金	受信料未収金	貯蔵品	前払費用	
現金及び預金	70,403,575	3,340,197	3,522,618	5,600,990	9,599,600
受信料未収金	96,551,204	32,028	32,179	5,045,536	18,730,454
貯蔵品	115,281,659			△ 555,454	150
前払費用	4,993,776	6,105,264	6,531,841	2,774,015	1,538,065
その他流動資産	△ 6,596,358			△ 3,331,248	
合計	187,027,037	193,991,826	6,964,788		

資産の部
当年度末の資産総額は、前年度末の6,915億5,990万3千円に比べ65億9,635万8千円増加し、6,981億5,626万2千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

流動資産
当年度末の流動資産は、前年度末の1,870億2,703万7千円に比べ69億6,478万8千円増加し、1,939億9,182万6千円となり、その内容は次表のとおりである。

(外) 参照

(1) 現金及び預金

(単位 千円)

区分	平成12年度末	平成13年度末	増減
現金	72,153	74,679	2,526
普通定期預金	7,431,421	35,929,295	28,497,873
譲渡性預金	9,400,000	1,900,000	△ 7,500,000
合計	53,500,000	22,900,000	△ 30,600,000
(2) 受信料未取金及び未収受信料欠損引当金	70,403,575	60,803,974	△ 9,599,600

(単位 千円)

区分	平成12年度末	平成13年度末	増減
受信料未取金	22,784,197	24,632,618	1,848,420
未収受信料欠損引当金	△ 19,444,000	△ 21,110,000	△ 1,666,000
合計	3,340,197	3,522,618	182,420

(3) 有価証券

(単位 千円)

区分	券面総額	取得価額	貸借対照表上額	摘要	要
国金	25,200,000	25,181,733	25,181,733		
政府保証債	29,700,000	29,700,000	29,700,000	利付東京三菱銀行債券ほか	
非政府保証債	5,700,000	5,691,752	5,691,752	公営企業債券ほか	
地方事業債	1,800,000	1,799,430	1,799,430	特別鉄道建設債券ほか	
	7,624,668	7,594,853	7,594,853	東京都公債公債ほか	
	45,342,918	45,313,890	45,313,890	電力債券ほか	
合計	115,367,586	115,281,659	115,281,659		

(4) 貯蔵品

(単位 千円)

区分	平成12年度末	平成13年度末	増減
放送記念品	32,028	32,179	150

放送記念品の内容は、放送出演記念用ボールペン等である。

(5) 前払費用

(単位 千円)

区分	平成12年度末	平成13年度末	増減
翌年度番組関係費	4,902,320	4,290,749	△ 611,570
その他の前払費用	698,670	754,786	56,116
合計	5,600,990	5,045,536	△ 555,454

その他の前払費用の内容は、事務室翌年度分賃料等である。

(6) 未収金

(単位 千円)

区分	平成12年度末	平成13年度末	増減
有価証券等利息	800,780	694,747	△ 106,032
その他の未収金	4,192,995	5,837,093	1,644,097
合計	4,993,776	6,531,841	1,538,065

その他の未収金の内容は、国際放送関係交付金等である。

(7) その他の流動資産

(単位 千円)

区分	平成12年度末	平成13年度末	増減
差入保証金	2,280,033	2,420,666	140,633
仮払金	3,825,230	353,349	△ 3,471,881
合計	6,105,264	2,774,015	△ 3,331,248

差入保証金の内容は、事務室賃借保証金等である。また、仮払金の内容は、諸立替払金である。

固 定 資 產

(1) 固定資産の取得及び処分

(単位 千円)

区 分	平成12年度		平成 13 年 度		平成13年度 未 残 高 (1)+(2)-(3)	減 価 償 却 累 計 (5)	平成13年度 未賃貸額 (4)-(5)
	末 残 高 (1)	増 加 額 (2)	減 少 額 (3)	平成13年度 未 残 高 (1)+(2)-(3)			
有形固定資産	998,489,710	130,784,655	88,838,671	1,040,435,695	621,283,932	419,151,762	
建 物	202,623,927	66,640,634	4,185,903	265,078,657	77,663,707	187,414,949	
構 築 物	112,867,785	6,436,688	2,853,545	116,450,928	76,668,723	39,782,204	
機械及び装置	562,040,679	50,879,512	23,381,698	589,538,493	446,096,370	143,442,123	
放送衛星	19,685,227	0	0	19,685,227	12,661,247	7,023,979	
車両及び運搬器具	8,310,450	606,123	604,728	8,311,845	6,655,809	1,656,036	
工具	2,085,278	257,417	67,069	2,275,626	1,538,073	737,553	
土 地	33,072,027	266,587	260,184	33,078,431	—	33,078,431	
その他建設仮勘定	57,804,333	5,697,690	57,485,540	6,016,483	—	6,016,483	
無形固定資産	19,371,766	107,734	88,604	19,390,896	16,472,990	2,917,905	
(有形・無形固 定資産計)	1,017,861,477	130,892,390	88,927,276	1,059,826,591	637,756,922	422,069,668	
出資その他の資産	77,092,796	1,220,458	11,071,819	67,241,435	—	67,241,435	
長期保有価証券	66,406,673	0	10,601,207	55,805,465	—	55,805,465	
出 資	10,636,692	1,201,300	450,089	11,387,902	—	11,387,902	
長期前払費用	49,431	19,158	20,522	48,067	—	48,067	
合 計	1,094,954,274	132,112,848	99,999,096	1,127,068,027	637,756,922	489,311,104	

注 1 有形固定資産及び無形固定資産の増加は、主として建設計画の実施によるものであり、

実施額74,590,140千円の内容は次のとおりである。

- 新放送施設の整備(衛星デジタル放送設備の整備等)..... 1,959,825千円
- ・テレビジョン、ラジオ放送網の整備..... 12,034,935千円
- (総合放送2局、中波第1放送4局、FM放送2局の完成、放送装置の更新等)
- ・放送会館の整備(大阪放送会館の整備等)..... 13,141,051千円
- ・番組設備の整備、番組送出設備の整備、地域放送充実のための機器の整備等)..... 24,837,011千円

(外) 報 告

・研究施設等の整備(放送技術研究所の整備、事務機器の整備等)..... 22,617,317千円

注 3 無形固定資産帳簿額2,917,905千円の内容は、国際放送送信設備等施設利用権2,877,991千円、地上権39,914千円である。

注 4 長期前払費用残高48,067千円の内容は、放送所敷地賃料未経過分等である。

(2) 長期保有有価証券

(単位 千円)

区 分	券面総額	取 得 価 额	貸借対照表上額	要 摘
国 政 府 保 証 債 債	28,600,000	28,588,347	28,588,347	公営企業債券(ほか)
地 方 事 業 債 債	10,300,000	10,285,150	10,285,150	東京都公債(ほか)
合 計	55,852,726	55,805,465	55,805,465	電力債券(ほか)

(3) 出 資

(単位 千円)

関係会社出資

(単位 千円)

出 資 先	平成12年度		平 成 13 年 度		平 成 13 年 度 未 貸借対照表上額
	増 加 額	減 少 額	出 株 式 数	取 得 価 额	
(株)NHKエンターテイニアード	952,000	0	0	19,040株	952,000
(株)NHKエデュケーションナル	67,000	0	0	1,340株	67,000
(株)NHKソフトウェア	67,000	0	0	1,340株	67,000
(株)NHK情報ネットワーク	209,500	0	0	4,190株	209,500
(株)NHKプロモーション	57,000	0	0	114,000株	57,000
(株)NHKアート	126,700	0	0	253,400株	126,700
(株)カルサービス	210,000	0	0	4,200株	210,000

(文) 取締役会

その他の出資						
出資先	平成12年度 未償借対照 表計上額	平成13年度	平成13年度	出資式数	取得価額	貸借対照 表計上額
(株)日本放送出版協会	33,000	0	0	660,000株	33,000	33,000
(株)NHKきんぎメディアープラネット	52,000	0	0	1,040株	52,000	52,000
(株)NHK中部ブレンズ	30,000	0	0	600株	30,000	30,000
(株)NHKちゅうごくソフトプラン	26,000	0	0	520株	26,000	26,000
(株)NHK九州メディア	26,000	0	0	520株	26,000	26,000
(株)NHK東北ブランチ	26,000	0	0	520株	26,000	26,000
(株)NHK北海道ビジョン	26,000	0	0	520株	26,000	26,000
(株)NHK総合ビジネス	40,000	0	0	80,000株	40,000	40,000
(株)NHKアイティック	151,000	0	0	302,000株	151,000	151,000
(株)NHK文化センター	20,000	0	0	40,000株	20,000	20,000
(株)NHKコンピューターサービス	57,000	0	0	1,140株	57,000	57,000
NHK営業サービス	120,000	0	0	2,400株	120,000	120,000
(株)NHKプリンテックス	10,000	0	0	20,000株	10,000	10,000
(株)日本文字放送	40,000	0	0	800株	40,000	40,000
(株)西日本文字放送	20,000	0	0	0株	0	0
(株)中部文字放送	20,000	0	0	20,000株	0	0
(株)放送衛星システム	6,317,500	1,182,000	0	149,994株	7,499,700	7,499,700
(株)NHK名古屋ビルシステム	10,000	0	0	200株	10,000	10,000
小計(23社)	8,713,700	1,182,200	40,000	—	9,855,900	9,855,900

(六) 取扱

(1) 放送債券償還積立資産							(単位 千円)
区 分	平成12年度末	平 成 13 年 度			年 度 未		
		増 加 額	減 少 額	年 度 未			
(株)コンディショナル・テクノロジー研究所	14,217	0	2,195株	109,750	14,217		
(株)高度映像技術研究所	1,383	0	1,383	0株	0		
(株)次世代衛星通信・放送システム研究所	251,450	0	249,000	5,029株	251,450	2,449	
(株)次世代デジタルテレビ放送システム研究所	5,987	0	0	1,992株	99,600	5,987	
(株)次世代情報放送システム研究所	74,600	8,800	0	1,668株	83,400	83,400	
NTTビジュアル通信機	0	0	0	40株	2,000	0	
小 計(18社)	1,922,992	19,100	410,089	—	2,337,092	1,532,002	
合 計(41社)	10,636,692	1,201,300	450,089	—	12,192,992	11,387,902	

注1 出資は、放送法第9条の2に基づき総務大臣の認可を受けて出資している。

注2 通言・放送機構に対する出資金は、「通信・放送機構法の一部を改正する法律」(平成11年法律第39号)に基づき、平成11年12月20日をもって無利子貸付金に転換している。

注3 なお、平成13年度の減少額は、当年度の返還によるものである。

注4 (株)エイ・ティ・アール人間情報通信研究所及び(株)次世代衛星通信・放送システム研究所の平成13年度減少額は、評価減を行ったものである。

注5 (株)西日本文字放送、(株)中部文字放送、(株)宇宙通信基礎技術研究所及び(株)高度映像技術研究所の平成13年度減少額は、会社清算によるものである。

注6 NTTビジュアル通信機の貸借対照表計上額は1円である。

特定資産
当年度末の特定資産は、前年度末の260億8,581万8千円に比べ112億3,248万6千円減少し、148億5,333万1千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)					
区 分	平成12年度末	平成13年度末	増 減		
放送債券償還積立資産	15,829,000	11,109,000	△ 4,720,000		
建設積立資産	10,256,818	3,744,331	△ 6,512,486		
合 計	26,085,818	14,853,331	△ 11,232,486		

流动負債
当年度末の流动負債は、前年度末の1,982億9,620万4千円に比べ22億1,142万4千円増加し、2,005億762万8千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)					
区 分	平成12年度末	平成13年度末	増 減		
短期借入金	622,000	859,000	237,000		
一年以内に返済する長期借入金	4,585,000	4,301,000	△ 284,000		
一年以内に償還する放送債券金	9,120,000	12,000,000	2,800,000		
未 払	73,038,302	69,434,096	△ 3,604,206		

(六) 中(中) 報

受信料前受金	109,178,580	111,545,587	2,367,006
その他の流動負債	1,752,321	2,367,945	615,623
合計	198,296,204	200,507,628	2,211,424

(1) 短期借入金				
(単位 千円)				
区分	平成12年度末	増加額	減少額	平成13年度末
短期借入金	622,000	859,000	622,000	859,000
短期借入金の借入先別金額は、(株)第一勵業銀行412,000千円、(株)三井住友銀行190,000千円、(株)東京三菱銀行90,000千円、(株)UFJ銀行65,000千円、農林中央金庫30,000千円、信金中央金庫30,000千円、日本生命保険(株)21,000千円、第一生命保険(株)21,000千円である。				

(2) 未払金

(単位 千円)				
区分	平成12年度末	平成13年度末	増減	
契約収納事務費	4,615,357	4,565,350	△50,007	
放送債券利息	275,681	248,526	△27,154	
納付消費税	2,933,754	0	△2,933,754	
その他の中止金	65,213,508	64,620,219	△593,289	
合計	73,038,302	69,434,096	△3,604,206	
その他の未払金の内容は、3月分電力料等である。				

(3) 受信料前受金

(単位 千円)

区分	平成12年度末	平成13年度末	増減
受信料前受金	109,178,580	111,545,587	2,367,006

受信料前受金は、翌年度分受信料の収納額である。

(4) その他の流動負債

区分	平成12年度末	平成13年度末	増減
前受り預金	54,268	43,848	△10,419
受金	33,600	34,191	590
合計	1,664,452	2,289,905	625,452

前受取益の内容は施設利用料等であり、預り金は事務室賃食敷金等である。

また、仮受金の内容は源泉徴収所得税等である。

固定負債
当年度末の固定負債は、前年度末の781億970万2千円に比べ87億4,318万9千円減少し、693億6,651万2千円となり、その内容は次表のとおりである。

(1) 放送債券				
(単位 千円)				
放送債券	34,000,000	32,000,000	△2,000,000	
長期借入金	22,822,000	21,162,000	△1,660,000	
退職手当引当金	14,135,702	10,483,512	△3,652,189	
その他の固定負債	7,152,000	5,721,000	△1,431,000	
合計	78,109,702	69,366,512	△8,743,189	

区分	平成12年度末	平成13年度末	増減
放送債券	34,000,000	32,000,000	△2,000,000
長期借入金	22,822,000	21,162,000	△1,660,000
退職手当引当金	14,135,702	10,483,512	△3,652,189
その他の固定負債	7,152,000	5,721,000	△1,431,000
合計	78,109,702	69,366,512	△8,743,189

(5) 放送債券

(単位 千円)

銘柄(発行額、利率)	発行年月日(償還期限)	発行総額	償還額	未償還残高
第99回放送債券(99.45円、6.70%)	平成2(2.22)	6,000,000	3,120,000	6,000,000
第100回放送債券(100.95円、6.70%)	(1.31)	6,000,000	0	0
第101回放送債券(100.30円、5.90%)	(1.3)	6,000,000	6,000,000	0
第102回放送債券(99.90円、4.85%)	(1.28)	6,000,000	0	0
第103回放送債券(99.80円、4.60%)	(1.2)	6,000,000	0	0
第104回放送債券(100.00円、1.80%)	(2.17)	6,000,000	0	0
第105回放送債券(100.00円、1.90%)	(2.10)	10,000,000	0	10,000,000
第106回放送債券(100.00円、1.51%)	(2.2)	10,000,000	0	10,000,000
合計	計	—	56,000,000	9,120,000

放送債券は、政府保証債ではない。

(2) 長期借入金

(単位 千円)

借入先	平成12年度	平成13年度増減内訳			平成13年度末
		増加額	減少額	組替額	
(株)第一勵業銀行	13,156,000	1,268,000	2,201,000	0	10,158,000
(株)富士銀行	3,645,000	0	610,000	△3,035,000	0
(株)日本興業銀行	438,000	0	73,000	△365,000	0
(株)三井住友銀行	0	580,000	912,000	5,933,000	4,655,000
(株)住友銀行	3,097,000	0	0	△3,097,000	0
(株)さくら銀行	2,356,000	0	0	△2,356,000	0
(株)東京三菱銀行	1,946,000	277,500	326,000	776,500	2,222,000
(株)UFJ銀行	0	197,500	0	1,711,500	1,587,000
(株)三和銀行	1,453,000	0	243,000	△1,210,000	322,000
農林中央金庫	0	92,500	0	738,500	741,000
信金中央金庫	0	92,500	0	738,500	741,000
日本生命保険(相 第一生命保険相)	658,000	66,500	110,000	22,500	529,000
合 計	27,407,000	2,641,000	4,585,000	0	21,162,000
				4,301,000	

外 叫 署

(3) 退職手当引当金

(単位 千円)

区分	平成12年度末	平成13年度			(単位 千円)
		増加額	減少額	年度末	
退職手当引当金	14,135,702	0	3,652,189	10,483,512	

平成13年度末残高10,483,512千円は、期末要支給額に対して9.3%である。

この他、退職年金制度に基づく資産は、平成13年度末において222,248,847千円である。

(4) その他の固定負債

(単位 千円)

区分	分	平成12年度末	平成13年度末	増減
その他の固定負債		7,152,000	5,721,000	△ 1,431,000
資本の部				
当年度末の資本の部の総額は、前年度末の4,151億5,399万6千円に比べ131億2,812万4千円増加し、4,282億8,212万1千円となり、その内容は次表のとおりである。				
(1) 資本	区 分	平成12年度末	平成13年度末	増減
資本積立	本 金	339,377,017	359,230,836	19,853,818
当期事業取支差金		53,393,598	55,923,160	2,529,561
合 計	計	415,153,996	428,282,121	13,128,124
(2) 積立金	区 分	平成12年度末	平成13年度末	増減
承継資本	固定資産充当資本	163,375	163,375	0
合	計	339,377,017	359,230,836	19,853,818
承継資本は、旧社団法人日本放送協会から承継した純資産である。				
当年度末の固定資産充当資本は3,590億6,746万1千円であり、その内容は次のとおりである。				
固定資産再評価益の資本組み入れ額		359,067,461	19,853,818	
資本支出に充当し固定資産化されたものの累積額				
なお、当年度末における固定資産充当資本の増加198億5,381万8千円は、前年度の当期事業収支差金のうち資本支出に充当し固定資産化された額95億9,700万円及び当年度の建設積立資産戻入れにより固定資産化された額102億5,681万8千円を組み入れたものである。				
3,559億7,888万3千円				

(2) 積立金

(単位 千円)

区分	平成12年度末	平成13年度末	増減
繰越剰余金	53,393,598	55,923,160	2,529,561

当年度末の繰越剰余金559億2,316万円は、前年度末の繰越剰余金に、前年度の当期事業収支差額223億8,338万円から、固定資産充当資本組み入れ額95億9,700万円及び建設積立金繰り入れ額102億5,681万8千円を差し引いた額25億2,956万1千円を繰り入れたものである。

(3) 当期事業収支差金

(単位 千円)

区	分	平成12年度末	平成13年度末	増減
当期事業収支差金		22,383,380	13,128,124 △	9,255,255

当年度末の当期事業収支差金は、131億2,812万4千円であり、このうち、89億8,500万円は資本支出に充当し、37億4,433万1千円は建設積立金に繰り入れ、3億9,879万2千円は翌年度これにより、翌年度以降の財政安定のための繰越金は、563億2,195万3千円となる。なお、資本支出充当の内訳は、放送債券償還積立資金繰入れ44億円及び長期借入金返還金45億8,500万円である。

(比較貸借対照表)
(受託業務等勘定)

(単位 千円)

区	分	平成12年度末	平成13年度末	増減
資 産	現 金 及 び 預 金	29,737	16,115 △	13,621
	未 収 金	997	16,562	15,564
流 動 資 産 合 計		30,735	32,677	1,942
資 産 合 計		30,735	32,677	1,942
未 払 金	前 受 金	30,323	32,427 △	2,104
流 動 負 債 合 計		30,735	32,677	1,942
負 債 資 本 合 計		30,735	32,677	1,942

負 債 の 部
当年度末の負債総額は、前年度末の3,073万5千円に比べ194万2千円増加し、3,267万7千円となり、その内容は次表のことおりである。

(単位 千円)

区	分	平成12年度末	平成13年度末	増減
(1) 未 払 金		30,323	32,427 △	2,104
未 前 受 金	計	30,735	32,677	1,942

(単位 千円)

区	分	平成12年度末	平成13年度末	増減
(2) 前 受 金		30,323	32,427	2,104
納付消費税				

(単位 千円)

区	分	平成12年度末	平成13年度末	増減
前 受 金		12	250 △	161
前 受 金	計	12	250 △	161

(単位 千円)

2.3 損益計算書
(比較損益計算書)
(一般勘定)

(単位 千円)

区	分	平成12年度末	平成13年度末	増減
現 金 及 び 預 金	29,737	16,115 △	13,621	
未 収 金	997	16,562	15,564	
合 計	30,735	32,677	1,942	

(外取引)

交付金収入	2,285,356	2,286,768	1,412	経常収支差金	^(2,2) 14,516,259	^(1,6) 10,760,353	△	3,755,906	
副次収入	7,604,616	7,943,940	339,324	資本支出充当	9,597,000	8,985,000	△	612,000	
経常事業支出	629,899,780	(96,0) 644,618,368	14,718,588	当期剩余金	4,919,259	1,775,353	△	3,143,906	
国際放送費用	263,564,914	270,371,388	6,806,474	特別別別	10,697,163 ^(1,6) 6,241,259 ^(1,0) 46,943 ^(0,6) 1,112,520	10,678,123 ^(1,6) 6,241,259 ^(1,0) 46,943 ^(0,6) 1,112,520	10,678,123 ^(1,6) 6,241,259 ^(1,0) 46,943 ^(0,6) 1,112,520	△	4,386,828
契約受信料費	61,412,750	62,398,315	985,564	固定資産受贈益	10,678,123	6,241,259	△	4,436,864	
受信料費	2,041,579	2,063,755	22,175	固定資産受贈益	19,040	46,943	△	27,903	
広報費	3,196,084	3,196,547	462	過年度損益修正額	0	22,132	△	22,132	
調査研究費	8,949,039	9,422,706	473,666	特別支取	2,830,042 ^(0,4) 3,942,563	28,244 ^(0,4) 57,539	28,244 ^(0,4) 57,539	29,295	
給与	142,815,188	142,826,937	11,748	固定資産売却損	1,913,385	2,873,456	2,873,456	960,070	
退職手当・厚生費	59,217,149	62,438,227	3,221,077	固定資産除却損	1,913,385	2,873,456	2,873,456	960,070	
一般管理費	13,872,084	13,914,295	42,211	過年度損益修正額	888,411	1,011,566	1,011,566	123,154	
減価償却費	48,300,858	49,759,797	1,458,939	当期事業収支差金	22,383,380 ^(3,4) 13,128,124	^(2,0) 9,597,000	^(2,0) 9,597,000	△ 9,255,255	
未受信料欠損償却費	19,444,000	21,110,000	1,666,000	資本支出充當	9,597,000	8,985,000	△ 612,000	612,000	
経常事業収支差金	25,957,388 ^(4,0)	23,007,766 ^(3,4)	△ 2,949,621	建設積立金繰入れ	10,256,818	3,744,331	△ 6,512,486	6,512,486	
経常事業外収入	5,451,614 ^(0,8)	4,810,732	△ 640,882	事業収支剩余金	2,529,561	398,792	△ 2,130,769	2,130,769	
経常事業外収支	△ 11,441,129 ^(△1,8)	△ 12,247,413	△ 806,284	(注) ()内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。					
財務収入	4,611,461	4,269,834	△ 341,626	経常事業収支					
財務収入	840,153	540,897	△ 299,256	経常事業収支差額					
経常事業外支出	16,892,744 ^(2,6)	17,058,146 ^(2,5)	165,401	引き経常事業収支差額					
財務費	16,892,744	17,058,146	165,401	△ 230億776万6千円					
経常事業外収支差金	△ 11,441,129 ^(△1,8)	△ 12,247,413	△ 806,284	△ 6,512,486					

経常事業収支差額は、主として受信契約件数の増加等に伴う受信料収入の増加によるもので、経常事業収入は230億776万6千円である。

なお、前年度の経常事業収入6,558億5,716万9千円、経常事業支出6,298億9,978万円に比較すれば、経常事業収入は117億6,896万6千円、経常事業支出は147億1,858万8千円の増加である。

経常事業収入の増加は、主として受信契約件数の増加等に伴う受信料収入の増加によるもので、その内容は次表のとおりである。

外 収 入

(単位 千円)				
区 分	平成 12 年度	平成 13 年度	増 減	
受 信 料	645,967,196	657,395,425	11,428,229	
交 付 金 収 入	2,285,356	2,286,768	1,412	
副 次 収 入	7,604,616	7,943,940	339,324	
合 計	655,857,169	667,626,135	11,768,966	

(1) 受 信 料

(単位 千円)

区 分	平成 12 年度	平成 13 年度	増 減
基 本 受 信 料	537,847,855	543,695,017	5,847,161
衛 星 付 加 受 信 料	108,119,341	113,700,408	5,581,067
合 計	645,967,196	657,395,425	11,428,229

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりである。

(単位 千件)

区 分	平成 12 年度	平成 13 年度	増 減
基 本 受 信 料	537,847,855	543,695,017	5,847,161
衛 星 付 加 受 信 料	108,119,341	113,700,408	5,581,067
合 計	645,967,196	657,395,425	11,428,229

国際放送関係交付金は、国際放送実施経費のうち、放送法第33条に基づき実施した国際放送に要する費用を総務省所管一般会計から受け入れたものである。
 また、選挙放送関係交付金は、公職選挙法第150条及び第151条に基づき実施した政見放送及び解説放送に要する費用を総務省所管一般会計等から受け入れたものである。

(2) 交 付 金 収 入

区 分	平成 12 年度	平成 13 年度	増 減
国際放送 関係 交付 金	1,972,871	2,120,622	147,751
選挙放送 関係 交付 金	312,485	166,146	△ 146,338
合 計	2,285,356	2,286,768	1,412

(3) 副 次 収 入

(単位 千円)

区 分	平成 12 年度	平成 13 年度	増 減
一 般 業 務 収 入	6,593,058	6,536,036	△ 57,021
受 託 業 務 等 収 入	1,011,557	1,407,904	396,346
合 計	7,604,616	7,943,940	339,324
衛 星 カ ラ ー 契 約	9,972	10,524	552
増 度 初 頭 加 末	539	489	△ 49
	50	440	440
合 計	10,524	11,067	543
受託業務等(収入1,407,904千円は、放送法第9条第3項に基づき実施した業務による収入であり、「受託業務等勘定」において間接経費として発生した人件費、減価償却費等相当額1,179,945千円と当期事業収支差金227,958千円を「一般勘定」に受け入れたものである。			

経常事業支出

平成13年度事業計画に基づき、業務全般にわたる改革をいつそう推進し、効率的な業務運営を徹底しつつ、各部門の業務活動を積極的に実施した結果は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	平成12年度	平成13年度	増減
国際放送費	263,564,914	270,371,388	6,806,474
国際放送費	7,086,131	7,116,397	30,266
契約収納費	61,412,750	62,398,315	985,564
受信対策費	2,041,579	2,063,755	22,175
広報費	3,196,084	3,196,547	462
調査研究費	8,949,039	9,422,706	473,666
給与費	142,815,188	142,826,937	11,748
退職手当・厚生費	59,217,149	62,438,227	3,221,077
一般管理費	13,872,084	13,914,295	42,211
減価償却費	48,300,858	49,759,797	1,458,939
未収受信料欠損償却費	19,444,000	21,110,000	1,666,000
合計	629,899,780	644,618,368	14,718,588

(1) 国内放送費

(単位 千円)

区分	平成12年度	平成13年度	増減
番組費用	204,535,929	209,258,171	4,722,242
技術運用費	59,028,984	61,113,216	2,084,232
合計	263,564,914	270,371,388	6,806,474

(外) 報

(2) 国際放送費

(単位 千円)

区分	平成12年度	平成13年度	増減
ラジオ国際放送費	4,521,772	4,506,405	△ 15,366
テレビジョン国際放送費	2,564,359	2,609,992	45,633
合計	7,086,131	7,116,397	30,266

(3) 契約収納費

(単位 千円)

区分	平成12年度	平成13年度	増減
契約収納業務費	40,355,273	41,014,755	659,481
契約収納推進費	21,057,477	21,383,560	326,082
合計	61,412,750	62,398,315	985,564

(4) 受信対策費

(単位 千円)

区分	平成12年度	平成13年度	増減
受信改善費	309,887	260,797	△ 49,089
受信対策推進費	1,731,692	1,802,957	71,265
合計	2,041,579	2,063,755	22,175

(5) 広報費

(単位 千円)

区分	平成12年度	平成13年度	増減
視聴者意向収集費	1,417,826	1,582,040	164,214
広報推進費	1,778,258	1,614,506	△ 163,751
合計	3,196,084	3,196,547	462

(六) 報 明

(6) 調査研究費

(単位 千円)

区分	平成12年度	平成13年度	増減
番組調査研究費	1,666,141	1,560,777	△ 105,363
技術研究費	7,282,898	7,861,928	579,030
合計	8,949,039	9,422,706	473,666

(7) 給与

(単位 千円)

区分	平成12年度	平成13年度	増減
職員給与	142,407,260	142,457,698	50,438
役員報酬	407,928	369,238	△ 38,689
合計	142,815,188	142,826,937	11,748

(8) 退職手当 厚生費

(単位 千円)

区分	平成12年度	平成13年度	増減
退職手当	34,387,924	37,945,973	3,558,048
厚生保健費	24,829,224	24,492,254	△ 336,970
合計	59,217,149	62,438,227	3,221,077

(9) 一般管理費

(単位 千円)

区分	平成12年度	平成13年度	増減
施設管理費	6,768,467	6,523,621	△ 244,845
職員管理費その他	7,103,616	7,390,673	287,057
合計	13,872,084	13,914,295	42,211

(10) 減価償却費

(単位 千円)

区分	取得額	平成13年度 償却額	償却累計額	帳簿価額	償却率 累計率%
有形固定資産	1,001,340,779	48,504,511	621,283,932	380,056,847	62.0
建物	265,078,657	5,959,453	77,663,707	187,414,949	29.3
機械及び装置	116,450,928	3,915,836	76,668,723	446,096,370	143,442,123
放送衛星	589,538,493	36,750,888	1,177,934	12,661,247	7,023,979
車両及び運搬器具	8,311,845	630,939	6,655,809	1,656,036	80.1
器具	2,275,626	69,458	1,538,073	737,553	67.6
無形固定資産	19,350,981	1,255,286	16,472,990	2,877,991	85.1
施設利用権	19,350,981	1,255,286	16,472,990	2,877,991	85.1
合計	1,020,691,761	49,759,797	637,756,922	382,934,838	62.5

経常事業外収支

経常事業外収入は48億1,073万2千円であり、経常事業外支出は170億5,814万6千円であり、差引経常事業外収支差金は△122億4,741万3千円であり、その内容は次表のとおりである。

経常事業外収入

(単位 千円)

区分	平成12年度	平成13年度	増減
財務収入	4,611,461	4,269,834	△ 341,626
雑収入	840,153	540,897	△ 299,256
合計	5,451,614	4,810,732	△ 640,882

(1) 財務収入

					(単位 千円)
区分	分	平成12年度	平成13年度	増減	
受取利息		4,585,551	4,236,174	△ 349,376	
受取配当金		25,910	33,659	7,749	
合計		4,611,461	4,269,834	△ 341,626	

経常事業外支出

					(単位 千円)
区分	分	平成12年度	平成13年度	増減	
財務費		16,892,744	17,058,146	165,401	
支払利息		1,951,624	1,967,480	15,856	
放送債券発行償還経費		81,470	87,541	6,071	
建設仕入消費税		2,428,971	5,475,407	3,046,435	
納付消費税		12,430,678	9,527,716	△ 2,902,961	

加

特別収支
固定資産売却益等の特別収入は63億1,033万4千円であり、固定資産売却損等の特別支出は39億4,256万3千円であり、その内容は次表のとおりである。

特別収入

					(単位 千円)
区分	分	平成12年度	平成13年度	増減	
固定資産売却益		10,678,123	6,241,259	△ 4,436,864	
固定資産受贈益		19,040	46,943	27,903	
過年度損益修正益	0	22,132	22,132		
合計		10,697,163	6,310,334	△ 4,386,828	

固定資産売却益のうち、旧大阪放送会館土地の売却益(交換差益)は、3,744,331千円である。
また、過年度損益修正益22,132千円は、固定資産の造成による評価益である。

特別支出

					(単位 千円)
区分	分	平成12年度	平成13年度	増減	
固定資産売却損		28,244	57,539	29,295	
固定資産除却損		1,913,385	2,873,456	960,070	
過年度損益修正損		888,411	1,011,566	123,154	
合計	計	2,830,042	3,942,563	1,112,520	

過年度損益修正損1,011,566千円は、平成12年度分受信料欠損額確定に伴う修正損である。

当期事業収支差金
経常事業収支差金230億776万6千円に経常事業外収支差金△122億4,741万3千円を加えた経常収支差金は107億6,035万3千円である。

これに、特別収入36億1,033万4千円を加え、特別支出39億4,256万3千円を差し引いた当期事業収支差金は131億2,812万4千円であり、この内訳は、資本支出充当89億8,500万円、建設積立金繰入れ37億4,433万1千円及び事業収支剰余金3億9,879万2千円である。
なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

(比較損益計算書)
(受託業務等勘定)

(単位 千円)

					(単位 千円)
区分	分	平成12年度	平成13年度	増減	
経常事業収入		(100,0)	(100,0)		
受託業務等収入		1,090,959	1,491,667	400,708	
経常事業支出		(80,4)	(80,1)		
受託業務等費		876,885	1,194,842	317,956	
経常事業収支差金		(19,6)	(19,9)		
受託業務等費		214,074	296,825	82,751	
経常事業外支出		(4,4)	(4,6)		
受託業務等費		48,586	68,867	20,280	
経常事業外支出		48,586	68,867	20,280	

(外) 報

経常事業外収支差金	△ (△4,4) 48,586	△ (△4,6) 68,867	△ 20,280
当期事業収支差金	(15,2) 165,487	(15,3) 227,958	62,470
当期織入前剰余金	165,487	227,958	62,470
一般勘定への織入れ	165,487	227,958	62,470

(注) ()内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。

経常事業収支

経常事業収入14億9,166万7千円に対し、経常事業支出は11億9,484万2千円であり、差引き経常事業収支差金は2億9,682万5千円であり、その内容は次表のとおりである。

経常事業収入

受託業務等収入の内訳は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	平成12年度	平成13年度	増減
1号業務収入	1,032,140	1,491,667	459,527
2号業務収入	58,819	0	△ 58,819
合計	1,090,959	1,491,667	400,708

1号業務収入は、協会の保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸することによる収入である。2号業務収入は、委託により、放送番組等を制作すること等による収入である。

経常事業支出

受託業務等費の内訳は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	平成12年度	平成13年度	増減
1号業務費	830,684	1,194,842	364,157
2号業務費	46,201	0	△ 46,201
合計	876,885	1,194,842	317,956
1号業務費、2号業務費の人工費、減価償却費等の総額は1,179,945千円である。			

会社名	区分		短期債権	長期債権
	科目	前払費用		
(株)N HK プロモーション	平成12年度末	154	963,283	963,129
(株)N HK 情報ネットワーク		213,129	330,296	117,166
(株)N HK エンタープライズ21		269,173	283,352	14,178
(株)N HK ソフトウェア		408,919	268,326	140,592
(株)放送衛星システム		46,253	120,506	74,252
その他		133,962	107,882	26,080
合計	計	101,537	146,004	44,467
		1,173,130	2,219,652	1,046,522

(単位 千円)

(外) 報告書

債務		(単位 千円)			
区分	科 目	短 期 債 務		長 期 債 務	
		未 払	平成12年度末	増 減	平成13年度末
会社名					
(株) NHKエンタープライズ	21	3,380,993	2,676,353	△	704,639
(株) NHK H K アート	ト	1,267,983	1,517,990	250,007	
(株) 放送衛星システム		1,442,200	1,416,918	△	25,281
(株) NHK情報ネットワーク		752,087	1,097,539	345,451	
(株) NHKアイティック		862,721	724,648	△	138,073
(株) NHKテクニカルサービス		666,455	606,607	△	59,848
(株) NHKコンピューターサービス		967,730	503,168	△	464,561
合 計		10,981,004		10,138,966	△
区分		(単位 千円)			
区分	科 目	長 期 債 務		その他の固定負債(未払金)	
		平成12年度末	平成13年度末	増 減	
会社名					
(株) 放送衛星システム		6,893,000	5,721,000	△	1,172,000
2.5 関連公益法人等の基本財産に対する出えん金及び寄付金 該当なし					

3 主たる設備の状況

当年度末における主たる設備の状況は次表のとおりである。

区 分	土 地		建 物		機械及び装置	放送衛星	その他の固定資産	帳簿価額合計
	面 積	金額	面 積	金額				
放送会館	m ²	千円	m ²	千円				
(うち、放送センター)	376,127	18,851,580	623,457	118,421,882				
テレビジョン放送所	(82,650)	(5,079,536)	(217,864)	(33,653,218)				
ラジオ放送所	486,564	568,291	44,336	4,626,770				
テレビジョン共同受信施設	2,157,297	8,892,362	34,417	7,417,235				
放送衛星施設	—	—	—	—				
その他の施設	2,202,414	4,766,197	296,759	56,949,060				
合 計	5,222,403	33,078,431	998,972	187,414,949	143,442,123	7,023,979	42,175,794	413,135,279

注1 その他の施設は放送技術研究所、放送文化研究所等である。

注2 その他の固定資産は構築物、車両及び運搬具、器具である。

注 3 放送会館、放送所、放送衛星及びその他の施設のうち共有資産は協会持分を示す。

注 4 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引の支払リース料は5,284,831千円であり、未経過リース料期末残高相当額は13,195,280千円(うち、1年内4,252,720千円 1年超8,942,559千円)、リース物件の取得価額相当額は30,842,025千円、減価償却累計額相当額は17,646,744千円である。なお、これは利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によっており、減価償却費相当額の算定方法は定額法による。

4 収入支出の決算の状況

4.1 収入支出の決算

当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

4.2 予算総則の適用

(一) 一般勘定

(1) 予算総則第4条第1項に基づく予算の流用	72億8,000万円
ア 事業収支において、他の項から流用し予算を増額する項及び金額 (国際放送費 1億5,000万円、退職手当・厚生費 62億円、特別支出 9億3,000万円)	△ 72億8,000万円
イ 事業収支において、他の項へ流用し予算を減額する項及び金額 (国内放送費△50億5,000万円、契約収納費△8億円、広報費△2億円、一般管理費△8億5,000万円、財務費△3億8,000万円)	
(2) 予算総則第5条第1項に基づく翌年度への建設費予算の繰越し	10億8,683万8千円
ア 米同時多発テロに関連した放送の影響による未着手分の整備費	4億7,662万8千円
イ NHKアーカイブスの整備費	6億1,021万円
(3) 予算総則第5条第2項に基づく前年度からの建設費予算の繰越し	2億2,200万円
ア 北九州放送会館の整備等	1億2,200円
イ 大年寺山テレビ放送所の整備費	1億円
(4) 予算総則第6条に基づく予備費の使用	26億4,386万8千円
米同時多発テロ関連の取材経費(国内放送費)	26億4,386万8千円
(5) 予算総則第10条に基づく国際放送関係交付金の増収額の振当て (ア)ガニスタン有事関連放送の拡充に伴う交付金の受入れ及び国際放送実施経費への振当て ア 受入れの項及び金額 (交付金受入 1億4,750万1千円)	1億4,750万1千円
イ 振当ての項及び金額 (国際放送費 1億4,366万8千円、給与 383万3千円)	1億4,750万1千円
予算総則第7条に基づく増収額の振当て	5億7,200万円
ア 受入れの項及び金額 (受託業務等収入 5億7,200万円)	5億7,200万円
イ 振当ての項及び金額 (受託業務等費 5億3,900万円、財務費 3,300万円)	5億7,200万円

別表
(一般勘定)
(事業收支)

取入支出去決算表

(一) 予算

平成13年度

款項	当初額	予算			合計	決算額	予算残額
		予算総則に基づく増減額(2)	第4条第1項流用	第6条予備費			
事業収入							
付次務							
別収							
事業支出							
内際放送							
約収							
信査							
事業収支差金							
資本支出への充当	12,729,332	0	0	0	12,729,332	12,729,331	0
債務積立資産繰入れ	8,985,000	0	0	0	8,985,000	8,985,000	0
翌年度以降の財政安定のための繰越金	3,744,332	0	0	0	3,744,332	3,744,331	0
(注) 収入支出決算表における受信料は、未収受信料欠損償却費を控除した金額である。	0	0	0	0	0	398,792	△ 398,792

(資本收支)

款項	予算			額	決算額	繰越額	予算残額
	当初額	予算総則に基づく増減額(2)	合計				
資本収入				千円	千円	千円	千円
事業収支差金受入れ	101,379,332	222,000	222,000	101,601,332	97,640,962	1,086,838	2,873,531
事滅価償却資金受入れ	12,729,332	0	0	12,729,332	12,729,331	0	0
資産受入され	49,820,000	0	0	49,820,000	49,759,797	0	60,202
放送債券償還積立資産戻入れ	3,180,754	0	0	3,180,754	3,134,014	0	46,739
建設積立資産戻入れ	9,120,000	0	0	9,120,000	9,120,000	0	0
送り期借入券金	10,256,818	0	0	10,256,818	10,256,818	0	0
建設費資繕入	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000	0	0
建設費資繕入	6,272,428	222,000	222,000	6,494,428	2,641,000	1,086,838	2,766,590
建設費資繕入	101,379,332	222,000	222,000	101,601,332	97,640,772	1,086,838	2,873,721
建設費資繕入	77,700,000	222,000	222,000	77,922,000	74,590,140	1,086,838	2,245,021
建設費資繕入	1,830,000	0	0	1,830,000	1,201,300	0	628,700
放送債券償還積立資産織入れ	4,400,000	0	0	4,400,000	4,400,000	0	0
建設積立資産織入れ	3,744,332	0	0	3,744,332	3,744,331	0	0
放送債券償還積立資産織入れ	9,120,000	0	0	9,120,000	9,120,000	0	0
期借入金返還金	4,585,000	0	0	4,585,000	4,585,000	0	0
資本收支差金	0	0	0	0	190	0	190

前期繰越金

当年度発生額
56,327,218千円(このうち、翌年度以降の財政安定のための繰越金は56,321,953千円)

後期繰越金

(このうち、翌年度以降の財政安定のための繰越金は56,321,953千円)

(受託業務等勘定)
(事業収支)

款項	予算			額	決算額	予算残額	
	当初額	予算総則に基づく増減額(2)	合計				
事業収入	789,000	572,000	1,361,000	千円	千円	千円	千円
受託業務等収入	789,000	572,000	1,361,000	1,491,667	1,491,667	△	130,667

平成十七年十月二十五日 衆議院会議録第十号

日本放送協会平成十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書、日本放送協会平成十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び同報告書

六四

事業支出	受託業務等費用	572,000	1,264,000	1,263,709	290
692,000	539,000	539,000	1,195,000	1,194,842	157
656,000	36,000	33,000	69,000	68,867	132
事業収支差金		0	97,000	97,958	△ 130,958

事業収支差金227,958千円は、「一般勘定」へ繰り入れた。

日本放送協会平成13年度貸借対照表等に添付する監事の意見書

これは、放送法第40条第1項の規定に基づき、日本放送協会が総務大臣に提出する「平成13年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書」に添付する監事の意見書である。

平成14年5月

日本放送協会

監事 中里 毅
監事 梶谷 陽一
監事 内川 芳美

平成13年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書は、監査の結果、日本放送協会の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

日本放送協会平成十二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する報告書

1 本件の要旨

本件は、日本放送協会の平成十二年度決算であつて、これに関する説明書及び監事の意見書とともに、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出されたものである。

なお、本件には、「検査の結果、特定検査対象に関する検査状況として「日本放送協会の非現用不動産の管理、処分状況について」を平成十二年度決算検査報告に掲記した。」との会計検査院の検査結果が添付されている。

1 財産目録及び貸借対照表

一般勘定は、資産総額六千九百八十一億五千六百一十六万一千円、負債総額二千六百九十八億七千四百十四万千円、資本総額四千二百八十二億八千一百十二万千円である。)のうち当期事業収支差金は、百三十一億一千八百十一万四千円である。

受託業務等勘定は、資産総額三千二百六十七万七千円、負債総額三千一百六十七万七千円である。

2 損益計算書

一般勘定は、経常事業収入六千六百七十六億一千六百十三万五千円、経常事業支出六千四百四十六億千八百三十六万八千円、経常事業収支差金二千三十億七百七十六万六千円である。)の經常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加えた当期事業収支差金は百三十一億二千八百十二万四千円であり、そのうち、八十九億八千五百万円は資本支出に充当し、三十七億四千四百三十二万千円は建設積立金に繰り入れ、三億九千八百七十九万二千円は翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越している。

受託業務等勘定は、経常事業収入十四億九千六十六万七千円、経常事業支出十一億九千四百八十四万二千円、経常事業収支差金二億九千六百八十二万五千円である。)の経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた当期事業収支差金は二億二千七百九十五万八千円であり、これを一般勘定へ繰り入れている。

1 議決の内容

本件については、異議がないと議決した。

右報告する。

平成十七年十月二十一日

総務委員長 実川 幸夫

衆議院議長 河野 洋平殿

日本放送協会平成十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書並びに監事の意見書

右

国会に提出する。

平成十六年一月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

(外) 証 明

内閣総理大臣

小泉純一郎殿

15 檢 第 512 号
平成 15 年 11 月 28 日会計検査院長
杉浦 力圓

日本放送協会平成14年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書等の検査を了したのでこれを回付する。
なお、検査の結果記述すべき意見はない。

1 平成 14 年度財産目録

財 產 目 錄
平成 15 年 3 月 31 日現在

(一般勘定)

科 目	内 記			合 計	未 収 金	未 収 金	有価証券利息ほか
	摘要	要	金額				
(資産の部)				千円	千円	千円	
流動資産							
現金及び預金							
現 金	定期預金ほか	82,024,665	3,511,162	222,511,400	119,413,204	△ 78,762,371	142,434,599
受信料未収金				82,102,412	611,211,669	△ 468,777,070	5,846,045
受信料未収金	受信料未収金 未収受信料欠 損引当金	26,625,162	△ 23,114,000	放送衛星	放送衛星	放送衛星RSAT- 1aほか	19,685,227
有価証券	受信料未収金の 収納不能見越額 △ 国債、金融債ほか	120,058,670	5,619,499	減価償却累計 額	減価償却累計 額	△ 13,839,182	1,717,085
前払費用	翌年度番組関係 費	4,877,206	742,292	車両及び運搬具	車両及び運搬具	中継車ほか	8,517,505
	その他の前払費 用			減価償却累計 額	減価償却累計 額	△ 6,800,420	1,053,825
				器 具 器 具	器 具 器 具	器 具ほか	2,662,816

(外取締)

地	減価償却累計額	△ 1,608,990	契約取納事務費	4,926,778
その他の建設仮勘定			放送会館・放送所敷地ほか	159,284
無形固定資産			北九州放送会館の整備ほか	5,087,319
無形固定資産			その他の未払金	3,974,813
施設利用権	2,029,187	受信料前受金	3月分電力料ほか	113,500,609
その他無形固定資産	39,914	その他の流動負債	翌年度分受信料の収納額	3,974,813
出資その他の資産		前受収益	施設利用料ほか	
長期保有有価証券		預金	事務室賃貸敷金	
出資		仮受金	源泉徴収所得税	
資		前受り	33,085	
通信・放送機構に対する出資	59,167,139		1,719,013	64,895,512
関連事業に対する出資	47,956,548			32,000,000
(株)N H K エンターナメント	10,386,100			16,601,000
放送所敷地賃借料未経過分ほか	35,211			11,745,512
その他の長期前払費用	35,211			4,549,000
長期前払費用	3,200,000	負債合計		272,696,127
特定期産		(受託業務等勘定)		
放送債券償還積立資産	3,200,000			
資産合計	711,259,118			
(負債の部)				
流动負債	207,800,614			
短期借入金	500,000			
一年以内に返済する長期借入金	4,561,000			
未払金	85,264,192			
科 目	内	要 金	記 載 額 千円	合 計 千円
(資産の部)				
流动資産				
現金及び預金				
預金				
未収金	7,180			7,180
資産合計		施設賃貸料		17,516
				24,697

(外) 号

(負債の部)				
流動負債				
流动未払金	24,697	24,120	放送衛星	142,434,599
前受金	576	576	減価償却累計	19,685,227
負債合計	<u>24,697</u>	<u>24,697</u>	スタジオ設備賃料	5,846,045
2 平成14年度貸借対照表				
	貸借対照表			
	平成15年3月31日現在			
(一般勘定)				
科 目	内 記 金 領	金額	構成比	
(資産の部)	千円	千円	%	
流動現金及び預金	82,102,412			
受信料未収	26,625,162			
未収受信料欠損引	3,511,162			
有価証券	120,058,670			
前払費用	5,619,499			
その他流動資産合計	3,845,669			
固定資産	222,511,400	31.3		
固有形固定資産	268,502,898			
建物減価償却累計額	<u>△ 81,157,233</u>	187,345,665		
構築減価償却累計額	<u>△ 119,413,204</u>	40,650,833		
機械及び装置	611,211,669			
減価償却累計額	<u>△ 468,777,070</u>			
放送衛星	19,685,227			
減価償却累計額	<u>△ 13,839,182</u>			
車両及び運搬器具	8,517,505			
減価償却累計額	<u>△ 6,800,420</u>			
器減価償却累計額	2,692,816			
士減価償却累計額	<u>△ 1,608,990</u>			
その他建設仮勘定	33,800,961			
有形固定資産合計	<u>△ 11,462,461</u>			
無形固定資産合計	424,311,476			
無形固定資産合計	<u>△ 2,069,101</u>			
無形固定資産合計	2,069,101			
出資その他の資産	0.3			
長期保有有価証券	47,956,548			
出資関係会社	11,175,379			
その他の出資	7,373,986			
長期前払費用	9,855,900			
出資その他の資産合計	1,319,479			
長期前払費用合計	<u>△ 35,211</u>			
出資その他の資産合計	59,167,139			
長期前払費用合計	<u>△ 35,211</u>			
特定固定資産	485,547,717			
固定資産合計	68.3			
放送債券償還積立資産	<u>△ 3,200,000</u>			
特定資産合計	3,200,000			
資産合計	<u>△ 711,259,118</u>			
	100.0			

(六) 収支

(負債の部)			
流動負債	借入金	500,000	
短期		4,561,000	
一年以内に返済する長期借入金		85,264,192	
未払金		113,500,609	
受信料前受金		3,974,813	
その他の流动負債合計		207,800,614	29.2
固定負債			
放送債		32,000,000	
長期借入金		16,601,000	
退職手当引当		11,745,512	
その他の固定負債合計		4,549,000	
固定負債合計		64,895,512	9.1
(資本の部)		272,696,127	38.3
資本		373,486,223	
承継資本		163,375	
固定資産充当資本		373,322,847	
積算		54,795,898	
繰越剩余金		54,795,898	
当期事業収支差額		10,280,869	
資本合計		438,562,990	
負債資本合計		711,259,118	100.0

平成14年度末における当期事業収支差金102億8,086万9千円は、15年度において、固定資産充当資本に83億9,200万円、繰越剩余金に18億8,886万9千円組み入れる。これにより、固定資産充当資本は3,817億1,484万7千円、繰越剩余金は566億8,476万7千円となる。なお、繰越剩余金566億8,476万7千円は、全額、翌年度以降の財政安定のための繰越金である。

(受託業務等勘定)			
科	目	内訳	金額
(資産の部)	流動資産	千円	千円
現金及び預金			7,180
未収賃料			17,516
流动資産合計			24,697
(負債の部)	流動負債	千円	千円
未払受信料			24,120
流动負債合計			576
資本合計			24,697
負債資本合計			100.0
資本合計			100.0

3 平成14年度損益計算書

損益計算書		
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで		
(一般勘定)		
科	目	金額
経常事業収入		665,629,915
受信料		2,002,221
交付金		7,367,594
収入		655,603,947
経常事業支出		273,639,622
支放送料		6,873,145
収納料		62,645,137
費用		2,103,501
費用		

業 費 支 出		廣 報 調 査 研 究		3,228,234	
8,714,649				142,650,398	
62,934,046				62,934,046	
14,320,161				14,320,161	
55,381,048				55,381,048	
23,114,000				23,114,000	
				19,395,784	
經常事業外収支差金				4,236,476	
經常事業外取入				3,761,903	
雜務収入				474,572	
經常事業外支支出費				16,164,814	
經常事業外収支差金				16,164,814	
經常事業外取入				16,164,814	
雜務収入				11,928,338	
經常事業外支支出費				11,928,338	
經常事業外収支差金				7,467,445	
資本支出充當				7,467,445	
特別収入				8,666,485	
固定資産売却益				5,830,807	
固定資産受贈益				863,978	
過年度損益修正益				25,986	
その他の特別収入				1,945,712	
特別支支出				5,853,061	
固定資産売却損				40,700	
固定資産除却損				2,913,063	
過年度損益修正損				953,584	
その他の特別支出				1,945,712	
当期事業收支差金				10,280,869	
当期事業支出充當				8,392,000	
事業収支剰余金				1,888,869	

に経常事業外収支差金△119億2,833万8千円を加えた経常収支差金は74億6,744万5千円である。これに特別収入86億6,48万5千円を加え、特別支出58億5,306万1千円を差し引いた当期事業収支差金は102億8,086万9千円であり、当期事業収支差金のうち、資本支出充当は83億9,200万円、事業収支剰余金は18億8,886万9千円である。

なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。「受託業務等勘定」の当年度末の資産、負債の状況を財産目録と貸借対照表でみると資産額2,469万7千円に対し、負債額は2,469万7千円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書でみると経常事業収入12億7,501万3千円に対し、経常事業支出は10億1,785万5千円で、差し引き経常事業収支差金は2億5,715万7千円であり、これに経常事業外収支差金△5,994万5千円を加えた当期事業収支差金は1億9,721万2千円であり、この当期事業収支差金は「一般勘定」へ繰り入れた。

2 資産、負債及び資本並びに損益の状況
貸借対照表及び損益計算書の作成にあたっての重要な会計方針と、当年度末における資産、負債及び資本の状況及び当年度内のその増減並びに当年度における損益の状況は、次のとおりである。

2.1 重要な会計方針

項	目	会計方針
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	移動平均法に基づく原価法によっている。	
2. たな卸資産(貯蔵品)の評価基準及び評価方法	先入先出法に基づく原価法によっている。	
3. 固定資産の減価償却の方法	「建物」「構築物」「放送衛星」は定額法、「機械及び装置」「車両及び運搬具」は定率法によっている。 (1) 有形固定資産 (2) 無形固定資産	
4. 引当金の計上基準	引当金の計上基準 (1) 未収受信料欠損引当金 (2) 退職手当引当金	
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。	
6. 消費税の会計処理	税込方式によっている。	

2.2 財産目録及び貸借対照表 (比較貸借対照表) (一般勘定)

(単位 千円)

区分		平成13年度末	平成14年度末	増減
現金及び預金	60,803,974	82,102,412	21,298,438	
受信料未収金	3,522,618	3,511,162	△ 11,456	
有価証券	115,281,659	120,058,670	4,777,011	
貯蔵品	32,179	0	△ 32,179	
前払費用	5,045,536	5,619,499	573,963	
未収金	6,531,841	7,373,986	842,144	
その他流動資産	2,774,015	3,845,669	1,071,653	
流动資産合計		(27,891,991,826)	(31,322,511,400)	28,519,574
有形固定資産	419,151,762	424,311,476	5,159,713	
構築物	187,414,949	187,345,665	△ 69,284	
機械及び装置	39,782,204	40,650,833	868,628	
放送衛星	143,442,123	142,434,599	△ 1,007,523	
車両及び運搬工具	7,023,979	5,846,045	△ 1,177,934	
器	1,656,036	1,717,085	61,048	
土地	737,553	1,053,825	316,272	
土	33,078,431	33,800,961	722,529	
その他建設仮勘定	6,016,483	11,462,461	5,445,977	
無形固定資産	2,917,905	2,069,101	△ 848,803	
出資その他の資産	67,241,435	59,167,139	△ 8,074,296	
長期保有有価証券	55,805,465	47,956,548	△ 7,848,917	
出長期前払費用	11,387,902	48,067	35,211	△ 12,856
固定資産合計	(70,148,931,104)	(68,347,717)	△ 3,763,386	

(六) 資産

放送債券償還積立資産	11,109,000	3,200,000	△	7,909,000	
建設積立資産	3,744,331	0	△	3,744,331	
特定資産合計	14,853,331	(2,1)	3,200,000	△	11,653,331
資産合計	698,156,262	(100,0)	711,259,118	13,102,855	
短期借入金	859,000	500,000	△	359,000	
一年以内に返済する長期借入金	4,301,000	4,561,000		260,000	
一年以内に償還する放送債券	12,000,000	0	△	12,000,000	
未払金	69,434,096	85,264,192		15,830,096	
受信料前受金	111,545,587	113,500,609		1,955,021	
その他の流動負債	2,367,945	3,974,813		1,606,868	
債流動負債合計	(28,8)	(29,2)		7,292,986	
放送債券	32,000,000	32,000,000	0		
長期借入金	21,162,000	16,601,000	△	4,561,000	
退職手当引当金	10,483,512	11,745,512		1,262,000	
その他の固定負債	5,721,000	4,549,000	△	1,172,000	
固定負債合計	(9,9)	(9,1)	△	4,471,000	
負債合計	69,366,512	64,895,512			
資本	(38,7)	(38,3)		2,821,986	
資本	269,874,141	272,696,127			
資本	359,230,836	373,486,223		14,255,386	
資本	163,375	163,375	0		
固定資産充当資本	359,067,461	373,322,847		14,255,386	
積立金	55,923,160	54,795,898	△	1,127,262	
繰越剩余金	55,923,160	54,795,898	△	1,127,262	
当期事業収支差金	13,128,124	10,280,869	△	2,847,255	
資本合計	428,282,121	(61,3)		(61,7)	10,280,869
負債資本合計	698,156,262	(100,0)		(100,0)	13,102,855
資産の部					
当年度末の資産総額は、前年度末の6,981億5,626万2千円に比べ131億285万5千円増加し、7,112億5,911万8千円となり、その内容は次表のとおりである。					
(注) ()内は、資産合計及び負債資本合計を100とした構成比率(%)である。					
(単位 千円)					
区分	平成13年度末	平成14年度末	構成比	金額	構成比
区	金額	構成比	(%)	金額	構成比
流动資産	193,991,826	27.8		222,511,400	31.3
固定資産	486,311,104	70.1		485,547,717	68.3
特定資産	14,853,331	2.1		3,200,000	0.4
合計	698,156,262	100.0		711,259,118	100.0
流动資産					
当年度末の流动資産は、前年度末の1,939億9,182万6千円に比べ285億1,957万4千円増加し、2,225億1,140万円となり、その内容は次表のとおりである。					
(単位 千円)					
区分	平成13年度末	平成14年度末	増減		
現金及び預金	60,803,974	82,102,412		21,298,438	
受信料未収金	3,522,618	3,511,162	△	11,456	
有価証券	115,281,659	120,058,670		4,777,011	
貯蔵品	32,179	0	△	32,179	
前払費用	5,045,536	5,619,499		573,963	
未収金	6,531,841	7,373,986		842,144	
その他の流动資産	2,774,015	3,845,669		1,071,653	
合計	193,991,826	222,511,400		28,519,574	

(1) 現金及び預金

(単位 千円)

区分	平成13年度末	平成14年度末	増減
現金	74,679	77,747	3,067
普通預金	35,929,295	63,761,665	27,832,370
定期預金	1,900,000	18,263,000	16,363,000
譲渡性預金	22,900,000	0	△ 22,900,000
合計	60,803,974	82,102,412	21,298,438

(2) 受信料未収金及び未収受信料欠損引当金

(単位 千円)

区分	平成13年度末	平成14年度末	増減
受信料未収金	24,632,618	26,625,162	1,992,543
未収受信料欠損引当金	△ 21,110,000	△ 23,114,000	△ 2,004,000
合計	3,522,618	3,511,162	△ 11,456

(3) 有価証券

(単位 千円)

区分	券面総額	取得価額	貸借対照表上額	摘要	要
国金融債	24,140,000	24,133,868	24,133,868		
政府保証債	21,100,000	21,100,000	21,100,000	利付東京三菱銀行債券 ほか	
非政府保証債	8,700,000	8,686,602	8,686,602	公営企業債券ほか	
地方事業債	1,800,000	1,799,430	1,799,430	特別鉄道建設債券ほか	
合計	11,773,000	11,728,745	11,728,745	東京都公募公債ほか	
	52,646,521	52,610,025	52,610,025	電力債券ほか	
合計	120,159,521	120,058,670	120,058,670		

(六) 取得報酬

(4) 貯蔵品

(単位 千円)

区分	平成13年度末	平成14年度末	増減
放送記念品	32,179	0	△ 32,179

放送記念品の内容は、放送出演記念用ボールペン等である。

(5) 前払費用

(単位 千円)

区分	平成13年度末	平成14年度末	増減
翌年度番組関係費用	4,290,749	4,877,206	586,456
その他の前払費用	754,786	742,292	△ 12,493

その他の前払費用の内容は、事務室翌年度分賃借料等である。

(6) 未収金

(単位 千円)

区分	平成13年度末	平成14年度末	増減
有価証券等利息	694,747	566,711	△ 128,036
その他の未収金	5,837,093	6,807,274	970,180

合計 6,531,841 7,373,986 842,144

その他の未収金の内容は、国際放送関係交付金等である。

(7) その他の流動資産

(単位 千円)

区分	平成13年度末	平成14年度末	増減
差入保証金	2,420,666	2,416,754	△ 3,912
仮払金	353,349	1,428,915	1,075,565
合計	2,774,015	3,845,669	1,071,653

差入保証金の内容は、事務室賃借保証金等である。また、仮払金の内容は、諸立替払金である。

報 (号外)

固定資産

(1) 固定資産の取得及び処分

(単位 千円)						
区分	平成14年度			平成14年度 残高 (4) (1)+(2)-(3)	減価償却額 (5) 累計	平成14年度 未帳簿価額 (4)-(5)
	平成13年度 末高 (1)	増加額 (2)	減少額 (3)			
有形固定資産						
建物	1,040,435,695	69,066,010	34,244,960	1,075,256,745	650,945,268	424,311,476
構築物	265,078,657	10,091,431	6,667,190	268,502,898	81,157,233	187,345,665
機械及び装置	116,450,928	5,358,484	2,396,208	119,413,204	78,762,371	40,650,833
放送衛星	589,538,493	40,957,519	19,284,343	611,211,669	468,777,070	142,434,599
車両及び運搬工具	19,685,227	0	0	19,685,227	13,839,182	5,846,045
器具	8,311,845	704,624	498,964	8,517,505	6,800,420	1,717,085
土地	2,275,626	427,569	40,379	2,662,816	1,608,990	1,053,825
その他建設仮勘定	33,078,431	829,751	137,221	33,800,961	—	33,800,961
無形固定資産	6,016,483	10,666,629	5,220,652	11,462,461	—	11,462,461
(有形・無形固定資産)	19,390,896	0	7,195,347	12,195,548	10,126,446	2,069,101
出資その他の資産	67,241,435	89,025	8,163,321	59,167,139	—	59,167,139
長期保有有価証券	55,805,465	0	7,848,917	47,956,548	—	47,956,548
出資	11,387,902	81,300	293,822	11,175,379	—	11,175,379
長期前払費用	48,067	7,725	20,581	35,211	—	35,211
合計	1,127,068,027	69,155,035	49,603,629	1,146,619,432	661,071,714	485,547,717

(研究開発設備の整備、NHKアーカイブスの整備、事務機器の整備等)

注2 その他の建設仮勘定残高11,462,461千円の内容は、北九州放送会館の整備等である。

注3 無形固定資産帳簿価額2,069,101千円の内容は、国際放送送信設備等施設利用権

2,029,187千円、地上権39,914千円である。

注4 長期前払費用残高35,211円の内容は、放送所敷地賃借料未経過分等である。

卷之三

関係会社出資

(单位 平方)

出資先	平成14年度		平成14年度末		
	平成13年度 未貸借対照 表計上額	増加額	減少額	出株式 資数	取得価額
株H Kエヌ ターブライズ 21	952,000	0	0	19,040株	952,000
株N H Kエヌ ケーションナル ウェア	67,000	0	0	1,340株	67,000
株N H K ソフト ネットワーク モーション	67,000	0	0	1,340株	67,000
株N H K プロ モーション	209,500	0	0	4,190株	209,500
株N H K アート	57,000	0	0	114,000株	57,000
	126,700	0	0	253,400株	126,700

注1 有形固定資産及び無形固定資産の増加は、主として建設計画の実施によるものであり、

- ・新放送施設の整備(地上デジタルテレビジョン放送設備の整備等) 6, 554, 748千円
 - ・テレビジョン、ラジオ放送網の整備 11, 740, 145千円
 - (中波第1放送3局、FM放送2局の完成、放送装置の更新等)
 - ・放送会館の整備(北九州放送会館の整備等) 3, 990, 142千円
 - ・番組設備の整備(番組送出設備の整備、地域放送充実のための機器の整備等) 32, 220, 547千円
 - ・研究施設等の整備 8, 437, 548千円

官 報 (号 外)

その他の出資						
(単位 千円)						
出資先	平成13年度 未賃借対照 表計上額		平成14年度		平成14年度末	
	増加額	減少額	出株式数	資取得額	貸借対照 表計上額	
株N HKテクニカルサービス	210,000	0	4,200株	210,000	210,000	
株日本放送出版協会	33,000	0	660,000株	33,000	33,000	
株NHKきんさくメディアプラネット	52,000	0	1,040株	52,000	52,000	
株NHK中部ブレーンズ	30,000	0	600株	30,000	30,000	
株NHKちゅうごくソフトプロラン	26,000	0	520株	26,000	26,000	
株NHK九州メディア	26,000	0	520株	26,000	26,000	
株N HK東北ブランディング	26,000	0	520株	26,000	26,000	
株NHK北海道ビジョン	26,000	0	520株	26,000	26,000	
株NHK総合ビデオジネス	40,000	0	80,000株	40,000	40,000	
株N HKアイティック	151,000	0	302,000株	151,000	151,000	
株N HK文化センター	20,000	0	40,000株	20,000	20,000	
株N HKコンサーネターサービス	57,000	0	1,140株	57,000	57,000	
株NHK営業サービス	120,000	0	2,400株	120,000	120,000	
株N HKプリンテックス	10,000	0	20,000株	10,000	10,000	
株日本文字放送	40,000	0	800株	40,000	40,000	
株放送衛星システム	7,499,700	0	149,994株	7,499,700	7,499,700	
株N HK名古屋ビルシステム	10,000	0	200株	10,000	10,000	
小計(23社)	9,855,900	0	—	9,855,900	9,855,900	

(外) 収支

株式会社衛星通信・放送システム研究所	2,449	0	2,449	0株	0	0
株式会社デジタルテレビジュアル放送システム研究所	5,987	0	5,987	0株	0	0
株式会社次世代情報放送システム研究所	83,400	0	83,400	0株	0	0
NTTビュア	0	0	0	40株	2,000	0
小計(5社)	1,532,002	81,300	293,822	—	1,659,742	1,319,479
合計(28社)	11,387,902	81,300	293,822	—	11,515,642	11,175,379
注1 出資は、放送法第9条の2に基づき総務大臣の認可を受けて出資している。						
注2 通信・放送機構に対する出資金は、「通信・放送機構法の一部を改正する法律」(平成11年法律第39号)に基づき、平成11年12月20日をもって無利子貸付金に転換している。						
注3 (株エイ・ティ・アール光電波通信研究所等13社の平成14年度減少額は、会社清算によるものである。						
注4 NTTビュアル通信株の貸借対照表計上額は1円である。						
注5 小計及び合計欄の社数は、平成14年度末の社数である。						
特定資産						
当年度末の特定資産は、前年度末の148億5,333万1千円に比べ116億5,333万1千円減少し、32億円となり、その内容は次表のとおりである。						
(単位 千円)						
区 分	平成13年度末	平成14年度末	増 減			
放送債券償還積立資産	11,109,000	3,200,000	△ 7,909,000			
建設積立資産	3,744,331	0	△ 3,744,331			
合 計	14,853,331	3,200,000	△ 11,653,331			
(1) 放送債券償還積立資産						
(単位 千円)						
区 分	平成13年度末	平成14年度	度			
放送債券償還積立資産	11,109,000	3,200,000	△ 7,909,000			
建設積立資産	3,744,331	0	△ 3,744,331			
合 計	14,853,331	3,200,000	△ 11,653,331			
流動負債						
当年度末の流動負債は、前年度末の2,005億762万8千円に比べ72億9,298万6千円増加し、2,078億61万4千円となり、その内容は次表のとおりである。						
(単位 千円)						
区 分	平成13年度末	平成14年度末	増 減			
短期借入金	859,000	500,000	△ 359,000			
一年以内に返済する長期借入金	4,301,000	4,561,000	260,000			
一年以内に償還する放送債券	12,000,000	0	△ 12,000,000			
未払利息	69,434,096	85,264,192	15,830,096			
受信料	111,545,587	113,500,609	1,955,021			
その他	2,367,945	3,974,813	1,606,868			
合 計	200,507,628	207,800,614	7,292,986			

(1) 短期借入金

(単位 千円)

区分	分	平成13年度末	増加額	減少額	平成14年度末
短期借入金		859,000	500,000	859,000	500,000

短期借入金の借入先別金額は、(株)みずほコーポレート銀行240,000千円、(株)三井住友銀行110,000千円、(株)東京三菱銀行53,000千円、(株)UFJ銀行37,000千円、農林中央金庫18,000千円、信金中央金庫18,000千円、日本生命保険相12,000千円、第一生命保険相12,000千円である。

(2) 未払金

(単位 千円)

区分	分	平成13年度末	増減
契約収納事務費		4,565,350	361,428
放送債券利息		248,526	89,242
納付消費税		0	5,087,319
その他の未払金		64,620,219	10,470,590
合計		69,434,096	15,830,096

その他の未払金の内容は、3月分電力料等である。

(3) 受信料前受金

(単位 千円)

区分	分	平成13年度末	増減
受信料前受金		111,545,587	113,500,609

受信料前受金は、翌年度分受信料の収納額である。

(4) その他の流動負債

(単位 千円)

区分	分	平成13年度末	増減
前受り預金		43,848	2,222,714
受金		34,191	33,085 △
合計		2,289,905	1,719,013 △

前受益の内容は、施設利用料等であり、預り金は事務室賃貸敷金等である。また、仮受金の内容は、源泉徴収所等である。

(5) 外埠

固定負債
当年度末の固定負債は、前年度末の693億6,651万2千円に比べ44億7,100万円減少し、648億9,551万2千円となり、その内容は次表のとおりである。

区分	分	平成13年度末	平成14年度末	増減
放送債券		32,000,000	32,000,000	0
長期借入金		21,162,000	16,601,000	△ 4,561,000
退職手当引当金		10,483,512	11,745,512	1,262,000
その他の固定負債		5,721,000	4,549,000	△ 1,172,000
合計		69,366,512	64,895,512	△ 4,471,000

(1) 放送債券		(単位 千円)		
銘柄	(発行価額、利率)	発行年月日	発行総額	償還額
		(債権期限)	平成14年度	累計額 固定負債
			平成14年度	未償還残高
			(1年以内)	

第100回放送債券(100,95円、6.70%)	平成3.(15.1.31)	6,000,000	6,000,000	6,000,000	0	0
第102回放送債券(99,90円、4.85%)	平成5.(15.2.28)	6,000,000	6,000,000	6,000,000	0	0
第103回放送債券(99,80円、4.60%)	平成7.(17.2.3)	6,000,000	0	0	6,000,000	0
第104回放送債券(100,00円、1.80%)	平成12.(22.2.17)	6,000,000	0	0	6,000,000	0
第105回放送債券(100,00円、1.90%)	平成12.(22.10.25)	10,000,000	0	0	10,000,000	0
第106回放送債券(100,00円、1.51%)	平成14.(24.2.6)	10,000,000	0	0	10,000,000	0
合計		44,000,000	12,000,000	32,000,000	0	

放送債券は、政府保証債ではない。

(2) 長期借入金

		(単位 千円)				
借入先	平成13年末	平成14年度増減内訳		平成14年度末		(増減)
		増加額	減少額	固定負債	流動負債 (1年以内)	
(株)みずほコーポレート銀行	12,223,000	0	2,065,000	7,969,000	2,189,000	
(株)三井住友銀行	5,601,000	0	946,000	3,652,000	1,003,000	
(株)東京三菱銀行	2,674,000	0	452,000	1,743,000	479,000	
(株)FJ銀行	1,909,000	0	322,000	1,245,000	342,000	
農林中央金庫	891,000	0	150,000	581,000	160,000	
日本生命保険組合	637,000	0	108,000	415,000	114,000	
合計	25,463,000	0	4,301,000	16,601,000	4,561,000	

(3) 退職手当引当金

(単位 千円)

区分	平成13年度末	平成14年度	
		増加額	減少額
退職手当引当金	10,483,512	1,262,000	0
			11,745,512

平成14年度末残高11,745,512千円は、期末要支給額に対して10.8%である。

この他、退職年金制度に基づく資産は、平成14年度末において207,218,777千円である。

(4) その他の固定負債

(単位 千円)

区分	平成13年度末	平成14年度	
		増	減
その他の固定負債	5,721,000	4,549,000	△ 1,172,000

(2) 積立金

(単位 千円)

区分	平成13年度末	平成14年度		(増減)
		増	減	
繰越剰余金	55,923,160	54,795,898	△ 1,127,262	

当年度末の繰越剰余金547億9,589万8千円は、前年度末の繰越剰余金に、前年度の当期事業収支差金131億2,812万4千円から、固定資産充当資本組み入れ額89億8,500万円及び建設積立金繰り入れ額37億4,433万1千円を差し引いた額3億9,879万2千円を繰り入れ、固定資産充当資本に組み入れた額15億2,605万4千円を差し引いたものである。

その他の固定負債の内容は、放送衛星BSAT-1a、BSAT-1bの未払分である。

資本の部 当年度末の資本総額は、前年度末の4,282億8,212万1千円に比べ102億8,086万9千円増加し、4,385億6,299万円となり、その内容は次表のとおりである。

(3) 当期事業収支差金

(単位 千円)

区分	分	平成13年度末	平成14年度末	増減
当期事業収支差金		13,128,124	10,280,869	△ 2,847,255

本支出に充当し、18億8,886万9千円は翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

これにより、翌年度以降の財政安定のための繰越金は、566億8,476万7千円となる。なお、資本支出充当の内訳は、放送債券償還積立資金繰入れ32億円と放送債券償還金8億9,100万円及び長期借入金返済金43億100万円である。

(比較貸借対照表)
(受託業務等勘定)

(単位 千円)

区分	分	平成13年度末	平成14年度末	増減
現金及び預金		16,115	7,180	△ 8,935
未収金		16,562	17,516	954
流动資産合計		32,677	24,697	△ 7,980
資産合計		32,677	24,697	△ 7,980
未払金		32,427	24,120	△ 8,306
前受金		250	576	325
流动負債合計		32,677	24,697	△ 7,980
負債合計		32,677	24,697	△ 7,980
負債資本合計		32,677	24,697	△ 7,980

(外) 売上高

資産の部
当年度末の資産総額は、前年度末の3,267万7千円に比べ798万円減少し、2,469万7千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	分	平成13年度末	平成14年度末	増減
現金及び預金		16,115	7,180	△ 8,935
未収金		16,562	17,516	954

合計

(1) 現金及び預金

(単位 千円)

区分	分	平成13年度末	平成14年度末	増減
普通預金		16,115	7,180	△ 8,935

(2) 未収金
(単位 千円)

区分	分	平成13年度末	平成14年度末	増減
未収益		16,562	17,516	954

(3) 負債の部
当年度末の負債総額は、前年度末の3,267万7千円に比べ798万円減少し、2,469万7千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	分	平成13年度末	平成14年度末	増減
未払金		32,427	24,120	△ 8,306
前受金		250	576	325
合計		32,677	24,697	△ 7,980

(1) 未払金

(単位 千円)

区分	分	平成13年度末	平成14年度末	増減
納付消費税		32,427	24,120	△ 8,306

(2) 前受金

(単位 千円)

区分	分	平成13年度末	平成14年度末	増減
前受金		250	576	325

2.3 損益計算書
(比較損益計算書)

(一般勘定)

(単位 千円)

区分	分	平成13年度	平成14年度	増減
経常事業収入		667,626,135	674,999,731	7,373,596

受信料	657,395,425	665,629,915	8,234,489	経常収支差金	10,760,353	(1,6)	(1,1)	7,467,445	△	3,292,907
交付金収入	2,286,768	2,002,221	△ 284,547	資本支出充当	8,985,000	7,467,445	△ 1,517,554	△	1,517,554	
副次収入	7,943,940	7,367,594	△ 576,346	当期剩余金	1,775,353	0	0	△	1,775,353	
経常事業支出	644,618,388	(96,6)	655,603,947	特別収入	6,310,334	(1,0)	(1,3)	8,666,485	2,356,150	
国内放送費	270,371,388	273,639,622	3,268,234	固定資産売却益	6,241,259	5,830,807	△ 410,451	△	410,451	
国際放送費	7,116,397	6,873,145	△ 243,252	固定資産受贈益	46,943	863,978	817,035	3,853	817,035	
契約収納費	62,398,315	62,645,137	246,822	過年度損益修正益	22,132	25,986	△ 57,982	△	57,982	
受信対策費	2,063,755	2,103,501	39,746	その他の特別収入	0	1,945,712	1,945,712	△	1,945,712	
広報費	3,196,547	3,228,234	31,687	特別支出	3,942,563	(0,6)	(0,9)	1,910,498	△	1,910,498
調査研究費	9,422,706	8,714,649	△ 708,056	固定資産売却損	57,539	40,700	△ 16,838	△	16,838	
給与	142,826,937	142,650,398	△ 176,538	固定資産除却損	2,873,456	2,913,063	39,607	39,607	39,607	
退職手当・厚生費	62,438,227	62,934,046	495,819	過年度損益修正損	1,011,566	953,584	△ 57,982	△	57,982	
一般管理費	13,914,295	14,320,161	405,865	その他の特別支出	0	1,945,712	1,945,712	△	1,945,712	
減価償却費	49,759,797	55,381,048	5,621,250	当期事業収支差金	(2,0)	(1,5)	△ 2,847,255	△	2,847,255	
未収受信料欠損償却費	21,110,000	23,114,000	2,004,000	資本支出充当	8,985,000	8,392,000	△ 593,000	△	593,000	
経常事業収支差金	23,007,766	(3,4)	(2,9)	建設積立金繰入れ	3,744,331	0	△ 3,744,331	△	3,744,331	
経常事業外収入	4,810,732	(0,7)	(0,6)	事業収支剩余金	398,792	1,888,869	1,490,076	△	1,490,076	
経常財務収入	4,269,834	3,761,903	△ 507,931	(注) ()内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。						
総事業外収支	540,897	474,572	△ 66,324	経常事業収支						
経常事業外支出	(2,5)	(2,4)	△ 893,331	経常事業収入6,749億9,973万1千円に対し、経常事業支出は6,556億394万7千円であり、差し引き経常事業収支差金は193億9,578万4千円である。						
財務費	17,058,146	16,164,814	△ 893,331	なお、前年度の経常事業収入6,676億2,613万5千円、経常事業支出6,446億1,836万8千円に比較すれば、経常事業収入は73億7,359万6千円、経常事業支出は109億3,557万8千円の増加である。						
経常事業外収支差金	△ 12,247,413	△ 11,928,338	△ 319,075	経常事業収入						

(注) ()内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。

経常事業収支
経常事業収入6,749億9,973万1千円に対し、経常事業支出は6,556億394万7千円であり、差し引き経常事業収支差金は193億9,573万4千円である。

なお、前年度の経常事業収入6,676億2,613万5千円、経常事業支出6,446億1,836万8千円に比較すれば、経常事業収入は73億7,359万6千円、経常事業支出は109億8,557万8千円の増加である。

経常事業収入
経常事業収入の増加は、受信契約件数の増加等に伴う受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

(外) 証 明

		(単位 千円)			
区 分		平成 13 年 度	平成 14 年 度	増 減	
受 付 金 収 入	料	657, 395, 425	665, 629, 915	8, 234, 489	10 0
副 次 収 入		2, 286, 768	2, 002, 221	△ 284, 574	10 10
合 計		7, 943, 940	7, 367, 594	△ 576, 346	36, 517 36, 517
合 計		667, 626, 135	674, 999, 731	7, 373, 596	363 230

(1) 受 信 料

(単位 千円)

区 分		平成 13 年 度	平成 14 年 度	増 減	
基 本 受 信 料		543, 695, 017	547, 426, 471	3, 731, 454	
衛 星 付 加 受 信 料		113, 700, 408	118, 203, 444	4, 503, 035	
合 計		657, 395, 425	665, 629, 915	8, 234, 489	

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりである。

(単位 千件)

区 分		平成 13 年 度	平成 14 年 度	増 減	
カ ラ ー 契 約	年 度 初 頭	25, 092	24, 966	-143	
	年 度 末	△ 126	△ 24, 966	24, 823	
普 通 契 約	年 度 初 頭	489	440	-49	
	年 度 末	△ 49	△ 404	36	
衛 星 カ ラ ー 契 約	年 度 初 頭	10, 524	11, 067	543	
	年 度 末	412	11, 479	11, 067	
衛 星 普 通 契 約	年 度 初 頭	39	34	5 △	
	年 度 末	3	31	34	

(2) 交付 金 収 入

(単位 千円)

区 分		平成 13 年 度	平成 14 年 度	増 減	
国際放送関係交付金		2, 120, 622	1, 973, 500	△ 147, 122	
選挙放送関係交付金		166, 146	28, 721	△ 137, 425	
合 計		2, 286, 768	2, 002, 221	△ 284, 547	

国際放送関係交付金は、国際放送実施経費のうち、放送法第33条に基づき実施した国際放送に要する費用を総務省所管一般会計から受け入れたものである。
また、選挙放送関係交付金は、公職選挙法第150条及び第151条に基づき実施した政見放送及び経歴放送に要する費用を総務省所管一般会計等から受け入れたものである。

(3) 副 次 収 入

(単位 千円)

区 分		平成 13 年 度	平成 14 年 度	増 減	
一 般 業 務 収 入		6, 536, 036	6, 168, 684	△ 367, 351	
受 託 業 務 等 収 入		1, 407, 904	1, 198, 909	△ 208, 994	
合 計		7, 943, 940	7, 367, 594	△ 576, 346	

受託業務等収入1, 198, 909千円は、放送法第9条第3項に基づき実施した業務による収入であり、「受託業務等勘定」において間接経費として発生した人件費、減価償却費等相当額1, 001, 697千円と当期事業収支差金197, 212千円を「一般勘定」に受け入れたものである。

経常事業支出

平成14年度事業計画に基づき、業務全般にわたる改革をいつそう推進し、効率的な業務運営を徹底しつつ、各部門の業務活動を積極的に実施した結果は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	平成13年度	平成14年度	増 減
国 内 放 送 費	270,371,388	273,639,622	3,268,234
国 際 放 送 費	7,116,397	6,873,145	△ 243,252
契 約 収 納 費	62,398,315	62,645,137	246,822
受 信 対 策 費	2,063,755	2,103,501	39,746
広 報 費	3,196,547	3,228,234	31,687
調 査 研 究 費	9,422,706	8,714,649	△ 708,056
給 退 職 手 当・厚 生 費	142,826,937	142,650,398	△ 176,538
一 般 管 理 費	62,438,227	62,934,046	495,819
減 値 償 却 費	13,914,295	14,320,161	405,865
未 収 受 信 料 欠 損 償 却 費	49,759,797	55,381,048	5,621,250
合 計	644,618,368	655,603,947	10,985,578

(1) 国内放送費

(単位 千円)

区 分	平成13年度	平成14年度	増 減
番 组 費	209,258,171	211,199,687	1,941,515
技 術 運 用 費	61,113,216	62,439,935	1,326,718
合 計	270,371,388	273,639,622	3,268,234

(2) 国際放送費

(単位 千円)

区 分	平成13年度	平成14年度	増 減
ラジオ国際放送費	4,506,405	4,479,200	△ 27,205
テレビジョン国際放送費	2,609,992	2,393,945	△ 216,047

(3) 契約収納費

(単位 千円)

区 分	平成13年度	平成14年度	増 減
契約収納業務費	41,014,755	40,555,649	△ 459,106
契約収納推進費	21,383,560	22,089,488	705,928
合 計	62,398,315	62,645,137	246,822

(4) 受信対策費

(単位 千円)

区 分	平成13年度	平成14年度	増 減
受信改善費	260,797	241,137	△ 19,659
受信対策推進費	1,802,957	1,862,303	59,406
合 計	2,063,755	2,103,501	39,746

(5) 広報費

(単位 千円)

区 分	平成13年度	平成14年度	増 減
視聴者意向収集費	1,582,040	1,708,989	126,948
広報推進費	1,614,506	1,519,245	△ 95,261
合 計	3,196,547	3,228,234	31,687

(6) 調査研究費

(単位 千円)

区分	平成13年度	平成14年度	増減
番組調査研究費	1,560,777	1,540,386	△ 20,391
技術研究費	7,861,928	7,174,263	△ 687,665
合計	9,422,706	8,714,649	△ 708,056

(7) 給与

(単位 千円)

区分	平成13年度	平成14年度	増減
職員給与	142,457,698	142,283,088	△ 174,610
員報酬	369,238	367,310	△ 1,928
合計	142,826,937	142,650,398	△ 176,538

(8) 退職手当・厚生費

(単位 千円)

区分	平成13年度	平成14年度	増減
退職手当	37,945,973	37,865,430	△ 80,542
厚生保健費	24,492,254	25,068,616	△ 576,362
合計	62,438,227	62,934,046	△ 495,819

(9) 一般管理費

(単位 千円)

区分	平成13年度	平成14年度	増減
施設管理費	6,523,621	7,049,877	△ 526,255
職員管理費その他	7,390,673	7,270,284	△ 120,389
合計	13,914,295	14,320,161	△ 405,865

外取引

(10) 減価償却費

(単位 千円)

区分	取得額	平成14年度 償却額	累計額	帳簿額	償却率 %
有形固定資産	1,029,993,322	54,532,244	650,945,268	379,048,053	63.2
建物	268,502,898	7,927,428	81,157,233	187,345,665	30.2
構築物	119,413,204	4,111,104	78,762,371	40,650,833	66.0
機械及び装置	611,211,669	40,615,797	468,777,070	142,434,599	76.7
放送衛星	19,685,227	1,177,934	13,839,182	5,846,045	70.3
車両及び運搬器具	8,517,505	590,701	6,800,420	1,717,085	79.8
器	2,662,816	109,278	1,608,990	1,053,825	60.4
無形固定資産	12,155,633	848,803	10,126,446	2,029,187	83.3
施設利用権	12,155,633	848,803	10,126,446	2,029,187	83.3
合計	1,042,148,956	55,381,048	661,071,714	381,077,241	63.4

経常事業外収支

経常事業外収入は42億3,647万6千円に対し、経常事業外支出は161億6,481万4千円であり、差し引き経常事業外収支差金は△119億2,833万8千円であり、その内容は次表のとおりである。

経常事業外収入

(単位 千円)

区分	平成13年度	平成14年度	増減
財務収入	4,269,834	3,761,903	△ 507,931
雜	540,897	474,572	△ 66,324
合計	4,810,732	4,236,476	△ 574,256

(1) 財務収入

(単位 千円)

区分	平成13年度	平成14年度	増減
受取利息	4,236,174	3,699,739	△ 536,435
受取配当金	33,659	62,163	28,503
合計	4,269,834	3,761,903	△ 507,931

経常事業外支出

(単位 千円)

区分	平成13年度	平成14年度	増減
財務費	17,058,146	16,164,814	△ 893,331
支払利息	1,967,480	1,435,520	△ 531,959
放送債券発行償還経費	87,541	38,333	△ 49,188
建設仕入消費税	5,475,407	2,825,598	△ 2,649,808
納付消費税	9,527,716	11,885,342	2,337,625
合計	39,425,563	5,853,061	1,910,498

特別収支
固定資産売却益等の特別収入は86億6,648万5千円であり、固定資産売却損等の特別支出は58億5,306万1千円であり、その内容は次表のとおりである。

特別収入

(単位 千円)

(外) 収

区分	平成13年度	平成14年度	増減
固定資産売却益	6,241,259	5,830,807	△ 410,451
固定資産受贈益	46,943	863,978	817,035
過年度損益修正益	22,132	25,986	3,853
その他の特別収入	0	1,945,712	1,945,712
合計	6,310,334	8,666,485	2,356,150

過年度損益修正益25,986千円は、固定資産の造成による評価益である。
また、その他の特別収入1,945,712千円は、電波法第71条の2及び第71条の3に基づくアノログ周波数変更対策給付金等として、指定周波数変更対策機器(社団法人電波産業会)から受け入れたものである。

特別支出

(単位 千円)

区分	平成13年度	平成14年度	増減
固定資産売却損	57,539	40,700	△ 16,838
固定資産除却損	2,873,456	2,913,063	39,607
過年度損益修正損	1,011,566	953,584	△ 57,982
その他の特別支出	0	1,945,712	1,945,712
合計	3,942,563	5,853,061	1,910,498

過年度損益修正損953,584千円は、平成13年度分受信料欠損額確定に伴う修正損である。
また、その他の特別支出1,945,712千円は、アナログ周波数変更対策実施経費である。

当期事業収支差金

経常事業収支差金193億9,578万4千円に経常事業外収支差金△119億2,833万8千円を加えた経常収支差金は4億6,744万5千円である。
これに、特別収入86億6,648万5千円を加え、特別支出58億5,306万1千円を差し引いた当期事業収支差金は102億8,086万9千円であり、この内訳は、資本支出充当83億9,200万円及び事業収支剰余金18億8,886万9千円である。

なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

(比較損益計算書)
(受託業務等勘定)

(単位 千円)

区分	平成13年度	平成14年度	増減
経常事業収入	(100,0)	(100,0)	△ 216,654
受託業務等収入	1,491,667	1,275,013	△ 216,654
経常事業支出	1,194,842	1,017,855	△ 176,986
受託業務等費	1,194,842	1,017,855	△ 176,986
経常事業収支差金	(19,9)	(20,2)	△ 39,667

経外 営 業 收 支 業 支	經常事業外支出	(4,6) 68,867	(4,7) 59,945	△ 8,921	経常事業外支出 (単位 千円)			
財 務 費		68,867	59,945	△ 8,921	区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	増 減
経常事業外収支差金	△ (△4,6) 68,867	△ (△4,7) 59,945	△ 8,921		財 務 費	68,867	59,945	△ 8,921
当期事業収支差金	△ (15,3) 227,958	△ (15,5) 197,212	△ 30,745		納 付 消 費 税	68,867	59,945	△ 8,921
当期繰入前剰余金	227,958	197,212	△ 30,745					
一般勘定への繰入れ	227,958	197,212	△ 30,745					

(注) ()内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。

経常事業収支

経常事業収入12億7,501万3千円に対し、経常事業支出は10億1,785万5千円であり、差し引き経常事業収支差金は2億5,715万7千円であり、その内容は次表のとおりである。

経常事業収入

(単位 千円)			
区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	増 減
受託業務等収入	1,491,667	1,275,013	△ 216,654
1号業務収入	1,491,667	1,275,013	△ 216,654
1号業務収入は、協会の保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸することによる収入である。			
経常事業支出			
合 計	2,219,652	1,716,722	△ 502,929

(単位 千円)

2.4 子会社及び関連会社に対する債権及び債務

債 権

(単位 千円)

会社名	区 分		短 期 債 権	金
	平成13年度末	平成14年度末		
(株)N HK エデュケーション	283,352	366,645	83,293	
(株)N HK 情報ネットワーク	330,296	345,198	14,902	
(株)N HK プロモーション	963,283	320,871	642,411	
(株)N HK エンターフライズ	268,326	263,201	5,125	
(株)N HK 送衛星システム	107,882	138,332	30,449	
(株)N HK ソフトウェア	120,506	117,310	3,195	
その他	146,004	165,161	19,157	
合 計	2,219,652	1,716,722	△ 502,929	

(単位 千円)

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

(支) 墓

債務

(単位 千円)

会社名	区分			短 期 債 務	
	平成13年度末	平成14年度末	増 減	未 払 金	
(株) NHKエンタープライズ	2,676,353	2,209,932	△ 466,421	397,302	560,397
(株) NHKアート	1,517,990	1,973,664	△ 455,673	382,503	220,638
(株) 送衛星システム	1,416,918	1,406,154	△ 10,764	175,113	△ 211,488
(株) NHKアイティック	724,648	1,344,556	△ 619,908	469,676	36,375
(株) NHK情報ネットワーク	1,097,539	1,143,922	△ 46,383		352,045
(株) NHKテクニカルサービス	606,607	975,681	△ 369,074		
(株) NHKコンピューターサービス	503,168	823,665	△ 320,496		
NHK営業サービス(株)	171,145	735,738	△ 564,593		
合 計	10,138,966	12,427,500	△ 2,288,593		

会社名	区分			長 期 債 務	
	平成13年度末	平成14年度末	増 減	その他の固定負債(未払金)	
(株) 送衛星システム	5,721,000	4,549,000	△ 1,172,000		

2.5 関連公益法人等の基本財産に対する出元金及び寄付金
該当なし

3 主たる設備の状況

当年度末における主たる設備の状況は次表のとおりである。

区分	土 地		建 物		機械及び装置	放 送 衛 星	その他の固定資産	帳簿価額合計
	面 積	金 額	面 積	金 額				
放送会館	m ² 373,162	千円 19,504,968	m ² 627,312	千円 120,585,318	千円 105,976,257	千円 9,468,259	千円 255,534,803	千円 (101,609,252)
(うち、放送センター)	(82,650)	(5,079,536)	(217,864)	(38,274,079)	(54,501,162)	(3,754,474)		
テレビジョン放送所	485,433	550,848	44,268	5,169,561	20,475,915	—	15,098,601	41,294,928
ラジオ放送所	2,182,322	8,871,648	33,811	7,433,440	6,732,736	—	3,746,088	26,783,914
テレビジョン共同受信施設	—	—	—	—	—	—	12,419,574	12,419,574
放送衛星	2,197,133	4,873,496	251,858	54,157,346	9,249,689	—	5,846,045	5,846,045
合 計	5,238,051	33,800,961	957,252	187,345,665	142,434,599	5,846,045	43,421,743	412,849,015

注1 その他の施設は放送技術研究所、放送文化研究所等である。

注2 その他の固定資産は構築物、車両及び運搬具、器具である。

注3 放送会館、放送所、放送衛星及びその他の施設のうち共有資産は協会持分を示す。

注4 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引の支払リース料は4,998,186千円であり、未経過リース料期未残高相当額は13,742,329千円(うち、1年内4,417,782千円、1年超9,324,547千円)、リース物件の取得価額相当額は28,213,125千円、減価償却累計額相当額は14,470,795千円である。なお、これは利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によっており、減価償却費相当額の算定方法は定額法による。

4 収入支出の決算の状況

4.1 収入支出の決算

当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

4.2 予算総則の適用

(一) 一般勘定

- (1) 予算総則第4条第1項に基づく予算の流用.....87億円
 ア 事業収支において、他の項から流用し予算を増額する項及び金額
 (退職手当・厚生費 67億円、減価償却費 6億2,000万円、特別支出 13億8,000万円)

イ 事業収支において、他の項へ流用し予算を減額する項及び金額
 (国内放送費△53億円、契約収納費△12億円、広報費△3億円、調査研究費△2億円、一般管理費△8億6,000万円、財務費△8億4,000万円)

(2) 予算総則第5条第1項に基づく翌年度への建設費予算の繰越し

△ 87億円	△ 87億円
ア 地上デジタルテレビジョン放送設備の整備費	イ 地上デジタル音声放送設備の整備費

(3) 予算総則第5条第2項に基づく前年度からの建設費予算の繰越し

△ 87億円	△ 87億円
ア 米同時多発テロに関連した放送の影響による未着手分の整備費	イ NHKアーカイブズの整備費等

- (4) 予算総則第6条に基づく予備費の使用.....
 ア イラク戦争関連の放送実施経費(国内放送費)
 イ イラク戦争関連の国際放送実施経費(国際放送費)
 ウ 日朝交渉・拉致問題関連の取材経費(国内放送費)
 エ アフガニスタン情勢関連等の取材経費(国内放送費)
 オ 台風など災害関連の取材経費及び被災施設の復旧経費(国内放送費)

(5) 予算総則第11条に基づくアナログ開波数変更対策給付金の增收額の振当て.....
 ア 受入れの項及び金額
 (特別収入 10億4,571万3千円)

イ 振当ての項及び金額
 (受託業務等勘定)
 (特別支出 10億4,571万3千円)

- 予算総則第7条に基づく增收額の振当て.....
 ア 受入れの項及び金額
 (受託業務等収入 2億6,000万円)
 イ 振当ての項及び金額
 (受託業務等費 2億4,300万円、財務費 1,700万円)

別表

(一 般勘定)
(事業收支)

取入支 出決 算 表

平成14年度

(外) 帳

款項	当初額 (1)	予算				合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	予算残額 (3)-(4)
		第4条第1項用	第6条予備費	第11条ア才口 △変更対策	増減額			
事業収入		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
受信料	668,749,837	0	1,045,713	1,045,713	0	669,795,550	664,788,693	5,006,856
付入	648,662,018	0	0	0	0	648,662,018	642,515,915	6,146,102
次回入	1,986,573	0	0	0	0	1,986,573	2,002,221	15,648
務収入	6,851,000	0	0	0	0	6,851,000	7,367,594	516,594
別収入	3,629,246	0	0	0	0	3,629,246	3,761,903	△ 132,657
事業支出		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
国際取扱料	500,000	0	0	0	0	500,000	474,572	25,427
内放送料	7,121,000	0	0	0	0	7,121,000	△ 499,772	6,621,228
費用	660,357,837	0	0	0	0	1,045,713	8,166,713	8,666,485
内放送料	280,641,528	△ 5,300,000	2,137,144	0	0	1,045,713	661,403,550	6,895,726
費用	6,993,550	0	0	0	0	△ 3,162,856	277,478,672	3,839,049
内放送料	64,110,121	△ 1,200,000	0	0	0	21,600	7,015,150	142,004
費用	2,235,827	0	0	0	0	△ 1,200,000	62,910,121	62,645,137
内放送料	3,610,277	△ 300,000	0	0	0	△ 300,000	2,235,827	2,103,501
費用	9,118,261	△ 200,000	0	0	0	△ 200,000	3,310,277	132,325
内放送料	142,902,449	0	0	0	0	△ 200,000	3,228,234	82,042
費用	56,246,030	6,700,000	0	0	0	△ 200,000	8,918,261	203,611
内放送料	15,274,259	△ 860,000	0	0	0	△ 200,000	8,714,649	252,050
費用	54,770,000	620,000	0	0	0	△ 200,000	62,946,030	11,983
内放送料	17,015,535	△ 840,000	0	0	0	△ 840,000	14,414,259	94,097
費用	3,440,000	1,380,000	0	0	0	△ 840,000	55,390,000	8,951
内放送料	4,000,000	0	△ 1,045,713	0	0	△ 1,045,713	16,175,535	16,164,814
費用	8,392,000	0	△ 2,158,744	0	0	△ 2,158,744	5,805,713	10,720
事業收支差金		0	0	0	0	0	1,841,256	12,651
		0	0	0	0	0	0	1,841,256
		0	0	0	0	0	△ 1,888,869	1,888,869

資本支出への充当	8,392,000	0	0	0	8,392,000	8,392,000	0
債務償還充当	8,392,000	0	0	0	8,392,000	8,392,000	0
翌年度以降の財政安定のための繰越金	0	0	0	0	0	1,888,869	△ 1,888,869

収入支出決算表における受信料は、未収受信料欠損償却費を控除した金額である。

(資本收支)

款項	予 算			額			予算残額 (3)-(4)-(5)
	当初額 (1)	予算総則に基づく増減額(2) 千円	合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	繰越額 (5)		
資本収入							
事業収支差金受入れ	97,983,000	1,086,838	99,069,838	82,525,433	16,373,400	171,004	
前期繰越金受入れ	8,392,000	0	8,392,000	8,392,000	0	0	
減価償却資金受入れ	11,000,000	0	11,000,000	1,526,054	9,473,732	213	
資産受入れ	54,770,000	0	54,770,000	55,381,048	0	611,048	
放送債券償還積立資産戻入れ	2,068,000	0	2,068,000	2,372,997	0	△ 304,997	
建設積立資産戻入れ	11,109,000	0	11,109,000	11,109,000	0	0	
建長期借入金	3,744,332	0	3,744,332	3,744,331	0	0	
資本支出							
建設	6,899,668	1,086,838	7,986,506	6,899,668	1,086,838		
費用	97,983,000	1,086,838	99,069,838	82,525,433	16,373,400	171,004	
資本支出建長期借入金	78,400,000	1,086,838	79,486,838	62,943,133	16,373,400	170,304	
放送債券償還積立資産戻入れ	82,000	0	82,000	81,300	0	700	
放送債券償還金	3,200,000	0	3,200,000	3,200,000	0	0	
長期借入金返還金	12,000,000	0	12,000,000	12,000,000	0	0	
資本収支差金	4,301,000	0	4,301,000	4,301,000	0	0	
前期繰越金	56,327,218千円						
当年度使用額	1,526,054千円(地上デジタルテレビジョン放送設備の整備に使用)						
当年度発生額	1,888,869千円(事業収支差金10,280,869千円から事業収支差金受入れ8,392,000千円を差し引いた額)						
後期繰越金	56,690,032千円(このうち、翌年度以降の財政安定のための繰越金は56,684,767千円)						

(受託業務等勘定)
(事業収支)

款	項	予算			額	決算額	予算残額
		当初額 (1)	予算総額に基づく増減額(2)	合計 (1)+(2)(3)			
事業収入	受託業務等収入	千円 935,000	千円 260,000	千円 260,000	千円 1,195,000	千円 1,275,013	千円 80,013
事業支出	受託業務等費用	千円 935,000	千円 260,000	千円 260,000	千円 1,195,000	千円 1,275,013	△ 80,013
事業收支差金		千円 818,000	千円 260,000	千円 260,000	千円 1,078,000	千円 1,077,801	198
		千円 775,000	千円 243,000	千円 243,000	千円 1,018,000	千円 1,017,855	144
		千円 43,000	千円 17,000	千円 17,000	千円 60,000	千円 59,945	54
		千円 117,000	千円 0	千円 0	千円 117,000	千円 197,212	△ 80,212

事業收支差金197,212千円は、「一般勘定」へ繰り入れた。

これは、放送法第40条第1項の規定に基づき、日本放送協会が総務大臣に提出する「平成14年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書」に添付する監事の意見書である。

平成15年5月

日本放送協会
監事
監事
監事
成田 千代治
梶谷 陽一
西尾 勝

平成14年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書は、監査の結果、日本放送協会の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

日本放送協会平成十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する報告書

1 本件の要旨

本件は、日本放送協会の平成14年度決算であつて、これに関する説明書及び監事の意見書とともに、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出されたものである。

なお、本件には、「検査の結果記述すべき意見はない。」との会計検査院の検査結果が添付されてい

いる。

1 財産目録及び貸借対照表

一般勘定は、資産総額七千百十二億五千九百十一万八千円、負債総額一千七百二十六億九千六百十二万七千円、資本総額四千三百八十五億六千二百九十九万円である。このうち当期事業収支差金は百二億八千八十六万九千円である。

受託業務等勘定は、資産総額一千四百六十九万七千円、負債総額一千四百六十九万七千円である。

2 損益計算書

一般勘定は、経常事業収入六千七百四十九億九千九百七十三万五千円、経常事業支出六千五百五十六億三百万九千四万七千円、経常事業収支差金百九十三億九千五百七十八万四千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加えた当期事業収支差金は百二億八千八十六万九千円であり、そのうち八十三億九千二百万円は資本支出に充当し、十八億八千八百八十六万九千円は翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越している。受託業務等勘定は、経常事業収入十二億七千五百一十万三千円、経常事業支出十億千七百八十五万五千円、経常事業収支差金二億五千七百十五万七千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた当期事業収支差金は一億九千七百二十一万二千円であり、これを一般勘定へ繰り入れている。

議決の内容

本件については、異議がないと議決した。

右報告する。

平成十七年十月二十一日

衆議院議長 河野 洋平殿

総務委員長 実川 幸夫

日本放送協会平成十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書並びに監事の意見書

右
国会に提出する。
平成十七年一月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

内閣総理大臣

小泉純一郎

會計檢查院長
森下伸四郎

林 一

日本放送協会平成15年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書等の検査を了したのでこれを回付する。
なお、検査の結果、不当事項として「職員の不正行為による損害が生じたもの」を平成15年度決算検査報告に掲記した。

1 平成15年度財産目録

(外) 取引

		前受収益	施設利用料ほか	
		預り金	事務室賃貸敷金ほか	
		仮受金	源泉徴収所得税ほか	
固 定 負 債				
放送債券				
長期借入金				
退職給付引当金				
その他の固定負債				
負債合計				

(受託業務等勘定)

科 目	内 摘	要 金	訳 額	合 計
		千円	千円	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金				
預金	普通預金	561		
未収金	施設賃貸料	10,838		
資産合計		<u>11,419</u>		
(負債の部)				
流动負債				
未払金	納付消費税ほか スタジオ設備賃貸料	11,419		
前受金		10,815		
負債合計		<u>11,419</u>		

2 平成15年度貸借対照表

		貸借対照表	
		平成16年3月31日現在	
		科 目	内 摘
			訳 額
			金額
			千円
			構成比
		(資産の部)	
		流動資産	
		現金及び預金	26,804,926
		受信料未収金	<u>△ 23,295,000</u>
		未収受信料欠損引当金	3,509,926
		有価証券用金券	24,098,102
		前払費用	9,079,057
		未収料金	6,267,441
		その他の流動資産合計	<u>3,084,113</u>
		固定資産	
		建物	
		減価償却累計額	273,802,973
		構築減価償却累計額	<u>△ 88,094,125</u>
		機械及び装置	
		減価償却累計額	121,288,449
		機械減価償却累計額	<u>△ 80,581,904</u>
		放送衛星機器	
		減価償却累計額	651,808,382
		車両及び運搬器具	
		減価償却累計額	<u>△ 486,839,673</u>
		支拂費用	
		減価償却累計額	19,685,227
		支拂費用	164,968,709
		減価償却累計額	<u>△ 15,017,117</u>
		支拂費用	4,668,110
		減価償却累計額	8,607,393
		支拂費用	2,080,643

(五) 収支

	具額	流动負債合計	28.8
品減価償却累計	4,713,206	1,333,338	
士地定計	△ 3,379,867	33,632,689	
建設仮勘	15,723,198	448,822,082	62.2
有形固定資産合資計	1,674,724	1,674,724	0.2
無形固定資産合資計	127,851,087	11,064,625	
出資その他の資証	9,855,900	1,208,725	
関係会社出資	64,881	64,881	
その他の費用	138,980,593	589,477,400	
長期前払費用	19.2	81.6	
出資その他の資産合計	6,400,000	6,400,000	
固定資産合計	722,511,841	722,511,841	100.0
特定資産合計	0.9		
放送債券償還積立資産			
特定資産合計			
資本合計			
(負債の部)			
流动負債入			
一年以内に返済する長期借入金	1,196,000	4,518,000	
一年以内に償還する放送債券	6,000,000	79,137,045	
未受信料前受金	115,503,597	115,503,597	
その他の流動負債	1,780,339	1,780,339	

科 目	内 訳	金 颗	構 成 比
(資 産 の 部)	千円	千円	%
流 動 資 産	現 金 及 び 預 金	561	

平成15年度末における当期事業収支差金115億2,163万6千円は、平成16年度において、固定資産充当資本に77億6,100万円、繰越剰余金に37億6,063万6千円組み入れる。

これにより、固定資産充当資本は4,099億4,957万9千円、繰越剰余金は399億7,167万1千円となる。

なお、繰越剰余金399億7,167万1千円は、全額、翌年度以降の財政安定のための繰越金である。(受託業務等勘定)

(外) 報

未 流 動 資 産 合 計	金 額	10,858	支 出	退職手当・厚生費	64,519,047
(負 債 の 部)		11,419		共通管理費	13,942,540
流 動 未 前 流 動 負 債 資 本 合 計	金 額	11,419	減価償却費	61,261,200	
支 出	金 額	10,815	未収受信料欠損償却費	23,295,000	
支 出	金 額	604	経常事業収支差金	20,976,417	
支 出	金 額	11,419	経常事業外収入	3,447,501	
支 出	金 額	11,419	財務収入	3,057,106	
支 出	金 額	100,0	雜収入	390,395	
支 出	金 額	100,0	経常事業外支出	16,400,761	
支 出	金 額	100,0	財務費用	16,400,761	
支 出	金 額	11,419	経常事業外收支差金	△ 12,953,259	

3 平成15年度損益計算書

損益計算書

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(一般勘定)

科 目	金 額
経常事業収入 料	680,257,049
経常事業費用 料	671,112,144
経常事業費用 料	2,233,665
経常事業費用 料	6,911,239
経常事業費用 料	659,280,631
特 別 收 入	8,959,658
特 別 收 入	3,050,230
特 別 收 入	17,529
特 別 收 入	5,891,898
特 別 收 入	5,461,179
特 別 收 入	129,249
特 別 收 入	3,015,938
特 別 收 入	849,403
特 別 收 入	1,466,587
当期事業収支差金	11,521,636
資本支出充當	7,761,000
事業収支剩余金	3,760,636
収	

特 別 收 入	8,959,658
特 別 收 入	3,050,230
特 別 收 入	17,529
特 別 收 入	5,891,898
特 別 收 入	5,461,179
特 別 收 入	129,249
特 別 收 入	3,015,938
特 別 收 入	849,403
特 別 收 入	1,466,587
当期事業収支差金	11,521,636
資本支出充當	7,761,000
事業収支剩余金	3,760,636
収	

(受託業務等勘定)

科 目	金額
経常事業収入 受託業務等収入	855,775
経常事業支出 受託業務等費支	685,315
経常事業外収支差金	170,460
常収事業外支出 経常事業外収支差金	38,918
当期事業収支差金	△ 38,918
当期繰入前剰余金	131,541
一般勘定への繰入れ	131,541

(太) 収支(大) 勘定

4 平成15年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1 決算概説

日本放送協会は、事業運営にあたり、景気回復の動きは見られたものの依然として厳しい経営環境の下で、「IT時代のNHKビジョン」を踏まえつつ、経営財源の確保と業務全般にわたる効率的な運営にいっそう努め、財政の安定を図りつつ、事業計画の着実な遂行に努めた。

業務の運営にあたっては、デジタル化の進展の中で、視聴者の負担する受信料によって支えられる公共放送の使命と責任を深く認識し、視聴者の信頼と要望にこたえて、「改革と実行」、「公開と参加」、「向上と貢献」の経営理念を掲げ、地上放送の充実刷新、地上デジタルテレビ放送の開始、ハイビジョン放送をはじめとする衛星放送の充実と普及促進、テレビジョン国際放送(映像による委託協会国際放送業務)の充実、新しい放送技術の研究開発など各部門の事業活動を積極的に進め、放送を通じて国民生活の充実と文化の向上に資するよう努めた。

「一般勘定」の平成15年度末の資産、負債及び資本の状況を財産目録と貸借対照表でみると資産総額7,225億1,184万1千円に対し、負債総額は2,724億2,721万4千円であり、資本総額は4,500億8,462万6千円で、このうち当期事業収支差金は115億2,163万6千円である。

次に、平成15年中の損益の状況を損益計算書でみると経常事業収入6,802億5,704万9千円に対し、経常事業支出は6,592億8,063万1千円で、差し引き経常事業収支差金は209億7,641万7千円であり、これに経常事業外収支差金△129億5,325万9千円を加えた経常収支差金は80億2,315万7千円である。これに特別収入89億5,965万8千円を加え、特別支出54億6,117万9千円を差し引いた当期事業

収支差金は115億2,163万6千円であり、当期事業収支差金のうち、資本支出充当は77億6,100万円、事業収支剰余金は37億6,063万6千円である。

なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。「受託業務等勘定」の平成15年度末の資産、負債の状況を財産目録と貸借対照表でみると資産総額1,141万9千円に対し、負債総額は1,141万9千円である。

経常事業支出は6億8,531万5千円で、差し引き経常事業収支差金は1億7,046万円であり、これに経常事業外収支差金△3,891万8千円を加えた当期事業収支差金は1億3,154万1千円であり、この当期事業収支差金は「一般勘定」へ繰り入れた。

2 資産、負債及び資本並びに損益の状況

貸借対照表及び損益計算書の作成にあたっての重要な会計方針と、平成15年度末における資産、負債及び資本の状況及び年度内の増減並びに平成15年度中の損益の状況は、次のとおりである。

2.1 重要な会計方針

項 目	会 計 方 针
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	貸却原価法(定額法)によっている。
(1) 満期保有目的の債券	移動平均法に基づく原価法によっている。
(2) 子会社及び関連会社株式	移動平均法に基づく原価法によっている。
(3) その他有価証券(時価のないもの)	
(4)	

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

「建物」「構築物」「放送衛星」は定額法、「機械及び装置」「車両及び運搬具」「器具」は定率法によっている。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりである。

建 物 8～50年

構 築 物 10～60年

放送衛星 10年

機械及び装置 4～15年

車両及び運搬具 4～5年

器 具 5～50年

(2) 無形固定資産

定額法によっている。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりである。

施設利用権 15～20年

3. 引当金の計上基準

当年度末の受信料未収額のうち、翌年度における収納不能見込額を経験率により計上している。

職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当年度末

(1) 未収受信料欠損引当金

(2) 退職給付引当金

において必要と認められる額を計上している。

(外) 取扱い

4. リース取引の処理方法		リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。		出資その他の資産		59,167,139	138,980,593	79,813,454
5. 消費税等の会計処理		消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。		長期保有有価証券		47,956,548	127,851,087	79,894,539
2.2 財産目録及び貸借対照表 (比較貸借対照表)		消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。		資産		11,175,379	11,064,625	△ 110,754
(一般勘定)		消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。		長期前払費用		35,211	64,881	29,669
(単位 千円)								
区 分		平成14年度末	平成15年度末	増 減				
現 金 及 び 預 金		82,102,412	80,598,797	△ 1,503,614				
受 信 料 未 収 金		3,511,162	3,509,926	△ 1,235				
有 価 証 券		120,058,670	24,098,102	△ 95,960,567				
有 債 証 券		5,619,499	9,079,057	3,459,558				
前 払 費 用		7,373,986	6,267,441	△ 1,106,544				
未 収 収 金		3,845,669	3,081,113	△ 764,556				
そ の 他 の 流 動 資 产		(31,3)	(17,5)	△ 95,876,960				
流 動 資 产 合 計		222,511,400	126,634,440					
負 債								
有 形 固 定 資 产		424,311,476	448,822,082	24,510,605				
建 築 物		187,345,665	185,708,847	△ 1,636,817				
構 置 物		40,650,833	40,706,545	55,711				
機 械 及 び 装 置		142,434,599	164,968,709	22,534,110				
放 送 衛 星		5,846,045	4,668,110	△ 1,177,934				
車両 及 び 運 転 具		1,717,085	2,080,643	363,558				
器 具		1,053,825	1,333,338	279,513				
土 建 設 備		33,800,961	33,632,689	△ 168,272				
無 形 固 定 資 产		11,462,461	15,723,198	4,260,736				
		2,069,101	1,674,724	△ 394,377				
流 動 負 債 合 計		(29,2)	(29,2)	207,800,614				
債 債				(28,8)				
流 動 負 債 合 計		207,800,614	208,134,982	334,367				
放 送 債 券				32,000,000				
長 期 借 入 金				26,000,000				
退 職 手 当 引 当 金				16,601,000				
退 職 給 付 引 当 金				16,787,000				
そ の 他 の 固 定 負 債				—				
固 定 負 債 合 計				11,745,512				
負 債 合 計				18,128,231				
負 債 合 計				3,377,000				
負 債 合 計				△ 1,172,000				
負 債 合 計				64,895,512				
負 債 合 計				(8,9)				
負 債 合 計				64,292,231				
負 債 合 計				△ 603,281				
負 債 合 計				(37,7)				
負 債 合 計				272,427,214				
負 債 合 計				△ 268,913				

(六) 資本

資本	373,486,223	402,351,955	28,865,732	(単位 千円)
資本	163,375	163,375	0	
固定資産充当資本	373,322,847	402,188,579	28,865,732	
積立金	54,795,898	36,211,035	△ 18,584,862	△ 1,503,614
繰越剩余金	54,795,898	36,211,035	△ 18,584,862	△ 1,235
当期事業収支差金	10,280,869	11,521,636	1,240,766	95,960,567
資本合計	(61,7)	(62,3)	11,521,636	3,459,558
負債資本合計	438,562,990	450,084,626	11,252,722	1,106,544
合計	711,259,118	(100,0)	222,511,400	△ 95,876,960

注1 ()内は、資産合計及び負債資本合計を100とした構成比率(%)である。

注2 平成15年度より、流動資産の有価証券は1年以内に満期が到来する債券、固定資産の長期保有有価証券は1年を超えて満期が到来する債券を表示している。

なお、平成15年度期首時点での有価証券は含まれていた1年を超えて満期が到来する債券を長期保有有価証券に組替えた結果、有価証券は89,492,814千円減少し、長期保有有価証券は89,492,814千円増加している。

資産の部
平成15年度末の資産総額は、平成14年度末の7,112億5,911万8千円に比べ112億5,272万2千円増加し、7,225億1,184万1千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	平成14年度末	平成15年度末	平成14年度末	平成15年度末	増減
区分	現金	現金	平成14年度末	平成15年度末	増減
普通預金	77,747	1,185,839	1,108,092		
定期預金	63,761,665	14,511,958	△ 49,249,707		
議渡性預金	18,263,000	10,901,000	△ 7,362,000		
合計	0	54,000,000	54,000,000		

(2) 受信料未収金及び未収受信料欠損引当金

(単位 千円)

区分	平成14年度末	平成15年度末	平成14年度末	平成15年度末	増減
流动資産	222,511,400	31.3	126,634,440	17.5	△ 95,876,960
固定資産	485,547,717	68.3	589,477,400	81.6	103,929,683
特定資産	3,200,000	0.4	6,400,000	0.9	3,200,000
合計	711,259,118	100.0	722,511,841	100.0	11,252,722

流動資産

平成15年度末の流動資産は、平成14年度末の2,225億1,140万円に比べ958億7,696万円減少し、1,266億3,444万円となり、その内容は次表のとおりである。

(3) 有価証券

(単位 千円)

区分	分	平成14年度末	平成15年度末	増減
有価証券		120,058,670	24,098,102	△ 95,960,567
平成15年度より、有価証券は1年内に満期が到来する債券を表示している。 なお、平成15年度期首時点では有価証券に含まれていた1年を超えて満期が到来する債券を長期保有有価証券に組替えた結果、有価証券は89,492,814千円減少している。				
<有価証券の内訳>				

(単位 千円)

区分	券面総額	取得価額	貸借対照表上額	摘要	要
国金融債	5,100,000	5,096,180	5,099,040	商工債券ほか	
政府保証債	6,400,000	6,400,000	6,400,000	預金保険機構債券	
非政府保証債	1,500,000	1,499,000	1,499,577	社会福祉・医療事業団債券	
事業債	300,000	300,000	300,000	中国電力債券ほか	
合計	10,800,000	10,793,920	10,799,485		
(4) 前払費用	24,100,000	24,089,100	24,098,102		

(単位 千円)

区分	平成14年度末	平成15年度末	増減
翌年度番組関係費	4,877,206	8,403,897	3,526,691
その他の前払費用	742,292	675,160	△ 67,132
合計	5,619,499	9,079,057	3,459,558

翌年度番組関係費の内容は、翌年度以降に放送する番組制作費、スポーツ放送権料及び映画放送権料であり、その他の前払費用の内容は、事務室翌年度分賃借料等である。

(5) 未収金

(単位 千円)

区分	平成14年度末	平成15年度末	増減
有価証券等利息	566,711	462,783	△ 103,927
その他の未収金	6,807,274	5,804,657	△ 1,002,616
合計	7,373,986	6,267,441	△ 1,106,544

その他の未収金の内容は、国際放送関係交付金等である。

(6) その他の流動資産

(単位 千円)

区分	分	平成14年度末	平成15年度末	増減
差入保証金		2,416,754	2,444,788	28,034
仮払金		1,428,915	636,324	△ 792,590
合計	計	3,845,669	3,081,113	△ 764,556

差入保証金の内容は、事務室賃借保証金等であり、仮払金の内容は、諸立替仮払金である。

固定資産

(1) 固定資産の取得及び廃分

(単位 千円)

区分	平成14年度末残高(1)	増加額(2)	減少額(3)	平成15年度末残高(1)+(2)-(3)	減価償却額(5)	平成15年度末帳簿価額(4)-(5)
				平成14年度		
有形固定資産	1,075,256,745	99,515,217	45,510,442	1,129,261,520	680,439,438	448,822,082
建物	268,502,898	7,968,373	2,668,299	273,802,973	88,094,125	185,708,847
構築物	119,413,204	4,424,963	2,549,718	121,288,449	80,581,904	40,706,545
機械及び装置	611,211,669	71,044,068	30,447,355	651,808,382	486,839,673	164,968,709
放送衛星	19,685,227	0	0	19,685,227	15,017,117	4,668,110
車両及び運搬工具	8,517,505	1,060,852	970,964	8,607,393	6,526,750	2,080,643
器具	2,662,816	2,183,752	133,361	4,713,206	3,379,867	1,333,338
土地	33,800,961	19,016	187,289	33,632,689	—	33,632,689
建設仮勘定	11,462,461	12,814,191	8,553,454	15,723,198	—	15,723,198
無形固定資産	12,195,548	20,321	2,312	12,213,558	10,538,833	1,674,724
(有形・無形固定資産合計)	1,087,452,293	99,535,539	45,512,754	1,141,475,078	690,978,271	450,496,807
出資その他の資産	59,167,139	107,724,202	27,910,748	138,980,593	—	138,980,593
長期保有有価証券	47,956,548	107,683,639	27,789,100	127,851,087	—	127,851,087
出資	11,175,379	2,000	112,754	11,064,625	—	11,064,625
長期前払費用	35,211	38,563	8,893	64,881	—	64,881
合計	1,146,619,432	207,259,742	73,423,502	1,280,455,672	690,978,271	589,477,400

報 (号外)

注1 有形固定資産及び無形固定資産の増加は、主として建設設計画の実施によるものであり

- ・新放送施設の整備(地上デジタルテレビジョン等) 26, 887, 428千円
 - ・テレビジョン、ラジオ放送網の整備 11, 357, 041千円
(テレビジョン放送局1局、ラジオ放送局5局の完成、放送装置の更新等)
 - ・放送会館の整備(北九州放送会館の整備等) 3, 540, 165千円
 - ・番組設備の整備 44, 716, 586千円
(ハイビジョン放送設備及び番組送出設備の整備等、地域放送充実のための機器の整備等)
 - ・研究施設等の整備 3, 383, 362千円

注2 (研究開発設備の整備、新公開スタジオの整備、事務機器の整備等)
建設仮勘定残高15,723,198千円の内容は、地上デジタルテレビ放送設備の整備

(2) 長期保有有価証券

注3 無形固定資産帳簿額1,674,724千円の内容は、国際放送送信設備等施設利用権1,634,810千円、地上権39,914千円である。

区分	平成14年度末	平成15年度末	増減
長期保有有価証券	47,956,548	127,851,087	79,894,539

平成15年度より、長期保有有価証券は1年を超えて満期が到来する債券を表示している。
 なお、平成15年度期首時点で有価証券に含まれていた1年を超えて満期が到来する債券を長期保有有価証券に組替えた結果、長期保有有価証券は89,492,814千円増加している。

＜長期保有有価証券の内訳＞

(単位 千円)

区 分	券面総額	取得額	貸借対照表上 計額	摘要	要
国 金 融 債 債	32,440,000	32,404,209	32,410,729		
政 府 保 証 債 債	7,900,000	7,900,000	7,900,000	しんきん中金債券ほか	
非 政 府 保 証 債 債	25,300,000	25,253,252	25,261,613	公営企業債券ほか	
地 方 事 業 債 債	2,000,000	1,999,300	1,999,454	特別鉄道建設債券ほか	
	16,650,000	16,593,705	16,604,783	東京都公募公債ほか	
合 計	43,700,000	43,666,116	43,674,507	東京電力債券ほか	
	127,990,000	127,816,582	127,851,087		

<出資の明細>
(単位 千円)

区分		平成14年度末	平成15年度末	増減
関係会社出資	その他出資	9,855,900 1,319,479	9,855,900 1,208,725	△ 110,754
合計	11,175,379	11,064,625	△ 110,754	
<出資の明細>				
出資先	平成14年度末貸借対照表計上額	平成15年度増加額	平成15年度減少額	株式資本取得価額
(23件)				貸借対照表計上額
(株)NHKエンターブライズ	9,855,900	0	0	9,855,900
(株)ケーション	952,000	0	0	952,000
(株)NHKエヌディエフ	67,000	0	0	67,000
(株)ウェア	67,000	0	0	67,000
(株)NHK情報ネットワーク	209,500	0	0	209,500
(株)NHKプロモーション	57,000	0	0	57,000
(株)NHKアート	126,700	0	0	126,700
(株)NHKテクニカルサービス	210,000	0	0	210,000
(株)日本放送出版協会	33,000	0	0	33,000
(株)NHKきんきメディアブラン	52,000	0	0	52,000
(株)NHK中部ブラン	30,000	0	0	30,000
(株)NHKちゅうごくソフトラン	26,000	0	0	26,000

(四) 資本

(株)NHK九州	26,000	0	520株	26,000	26,000
(株)NHK東北ブランディング	26,000	0	520株	26,000	26,000
(株)NHK北海道	26,000	0	520株	26,000	26,000
(株)NHK総合ビジネス	40,000	0	80,000株	40,000	40,000
(株)NHKアイティック	151,000	0	302,000株	151,000	151,000
(株)NHK文化センター	20,000	0	40,000株	20,000	20,000
(株)NHKコンピュータサービス	57,000	0	1,140株	57,000	57,000
NHK営業サービス	120,000	0	2,400株	120,000	120,000
(株)NHKプリント	10,000	0	20,000株	10,000	10,000
(株)日本文字放送	40,000	0	800株	40,000	40,000
(株)放送衛星システム	7,499,700	0	149,994株	7,499,700	7,499,700
(株)NHK名古屋ビルシステム	10,000	0	200株	10,000	10,000
その他の出資(6社)	1,319,479	2,000	112,754	—	1,210,725
通信・放送機構	789,279	0	112,754	—	676,525
(株)ビーエス・コンピュータシステムズ	276,300	0	5,526株	276,300	276,300
福岡タワー(株)	160,000	0	3,200株	160,000	160,000
(株)国際電気通信研究所	93,900	0	1,878株	93,900	93,900
新衛星ビジネス	0	2,000	40株	2,000	2,000
NTTビジュアル通信(株)	0	0	40株	2,000	0
合計(29社)	11,175,379	2,000	112,754	—	11,066,625
					11,064,625

注1 出資は、放送法第9条の2に基づき総務大臣の認可を受けて出資している。
 注2 通信・放送機構に対する出資金は、「通信・放送機構法の一部を改正する法律」(平成11年法律第39号)に基づき、平成11年12月20日をもって無利子貸付金に転換している。
 なお、平成15年度の減少額は、平成15年度の返還によるものである。

注3 NTTビジュアル通信㈱の貸借対照表計上額は1円である。

注4 社数は、平成15年度末の社数である。

(4) 長期前払費用

(単位 千円)

区分	分	平成14年度末	平成15年度末	増減
長期前払費用		35,211	64,881	29,669

特 定 資 産
平成15年度末の特定資産は、平成14年度末の32億円に比べ32億円増加し、64億円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	分	平成14年度末	平成15年度末	増減
放送債券償還積立資産		3,200,000	6,400,000	3,200,000

区分	分	平成14年度末	平成15年度末	増加額	減少額	年度末
放送債券償還積立資産		3,200,000	3,200,000	0	0	6,400,000

放送債券償還積立資産は、放送法第42条第4項に基づき放送債券償還のために積み立てたものである。

<放送債券償還積立資産の内訳>

(単位 千円)

区分	券面総額	取得価額	貸借対照表上額	摘要	要
債券	6,400,000	6,400,000	6,400,000		
政府保証債	500,000	500,000	500,000	公営企業債券	
事業債	5,900,000	5,900,000	5,900,000	東京電力債券ほか	
合計	6,400,000	6,400,000	6,400,000		

(参考) 保有する有価証券(有価証券・長期保有有価証券・出資・放送債権償還積立資産)の状況
<保有する有価証券の銘柄及び資産区分の内訳>

(単位 千円)				
区 分	流動資産	固定資産	特定資産	貸借対照表上額
債券				
計	24,098,102	127,851,087	6,400,000	158,349,190
国債	5,099,040	32,410,729	—	37,509,769
金融債	6,400,000	7,900,000	—	14,300,000
政府保証債	1,499,577	25,261,613	500,000	27,261,191
非政府保証債	300,000	1,999,454	—	2,299,454
地方事業債	—	16,604,783	—	16,604,783
計	10,799,485	43,674,507	5,900,000	60,373,992
関係会社出資	—	11,064,625	—	11,064,625
その他の出資	—	9,855,900	—	9,855,900
合計	24,098,102	138,915,712	6,400,000	169,413,815

平成15年度より金融商品に係る会計基準を適用し、満期保有目的の債券の評価方法を償却原価法に変更している。この結果、従来の方法によった場合と比較して、一般勘定の財務収入は43,508千円増加している。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年3月31日)

(単位 千円)				
区 分	貸借対照表上額	時価	差額	摘要
国債	37,509,769	5,099,040	28,415,854	3,994,874
金融債	14,300,000	6,400,000	7,900,000	—
政府保証債	27,261,191	1,499,577	17,180,395	8,581,218
非政府保証債	2,299,454	300,000	1,999,454	—
地方事業債	16,604,783	—	10,118,668	6,486,114
合計	158,349,190	24,098,102	104,700,044	25,758,632

負 債 の 部

平成15年度末の負債総額は、平成14年度末の2,726億9,612万7千円に比べ2億6,891万3千円減少し、2,724億2,721万4千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)					
区 分	平成14年度末	平成15年度末	構成比(%)	金額	構成比(%)
国債	14,300,000	14,424,590	124,590	しんきん中金債券ほか	
政府保証債	27,261,191	27,807,900	546,708	公営企業債券ほか	
非政府保証債	2,299,454	2,361,400	61,945	特別鉄道建設債券ほか	
地方事業債	16,604,783	17,287,430	682,646	東京都公募公債ほか	
合計	158,349,190	163,728,686	5,379,495	東京電力債券ほか	

(外) 取締役会

平成15年度末の流動負債は、平成14年度末の2,078億61万4千円に比べ3億3,436万7千円増加し、2,081億3,498万2千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)			
区 分	平成14年度末	平成15年度末	増 減
短 期 借 入 金	500,000	1,196,000	696,000
-一年以内に返済する長期借入金	4,561,000	4,518,000	△ 43,000
-一年以内に償還する放送債券	0	6,000,000	6,000,000
未 払 金	85,264,192	79,137,045	△ 6,127,147
受 信 料 前 受 金	113,500,609	115,503,597	2,002,988
そ の 他 の 流 動 負 債	3,974,813	1,780,339	△ 2,194,473
合 計	207,800,614	208,134,982	334,367

(1) 短期借入金

(単位 千円)

区 分	平成14年度末	平成15年度末	増 減
受 信 料 前 受 金	113,500,609	115,503,597	2,002,988

(3) 受信料前受金

(単位 千円)

区 分	平成14年度末	平成15年度末	増 減
受 信 料 前 受 金	113,500,609	115,503,597	2,002,988

(外取締会)

区 分	平成14年度末	平成15年度末	増 減
契 約 収 納 事 務 費	4,926,778	5,814,322	887,544
放 送 債 券 利 息	159,284	160,400	1,116
納 付 消 費 税	5,087,319	2,732,067	△ 2,355,252
そ の 他 の 未 払 金	75,090,810	70,430,254	△ 4,660,555
合 計	85,264,192	79,137,045	△ 6,127,147

その他の未払金の内容は、設備整備に要する経費の未払分等である。

受信料前受金は、翌年度分受信料の収納額である。

(4) その他の流動負債

(単位 千円)

区 分	平成14年度末	平成15年度末	増 減
前 受 収 益	2,222,714	34,911	△ 2,187,802
預 金	33,085	32,865	△ 219
仮 受 金	1,719,013	1,712,562	△ 6,450
合 計	3,974,813	1,780,339	△ 2,194,473

前受収益の内容は、施設利用料等であり、預り金は事務室賃貸敷金等である。また、仮受金の内容は、源泉徴収所得税等である。

固 定 負 債
平成15年度末の固定負債は、平成14年度末の648億9,551万2千円に比べ6億328万1千円減少し、642億9,223万1千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	平成14年度末	平成15年度末	増 減
放 送 債 券	32,000,000	26,000,000	△ 6,000,000
長 期 借 入 金	16,601,000	16,787,000	186,000
退 職 手 当 引 当 金	11,745,512	—	△ 11,745,512
そ の 他 の 固 定 負 債	—	18,128,231	18,128,231
合 計	4,549,000	3,377,000	△ 1,172,000
合 計	64,895,512	64,292,231	△ 603,281

(1) 放 送 債 券

(単位 千円)

銘柄(発行額、利率)	発行年月日(償還期限)	発行総額	債 還 額	未 債 還 残 高
			平成15年度 累 計 額	固定負債 (流動負債以内)
第103回放送債券(99.80円、4.60%)	平成17.2.3	6,000,000	0	0 6,000,000
第104回放送債券(100.00円、1.80%)	平成22.2.17	6,000,000	0	0 6,000,000
第105回放送債券(100.00円、1.90%)	平成22.10.25	10,000,000	0	0 10,000,000
第106回放送債券(100.00円、1.51%)	平成24.2.6	10,000,000	0	0 10,000,000
合 計		32,000,000	0	0 26,000,000 6,000,000

放送債券は、政府保証債ではない。

(2) 長 期 借 入 金

(単位 千円)

区 分	平成14年度末	平成15年度増減内訳			平成15年度末
		増 加 額	減 少 額	固 定 負 債 (1年以内)	
(株)みずほコーポレーション銀行	10,158,000	2,258,000	2,189,000	8,058,000	2,169,000
(株)三井住友銀行	4,655,000	1,035,000	1,003,000	3,693,000	994,000
(株)東京三菱銀行	2,222,000	494,000	479,000	1,763,000	474,000
(株)UFJ銀行	1,587,000	353,000	342,000	1,259,000	339,000
農林中央金庫	741,000	165,000	160,000	588,000	158,000
日本生命保険(相続第一生命保険)	741,000	165,000	160,000	588,000	158,000
合 計	21,162,000	4,704,000	4,561,000	16,787,000	4,518,000

(3) 退職給付引当金

(単位 千円)

区 分	平成14年度末	平 成 15 年 度			年 度 末
		増 加 額	減 少 額	年 度 末	
退職手当引当金	11,745,512	—	50,946,245	11,745,512	—
退職給付引当金	—	32,818,014	18,128,231	—	—

平成15年度より退職給付に係る会計基準を適用しており、平成14年度末における退職手当引当金は、退職給付引当金に含めて表示している。
退職給付制度として、職員を対象とした退職一時金制度及び労使拠出型の退職年金制度を設けており、退職年金制度に基づく資産は、平成15年度末において245,301,466千円である。

(4) そ の 他 の 固 定 負 債

区 分	平成14年度末	平成15年度末	増 減
そ の 他 の 固 定 負 債	4,549,000	3,377,000	△ 1,172,000

そ の 他 の 固 定 負 債 の 内 容 は、放 送 債 券 BSAT-1a・1b 取 得 経 費 の 未 払 分 で あ る。

外 叫 譲 由

資本の部

平成15年度末の資本総額は、平成14年度末の4,385億6,299万円に比べ115億2,163万6千円増加し、4,500億8,462万6千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	平成14年度末	平成15年度末	増減
積立金	373,486,223	402,351,955	28,865,732
当期事業収支差金	54,795,898	36,211,035	△ 18,584,862
合計	438,562,990	450,084,626	11,521,636

(1) 資本

(単位 千円)

区分	平成14年度末	平成15年度末	増減
承継資本	163,375	163,375	0
固定資産充当資本	373,322,847	402,188,579	28,865,732
合計	373,486,223	402,351,955	28,865,732

承継資本は、旧社団法人日本放送協会から承継した純資産である。

固定資産充当資本は、過年度の当期事業収支差金及び積立金のうち資本支出充当として固定資産化し資本に組み入れた累計額399,100,002千円と、昭和25年度及び昭和29年度に実施した固定資産の再評価による評価益3,088,577千円である。

なお、平成15年度末における固定資産充当資本の増減内訳は、次のとおりである。

〔固定資産充当資本の増減内訳〕

- 1) 平成14年度未固定資産充当資本 373,322,847千円
- 2) 平成14年度当期事業収支差金のうち資本支出に充当し固定資産化 8,392,000千円
- 3) 平成15年度の前期繰越金受入れにより固定資産化 20,473,732千円
- (増減額計)(2+3) 28,865,732千円

平成15年度末固定資産充当資本(1+2+3)

402,188,579千円

(2) 積立金

(単位 千円)

区分	平成14年度末	平成15年度末	増減
繰越剩余金	54,795,898	36,211,035	△ 18,584,862

なお、平成15年度末における繰越剩余金の増減内訳は、次のとおりである。

- 〔繰越剩余金の増減内訳〕
- 1) 平成14年度未繰越剩余金 54,795,898千円
 - 2) 平成14年度当期事業収支差金の繰入れ(ア+イ) 1,888,869千円
 - 3) 平成15年度の繰越剩余金使用額 △ 8,392,000千円
 - (増減額計)(2+3) △ 20,473,732千円
 - △ 18,584,862千円

平成15年度末繰越剩余金(1+2+3)

(3) 当期事業収支差金

(単位 千円)

区分	平成14年度末	平成15年度末	増減
当期事業収支差金	10,280,869	11,521,636	1,240,766

なお、平成15年度末における当期事業収支差金の内容は次のとおりである。

〔平成15年度未当期事業収支差金〕

当期事業収支差金(1+2)

11,521,636千円

1) 資本支出への充当(ア+イ)

- 〔ア. 放送債券償還積立資金繰入れ
イ. 長期借入金返還金〕

7,761,000千円

3,200,000千円

4,561,000千円

3,760,636千円

(参考) 翌年度以降の財政安定のための繰越し

2) 翌年度以降の財政安定のための繰越し

36,211,035千円

3,760,636千円

1) 平成15年度未繰越剩余金

28,865,732千円

2) 翌年度以降の財政安定のための繰越し

39,971,671千円

(比較貸借対照表)
(受託業務等勘定)

(2) 未 収 金
(単位 千円)

区 分	平成14年度末	平成15年度末	増 減
現 金 及 び 預 金	7,180	561 △	6,619
未 収 収 金	17,516	10,858 △	6,657
流 動 資 産 合 計	24,697	11,419 △	13,277
資 産 合 計	24,697	11,419 △	13,277
負 債			
未 払 金	24,120	10,815 △	13,305
前 受 金	576	604	27
流 動 負 債 合 計	24,697	11,419 △	13,277
負 債 合 計	24,697	11,419 △	13,277
負 債 資 本 合 計	24,697	11,419 △	13,277

(外) 収 額

資 産 の 部
平成15年度末の資産総額は、平成14年度末の2,469万7千円に比べ1,327万7千円減少し、1,141
万9千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	平成14年度末	平成15年度末	増 減
現 金 及 び 預 金	7,180	561 △	6,619
未 収 収 金	17,516	10,858 △	6,657
合 計	24,697	11,419 △	13,277

(1) 現金及び預金

(単位 千円)

区 分	平成14年度末	平成15年度末	増 減
納 付 消 費 税	24,120	9,729 △	14,391
そ の 他 の 未 払 金	0	1,085	1,085
合 計	24,120	10,815 △	13,305
(2) 前 受 金			
区 分	平成14年度末	平成15年度末	増 減
普 通 預 金	7,180	561 △	6,619

(単位 千円)

区 分	平成14年度末	平成15年度末	増 減
前 受 金	576	604	27
前受金の内容は、スタジオ設備賃料である。			

2.3 損益計算書
(比較損益計算書)
(一 般勘定)

(単位 千円)

区 分		平成14年度	平成15年度	増 減	
業 外 収 支	経常事業外支出	(2,4)	(2,4)	16,400,761	235,946
財 務 費	16,164,814	16,400,761	235,946		
経常事業外収支差金	△ 11,928,338	△ 12,953,259	△ 1,024,921		
経常事業収入	674,999,731	(100,0)	5,257,317		
受信料	665,629,915	671,112,144	5,482,228		
交付金収入	2,002,221	2,233,665	231,443		
副次収入	7,367,594	6,911,239	△ 456,354		
経常事業支出	655,603,947	(97,1)	(96,9)	3,676,684	
国内放送費	273,639,622	271,888,720	△ 1,750,901		
国際放送費	6,873,145	6,862,095	△ 11,049		
契約収納費	62,645,137	62,554,094	△ 91,042		
受信対策費	2,103,501	2,078,850	△ 24,651		
広報費	3,228,234	3,087,258	△ 140,976		
調査研究費	8,714,649	8,514,330	△ 200,319		
給与	142,650,398	141,277,491	△ 1,372,906		
退職手当・厚生費	62,934,046	64,519,047	1,585,001		
共通管理費	14,320,161	13,942,540	△ 377,620		
減価償却費	55,381,048	61,261,200	5,880,151		
未収受信料・減価償却費	23,114,000	23,295,000	181,000		
経常事業収支差金	19,395,784	(2,9)	(3,1)	1,580,633	
経常事業外収入	4,236,476	(0,6)	(0,5)	△ 788,974	
財務収入	3,761,903	3,057,106	△ 704,797		
雜収入	474,572	390,395	△ 84,177		
資本支出	10,280,869	(1,5)	(1,7)	1,240,766	
当期事業収支差金	10,280,869	(1,5)	(1,7)	1,240,766	
資本支出充當	8,392,000	7,761,000	△ 631,000		
事業収支剰余金	1,888,869	3,760,636	1,871,766		

(注) ()内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。

経常事業収支
平成15年度の経常事業収入6,802億5,704万9千円に対し、経常事業支出は6,592億8,063万1千円
であり、差引き経常事業収支差金は209億7,641万7千円である。
なお、平成14年度の経常事業収入6,749億9,973万1千円、経常事業支出6,556億394万7千円と比
べ、経常事業収入は52億5,731万7千円、経常事業支出は36億7,668万4千円の増加である。

経常事業収入

経常事業収入の増加は、主として受信契約件数の増加等に伴う受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

		(単位 千円)			
区	分	平成14年度	平成15年度	増減	
受付信料		665,629,915	671,112,144	5,482,228	
交付金収入		2,002,221	2,233,665	231,443	
副次収入		7,367,594	6,911,239	△ 456,354	
合計		674,999,731	680,257,049	5,257,317	

(1) 受信料

(単位 千円)

区	分	平成14年度	平成15年度	増減	
基本受信料		547,426,471	549,212,906	1,786,434	
衛星付加受信料		118,203,444	121,899,237	3,695,793	
合計		665,629,915	671,112,144	5,482,228	

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりである。

(単位 千件)

区	分	平成14年度	平成15年度	増減	
カラーキャンペーン	年度初頭	24,986	24,823	-643	
カラーキャンペーン	年中度	△ 143	△ 241	-98	
カラーキャンペーン	年度末	24,823	24,582	-241	

(3) 副次収入

(単位 千円)

区	分	平成14年度	平成15年度	増減	
一般業務収入		6,168,684	6,110,516	△ 58,168	
受託業務等収入		1,198,909	800,723	△ 398,186	
合計		7,367,594	6,911,239	△ 456,354	

受託業務等収入は、放送法第9条第3項に基づき実施した業務による収入であり、「受託業務等勘定」において間接経費として発生した人件費、減価償却費等相当額と当期事業収支差金を「一般勘定」に受け入れたものである。

外取
総

衛星普通契約 年度初頭加△ 34 31 △ 31

年 度 未 10 0 △ 10 1 9

年 度 初 頭 加 31 △ 31 28

年 度 未 10 0 △ 10 1 9

年 度 初 頭 加 36,517 230 36,747 152 152

年 度 未 36,747 36,899

経常事業支出

平成15年度事業計画に基づき、業務全般にわたる改革をいっそう推進し、効率的な業務運営を徹底しつつ、各部門の業務活動を積極的に実施した結果は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	分	平成14年度	平成15年度	増減
国 内 放 送 費		273,639,622	271,888,720	△ 1,750,901
国 際 放 送 費		6,873,145	6,862,095	△ 11,049
契 約 収 納 費		62,645,137	62,554,094	△ 91,042
受 信 対 策 費		2,103,501	2,078,850	△ 24,651
広 調 査 研 究 費		3,228,234	3,087,258	△ 140,976
給 与 費		8,714,649	8,514,330	△ 200,319
退 職 手 当 ・ 厚 生 費		142,650,398	141,277,491	△ 1,372,906
共 通 管 理 費		62,934,046	64,519,047	1,585,001
減 債 債 却 費		14,320,161	13,942,540	△ 377,620
未 受 信 料 欠 損 債 却 費		55,381,048	61,261,200	5,880,151
合 计		23,114,000	23,295,000	181,000
合 计	計	655,603,947	659,280,631	3,676,684

(1) 国内放送費

(単位 千円)

区分	分	平成14年度	平成15年度	増減
番組費		211,199,687	209,952,291	△ 1,247,395
技術運用費		62,439,935	61,936,429	△ 503,506
合 計		273,639,622	271,888,720	△ 1,750,901

番組費は、国内放送番組の制作に要する経費、報道取材に要する経費及び番組の制作に伴い共通して要する経費であり、技術運用費は、放送所施設等の維持運用に要する経費及び放送番組の送信に要する経費である。

(2) 国際放送費

(単位 千円)

区分	分	平成14年度	平成15年度	増減
ラジオ国際放送費		4,479,200	4,423,620	△ 55,579
テレビジョン国際放送費		2,393,945	2,438,475	44,530

ラジオ国際放送費及びテレビジョン国際放送費は、国際放送番組の制作及び送信に要する経費である。

(3) 契約収納費

(単位 千円)

区分	分	平成14年度	平成15年度	増減
契約収納業務費		40,555,649	40,871,990	316,341
契約収納推進費		22,089,488	21,682,104	△ 407,384
合 計		62,645,137	62,554,094	△ 91,042

契約収納業務費は、地域スタッフ等への報酬、金融機関への口座振替手数料等の受信契約及び受信料収納に要する経費であり、契約収納推進費は、受信契約・受信料収納の推進対策及び情報処理等に要する経費である。

(4) 受信対策費

(単位 千円)

区分	分	平成14年度	平成15年度	増減
受信改善費		241,137	224,866	△ 16,270
受信対策推進費		1,862,363	1,853,983	△ 8,380
合 計	計	2,103,501	2,078,850	△ 24,651

受信改善費は、受信障害対策に要する経費であり、受信対策推進費は、受信相談、受信技術指導及び受信対策に共通して要する経費である。

(5) 広 報 費

(単位 千円)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	増 減
視聴者意向収集費	1,708,989	1,521,691	△ 187,297
広報推進費	1,519,245	1,565,566	46,321
合 計	3,228,234	3,087,258	△ 14,976

視聴者意向収集費は、視聴者の意向の受けとめに要する経費であり、広報推進費は、事業活動の周知に要する経費である。

(6) 調査研究費

(単位 千円)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	増 減
番組調査研究費	1,540,386	1,528,939	△ 11,446
技術研究費	7,174,263	6,985,390	△ 188,873
合 計	8,714,649	8,514,330	△ 200,319

番組調査研究費及び技術研究費は、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究に要する経費である。

(7) 給 与

(単位 千円)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	増 減
職員給与	142,283,088	140,779,217	△ 1,503,870
役員報酬	367,310	498,274	130,964
合 計	142,650,398	141,277,491	△ 1,372,906

職員給与は、職員に支給する基本給、基準外賃金及び賞与等の諸手当等であり、役員報酬は、経営委員及び役員の報酬である。なお、役員報酬には、経営委員の報酬84,345千円及び非常勤役員の報酬35,030千円を含んでおり、これは、平成15年度より共通管理費から支出科目を変更したものである。

(8) 退職手当・厚生費

(単位 千円)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	増 減
退職手当	37,865,430	38,937,737	1,072,306
厚生保健費	25,068,616	25,581,310	512,694
合 計	62,934,046	64,519,047	1,585,001

退職手当は、職員の退職給付費用及び役員の退任慰労金に要する経費であり、厚生保健費は、社会保険料の事業主負担及び職員の福利・厚生に要する経費である。平成15年度より退職給付に係る会計基準を適用しており、退職手当のうち退職給付費用は38,634,747千円である。

(9) 共通管理費

(単位 千円)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	増 減
施設管理費	7,049,877	6,700,915	△ 348,962
職員管理費その他	7,270,284	7,241,625	△ 28,658
合 計	14,320,161	13,942,540	△ 377,620

施設管理費は、局舎・宿舎等施設の維持運用及び公租公課等に要する経費であり、職員管理費その他は、一般事務、企画事務、監査、研修及び転勤に要する経費、その他の事業全般に共通して要する経費である。

(10) 減価償却費

(単位 千円)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	増 減
減価償却費	55,381,048	61,261,200	5,880,151

<減価償却費の内訳>

(単位 千円)

区分	取得額	平成15年度 償却額	償却累計額	帳簿価額	償却累計率 %
有形固定資産	1,079,905,633	60,846,771	680,439,438	399,466,194	63.0
建物	273,802,973	8,449,152	88,094,125	185,708,847	32.2
構築物	121,288,449	3,962,424	80,581,904	40,706,545	66.4
機械及び装置	651,808,382	46,278,753	486,839,673	164,968,709	74.7
放送衛星	19,685,227	1,177,934	15,017,117	4,668,110	76.3
車両及び運搬工具	8,607,393	643,845	6,526,750	2,080,643	75.8
器具	4,713,206	334,660	3,379,867	1,333,338	71.7
無形固定資産	12,173,643	414,429	10,538,833	1,634,810	86.6
施設利用権	12,173,643	414,429	10,538,833	1,634,810	86.6
合計	1,092,079,277	61,261,200	690,978,271	401,101,005	63.3

外取締

加 経常事業外収支

平成15年度の経常事業外収入34億4,750万1千円に対し、経常事業外支出は164億76万1千円であり、差し引き経常事業外収支差金は△129億5,325万9千円である。
なお、その内容は次表のとおりである。

加 経常事業外収入

(単位 千円)

区分	平成14年度	平成15年度	増減	
支払利息	1,435,520	16,164,814	16,400,761	235,946
放送債券発行償還経費	38,353			
建設仕入消費税	2,825,598			
納付消費税	11,865,342			
		11,098,111	△	767,230

支払利息は、放送債券利息、借入金利息及びその他の金融費用であり、放送債券発行償還経費は放送債券の発行及び償還時に要する費用である。
また、建設仕入消費税は固定資産の取得及び改良に要する経費に課せられた消費税額であり、納付消費税は一般勘定における消費税納税額である。

特別収支

平成15年度の特別収入は固定資産売却益等による89億5,965万8千円であり、特別支出は固定資産売損等による54億6,117万9千円である。
なお、その内容は次表のとおりである。

特別収入

(単位 千円)

区分	平成14年度	平成15年度	増減
固定資産売却益	5,830,807	3,050,230	△ 2,780,577
固定資産受贈益	863,978	17,529	△ 846,449
過年度損益修正益	25,986	0	△ 25,986
その他の特別収入	1,945,712	5,891,898	3,946,186
合計	8,666,485	8,959,658	293,172

過年度損益修正益は、固定資産の造成による評価益である。

また、その他の特別収入は、電波法第71条の2及び第71条の3に基づくアナログ周波数変更対策金等として、指定周波数変更対策機関(社団法人電波産業会)から受け入れた1,466,587千円及び北九州市計画大門木町線街路事業による北九州放送会館移転補償として、北九州市土地開発公社から受け入れた4,425,310千円である。

(文) 収支報

特別支出

(単位 千円)

区分	平成14年度	平成15年度	増減
固定資産売却損	40,700	129,249	88,549
固定資産除却損	2,913,063	3,015,938	102,874
過年度損益修正損	953,584	849,403	△ 104,181
その他の特別支出	1,945,712	1,466,587	△ 479,124
合計	5,853,061	5,461,179	△ 391,882

過年度損益修正損は、受信料欠損額確定に伴う修正損である。

また、その他の特別支出は、アナログ周波数変更対策実施経費である。

当期事業収支差金

平成15年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金209億7,641万7千円に経常事業外収支差金△129億5,325万9千円を加えた経常収支差金80億2,315万7千円に、特別収入89億5,965万8千円を加え、特別支出54億6,117万9千円を差し引いた115億2,163万6千円であり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	平成14年度	平成15年度	増減
当期事業収支差金	10,280,869	11,521,636	1,240,766
資本支出充当	8,392,000	7,761,000	△ 631,000
事業収支剩余额	1,888,869	3,760,636	1,871,766

事業収支剩余额は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。
(比較損益計算書)
(受託業務等勘定)

(単位 千円)

区分	平成14年度	平成15年度	増減
経常事業収入	(100,0)	(100,0)	△ 855,775
受託業務等収入	1,275,013	855,775	△ 419,237
経常事業支出	(79,8)	(80,1)	△ 685,315
受託業務等費	1,017,855	685,315	△ 332,539
支 経常事業収支差金	(20,2)	(19,9)	△ 170,460
経常事業外支出	257,157	59,945	△ 197,212
経外 経常事業外支出	(4,7)	(4,5)	△ 38,918
當取 財務費	59,945	38,918	△ 21,027
事業支 経常事業外収支差金	△ 59,945	△ (△4,5)	21,027
当期事業収支差金	(15,5)	(15,4)	△ 65,670
当期緑入前剩余额	197,212	131,541	△ 65,670
一般勘定への緑入れ	197,212	131,541	△ 65,670

(注) ()内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。

経常事業収支

平成15年度の経常事業収入8億5,577万5千円に対し、経常事業支出は6億8,531万5千円あります。差し引き経常事業収支差金は1億7,046万円である。

なお、その内容は次表のとおりである。

経常事業収入

(単位 千円)				
区分	平成14年度	平成15年度	増減	
受託業務等収入	1,275,013	855,775	△ 419,237	
1号業務収入	1,275,013	855,775	△ 419,237	

受託業務等収入は、放送法第9条第3項に基づき実施した業務による収入であり、1号業務収入は、協会の保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸することによる収入である。

経常事業支出

(単位 千円)				
区分	平成14年度	平成15年度	増減	
受託業務等費	1,017,855	685,315	△ 332,539	
1号業務費	1,017,855	685,315	△ 332,539	

受託業務等費は、放送法第9条第3項に基づき実施した業務に要する経費であり、なお、1号業務費は、一般の利用に供し、又は賃貸した協会の保有する施設又は設備の減価償却費等である。

経常事業外収支

平成15年度の経常事業外収支は3,891万8千円であり、これにより経常事業外収支差金は△3,891万8千円である。

なお、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	平成14年度	平成15年度	増減	
財務費	59,945	38,918	△ 21,027	
納付消費税	59,945	38,918	△ 21,027	
合計	119,890	77,836	△ 42,054	

納付消費税は、受託業務等勘定における消費税納税額である。

当期事業収支差金

平成15年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金1億7,046万円に経常事業外収支差金△3,891万8千円を加えた1億3,154万1千円であり、その内容は次表のとおりである。

なお、当期事業収支差金は、一般勘定の副次収入へ繰り入れた。

経常事業収入

(単位 千円)				
区分	平成14年度	平成15年度	増減	
当期事業収支差金	197,212	131,541	△ 65,670	
一般勘定への繰入れ	197,212	131,541	△ 65,670	

2.4 子会社及び関連会社に対する債権及び債務

(1) 短期債権(未収金)

(単位 千円)				
会社名	平成14年度末	平成15年度末	増減	
(株)NHKエデュケーションナル	366,645	462,910	96,264	
(株)NHK情報ネットワーク	345,198	354,512	9,313	
(株)NHKエンタープライズ	263,201	334,104	70,903	
(株)N H K プロモーション	320,871	278,879	△ 41,992	
(株)N H K ソフトウェア	117,310	253,896	136,585	
(株)放送衛星システム	138,352	131,020	△ 7,311	
その他	165,161	86,070	△ 79,091	
合計	1,716,722	1,901,395	184,672	

(2) 短期債権(前払費用)

(単位 千円)				
会社名	平成14年度末	平成15年度末	増減	
(株)総合ビジヨン	0	174,726	174,726	
(株)NHKエンタープライズ	243,476	5,283	△ 238,193	
その他	26,653	0	△ 26,653	
合計	1,678	1,776	97	
	271,808	181,786	△ 90,021	

(外) 収支

債務		(単位 千円)	
(1) 短期債務(未払金)			
会社名	平成14年度末	平成15年度末	増減
(株)NHKエンタープライズ	2,209,932	3,075,191	865,259
(株)N H K A I T E C K	1,973,664	1,807,009	△ 166,654
(株)放送衛星システム	1,344,556	1,526,760	182,204
(株)NHK情報ネットワーク	1,406,154	1,401,398	△ 4,755
(株)NHKテクニカルサービス	1,143,922	1,338,519	194,596
N H K 営業サービス(株)	735,738	683,828	△ 51,910
(株)NHKエデュケーション	560,397	419,840	△ 140,556
(2) 長期債務(その他の固定負債)		(単位 千円)	
会社名	平成14年度末	平成15年度末	増減
(株)放送衛星システム	4,549,000	3,377,000	△ 1,172,000
関連公益法人等の基本財産に対する出えん金及び寄付金 該当なし			

3 主たる設備の状況

平成15年度末における主たる保有設備の状況は次表のとおりである。

区分	土地		建物		機械及び装置	放送衛星	その他の固定資産	帳簿価額合計
	面積	金額	面積	金額				
放送会館	m ²	千円	m ²	千円				
(うち、放送センター)	372,467	19,510,873	629,271	118,099,878	千円	千円	千円	千円
テレビジョン放送所	(82,650)	(5,079,536)	(217,864)	(36,110,254)	(2,814,544)	(60,091,877)	(104,096,212)	
テレビジョン共同受信施設	497,526	569,061	44,259	5,279,515	16,505,090	21,907,404	44,261,071	
放送衛星	2,182,355	8,687,005	33,887	7,032,795	3,246,941	6,621,183	25,587,925	
その他その他施設	—	—	—	—	11,925,764	—	11,925,764	
合計	2,173,983	4,865,748	229,235	55,296,658	4,668,110	13,813,639	4,668,110	44,120,527
								433,098,844

注1 その他の施設は放送技術研究所、放送文化研究所等である。

注2 その他の固定資産は構築物、車両及び運搬具、器具である。

注3 放送会館、放送所、放送衛星及びその他の施設のうち他の団体等との共有資産は協会持分を示す。

3.2 リース取引の状況

平成15年度末におけるリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引の状況は次のとおりである。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額及び期末残高相当額

(単位 千円)

区分	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	期末残高相当額
機械及び装置	20,880,461	9,612,547	11,267,914
その他有形固定資産	2,743,126	1,353,337	1,389,789
合計	23,623,588	10,965,884	12,657,703

なお、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算出している。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1) 1年以内	4,281,358千円
2) 1年超	8,376,344千円
合計(1+2)	12,657,703千円

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	4,692,919千円
減価償却費相当額	4,692,919千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

4 収入支出の決算

平成15年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

4.1 収入支出の決算

4.2 予算総則の適用

(一) 一般勘定

- (1) 予算総則第4条第1項に基づく予算の流用
 - ア 事業収支において、他の項から流用し予算を増額する項及び金額
(退職手当・厚生費 6,900,000千円、減価償却費 300,000千円、財務費 190,000千円、特別支出 2,160,000千円)
△ 9,550,000千円
 - イ 事業収支において、他の項へ流用し予算を減額する項及び金額
(国内放送費△6,840,000千円、国際放送費△200,000千円、契約収納費△1,390,000千円、受信料収費△100,000千円、広報費△450,000千円、調査研究費△170,000千円、共通管理費△400,000千円)
△ 9,550,000千円
 - △ 4,117,000千円
- (2) 予算総則第5条第1項に基づく平成16年度への建設費予算の繰越し
 - ア 新放送会館の整備費
△ 2,519,800千円
 - イ 蒼蒲久喜ラジオ放送機の整備費
△ 321,900千円
 - ウ 据点局ニユース送出設備の整備費等
△ 1,275,300千円

(文) 収支別表

		平成15年度						
		予 算 算 算 表						
(一 般 勘 定) (事 業 収 支)								
款	項	当 初 領 (1)	予 算 第 4 条第 1 項 用	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額 (2)	第 11 条付金 第 12 条アノロ グ変更対策 増 減 額 計	合 (1)+(2) (3)	決 算 領 (4)	
事 業 収 入	受 交 付 金 収 入	673,809,101	千円 0	千円 0	千円 221,540	千円 966,588	千円 1,188,128	千円 674,997,229
	信 料	652,798,530	0	0	0	0	0	669,369,208
	副 次 収 入	1,999,645	0	0	221,540	0	652,798,530	5,628,020
	財務収入	6,820,000	0	0	0	0	6,820,000	4,981,385
	雜 特 別 収 入	3,058,103	0	0	0	0	3,058,103	12,480
事 業 支 出		500,000	0	0	0	500,000	390,395	91,239
		8,632,823	0	0	0	966,588	9,599,411	996
		666,048,101	0	0	221,540	966,588	1,188,128	109,604
						667,236,229	657,847,572	8,959,658
								639,752
								9,388,656

(外) 収支

国 内 放 送 費	282,346,654	△ 6,840,000	2,973,787	149,738	0	△ 3,716,475	278,630,179	271,888,720	6,741,458
国 際 放 送 費	7,193,106	△ 200,000	34,744	0	0	△ 165,256	7,027,850	6,862,095	165,754
契 約 収 納 費	64,431,393	△ 1,390,000	0	0	0	△ 1,390,000	63,041,393	62,554,094	487,298
受 信 対 策 費	2,237,766	△ 100,000	0	0	0	△ 100,000	2,137,766	2,078,850	58,915
報 費	3,636,752	△ 450,000	0	0	0	△ 450,000	3,186,752	3,087,258	99,493
調 研 究 費	8,926,466	△ 170,000	0	0	0	△ 170,000	8,756,466	8,514,330	242,135
給 給 手 当 費	141,328,972	0	0	51,215	0	51,215	141,380,187	141,277,491	102,695
退 職 手 当 費	57,615,825	6,900,000	0	17,168	0	6,917,168	64,532,993	64,519,047	13,945
共 通 管 理 費	14,777,001	△ 400,000	0	0	0	△ 400,000	14,377,001	13,942,540	434,460
減 債 債 却 費	60,975,000	300,000	0	0	0	300,000	61,275,000	61,261,200	13,799
財 務 特 別 備 費	16,217,166	190,000	0	3,419	0	193,419	16,410,585	16,400,761	9,823
予 備 費	2,362,000	2,160,000	0	0	0	966,588	3,126,588	5,488,588	5,461,179
事 業 収 支 差 金	4,000,000	0	△ 3,008,531	0	0	△ 3,008,531	991,469	991,469	27,408
	7,761,000	0	0	0	0	0	7,761,000	11,521,636	△ 3,760,636

(内) 収支

資 本 支 出 へ の 充 当	7,761,000	0	0	0	0	7,761,000	7,761,000	0
債 务 債 還 充 当	7,761,000	0	0	0	0	7,761,000	7,761,000	0
翌 年 度 以 複 の 財 政 安 定 の た め の 繰 越 金	0	0	0	0	0	0	3,760,636	△ 3,760,636

収入支出決算表における受信料は、未収受信料欠損償却費を控除した金額である。

(資 本 収 支)

款 項	予 算 算 翻 額			合 計	決 算 額	繰 越 額	予 算 残 額
	当 初 額	第 5 条 第 2 項 繰 越	増 減 額 計				
資 本 収 入	86,563,000	16,373,400	16,373,400	102,936,400	97,647,842	4,117,000	1,171,557
事 業 収 支 差 金 受 入	7,761,000	0	0	7,761,000	7,761,000	0	0
前 期 繼 越 金 受 入	11,000,000	9,473,732	9,473,732	20,473,732	20,473,732	0	0

(外) 舉 司

資本支出	減価償却資産受入れ	60,975,000	0	60,975,000	61,261,200	0	△	286,200
建出	受入れ金	2,181,000	0	2,181,000	3,447,909	0	△	1,266,909
設	借入金	4,646,000	6,899,668	6,899,668	11,545,668	4,704,000	4,117,000	2,724,668
資	資費	86,563,000	16,373,400	16,373,400	102,936,400	97,647,584	4,117,000	1,171,815
資本収支差金	資本収支差金	78,800,000	16,373,400	16,373,400	95,173,400	89,884,584	4,117,000	1,171,815
	放送債券償還積立資産繰入れ	2,000	0	0	2,000	2,000	0	0
	放送債券償還積立資産繰入れ	3,200,000	0	0	3,200,000	3,200,000	0	0
	長期借入金返還金	4,561,000	0	0	4,561,000	4,561,000	0	0
		0	0	0	257	0	△	257

1) 前期繰越金 56,690,032千円

2) 平成15年度使用額 △ 20,473,732千円(地上デジタルテレビジョン及びハイビジョン放送設備の整備に使用)

3) 平成15年度発生額 3,760,893千円(事業収支差金11,521,636千円から事業収支差金受入れ7,761,000千円を差し引いた3,760,636千円と資本収支差金257千円との合計額)

後期繰越金(1+2+3)39,977,194千円(このうち、翌年度以降の財政安定のための繰越金は39,971,671千円)

(受託業務等勘定)
(事業収支)

款項	予算額	算額		決算額	予算残額
		当初額	予算総額に基づく額		
事業収入	千円	千円	千円	千円	千円
事業支出	受託業務等収入	883,000	883,000	883,000	27,224
事業支出	受託業務等費用	883,000	883,000	855,775	27,224
事業収支差金		769,000	769,000	724,233	44,766
		727,000	727,000	685,315	41,684
		42,000	42,000	38,918	3,081
		0	0	114,000	17,541
		114,000	131,541	△	17,541

事業収支差金131,541千円は、「一般勘定」へ繰り入れた。

日本放送協会平成15年度貸借対照表等に添付する監事の意見書
これは、放送法第40条第1項の規定に基づき、日本放送協会が総務大臣に提出する「平成15年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書」に添付する監事の意見書である。
平成16年5月25日

平成15年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書は、監査の結果、日本放送協会の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

日本放送協会
監事 成田 千代治

平成十七年十月二十五日 衆議院会議録第十号

日本放送協会平成十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する報告書
同報告書国会注記及び国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一一八

日本放送協会平成十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する報告書

一 本件の要旨

本件は、日本放送協会の平成十五年度決算であって、これに関する説明書及び監事の意見書とともに、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出されたものである。

なお、本件には、「検査の結果、不当事項として「職員の不正行為による損害が生じたもの」を平成十五年度決算検査報告に掲記した」との会計検査院の検査結果が添付されている。

1 財産目録及び貸借対照表

一般勘定は、資産総額七千二百二十五億千九百八十四万五千円、負債総額二千七百二十四億二千七百二十一万四千円、資本総額四千五百億八千四百六十二万六千円である。このうち当期事業収支差金は百十五億二千六百六十三万六千円である。

受託業務等勘定は、資産総額千百四十一万九千円、負債総額千百四十一万九千円である。

2 損益計算書

一般勘定は、経常事業収入六千八百二億五千七百四万九千円、経常事業支出六千五百九十九億八千六十三万三千円、経常事業収支差金等を加えた当期事業収支差金は百十五億二千六十三万六千六百四十一万七千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加えた当期事業収支差金は百十五億二千六百九億七千六百四十一万七千円である。この経常事業収支差金は資本支出に充当し、三十七億六千六十三万六千円は翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越している。

受託業務等勘定は、経常事業収入八億五千五百七十七万五千円、経常事業支出六億八千五百三十一万五千円、経常事業収支差金一億

七千四十六万円である。この経常事業収支差金は一億三千百五十四万円であり、これが一般勘定へ繰り入れている。

本件については、異議がないと議決した。

右報告する。

平成十七年十月二十一日

総務委員長 実川 幸夫
衆議院議長 河野 洋平殿

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

平成十七年十月二十一日

提出者
中川 正春
津村 啓介
安住 淳外百六名
賛成者
寺田 学
石関 貴史

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(中川正春君)

平成十七年十月二十一日

右の議案を提出する。

二 附 則

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。

附 則

国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

平成十七年十月二十四日

提出者
鈴木 恒夫
竹本 直一
梶山 弘志
遠藤 乙彦
中山 泰秀

金額、国務大臣の俸給月額に相当する金額及び大臣政務官の俸給月額に相当する金額に百分の九十を乗じて得た額とする。

由である。

議長、副議長及び議員の歳費月額について、平成十八年三月三十一日までの間、削減措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

(国会法の一部改正)

第一条 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の第一部を次のように改正する。

第三十五条中「給料額より少くない」を「給与額(地域手当等の手当を除く)より少くない」に改める。

(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正)

第二条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 各議院の議長は二百十八万二千円を、

副議長は百五十九万三千円を、議員は百三十

万千円を、それぞれ歳費月額として受ける。

附則に次の二項を加える。

平成十七年十二月に支給する期末手当の額

の算定については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七

年法律第

号)附則第五条の規定の例による。

この法律は、平成十八年四月一日から施行す

る。ただし、第二条中国会議員の歳費、旅費及び

二 附 則

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。

附則に次の二項を加える。

議長、副議長及び議員の歳費月額は、第一条及び国会法第三十五条の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間、削減措置を講ずるものであるが、妥当でないものと認め、本案は否決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十七年十月二十五日

衆議院議長 河野 洋平殿
議院運営委員長 川崎 二郎

官報(号外)

手当等に関する法律附則に一項を加える改正規定は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)の施行の日から施行する。

理由

平成十七年八月の人事院勧告に係る給与構造改革による俸給と調整手当・地域手当の配分の見直し等に伴い内閣総理大臣等の特別職の国家公務員の給与改定が行われるに当たつて、国会議員には、特別職について設けられている平成二十一年度までの現給保障措置を適用せず、これに先立つて、平成十八年四月から、議長、副議長及び議員の歳費の額を直ちに一・七パーセント減額する等の措置を講じようとするものである。これが、この法律案を提出する理由である。

国会法及び国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
(鈴木恒夫君外七名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案の主な内容は次のとおりである。

1 国会法第三十五条を改正して、議員は、一般職の国家公務員の最高の給与額(地域手当等の手当を除く)より少くない歳費を受けるものとする。

2 各議院の議長は二百十八万二千円を、副議長は百五十九万三千円を、議員は百三十万円を、それぞれ歳費月額として受けること。

3 平成十七年十二月に受ける期末手当の額について、内閣総理大臣、國務大臣及び大臣政務官の期末手当と同様の調整を行うこと。

4 この法律は、平成十八年四月一日から施行すること。ただし、3は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

二 議案の可決理由
平成十七年八月の人事院勧告に係る給与構造

国会法及び国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

一 級	号給	給 料 月 額	議院運営委員長 川崎 二郎	衆議院議長 河野 洋平殿	議院運営委員長 川崎 二郎	右の議案を提出する。 平成十七年十月二十五日 提出者	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 平成十七年十月二十五日	議院運営委員長 川崎 二郎	議院運営委員長 川崎 二郎	右の議案を提出する。 平成十七年十月二十五日 提出者	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 平成十七年十月二十五日	議院運営委員長 川崎 二郎
二 一	三六七、一〇〇円	三八七、四〇〇円										

三	二	一	級	号給	給 料 月 額	三	二	一	級	号給	給 料 月 額
五四三二一	五四三二一	二一		二八六、〇〇〇円	二七五、六〇〇円	五八二、一〇〇円	五六五、三〇〇円	五七三、七〇〇円		五五二、八〇〇円	四五七、〇〇〇円
				三三六、一〇〇円	三四二、九〇〇円	五〇九、二〇〇円	三五九、六〇〇円	三九〇、二〇〇円		五六六、六〇〇円	四二四、六〇〇円
				三三四、五〇〇円	三五一、二〇〇円	四〇八、七〇〇円	四一八、〇〇〇円	四二四、二〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				三三九、四〇〇円	三九九、四〇〇円	四〇八、七〇〇円	四一八、〇〇〇円	四二四、二〇〇円		五八二、一〇〇円	四五六、六〇〇円
				三三八、九〇〇円	三九八、二〇〇円	四一八、〇〇〇円	四二四、二〇〇円	四三一、二〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				三三七、八〇〇円	三九七、二〇〇円	四一七、〇〇〇円	四二七、二〇〇円	四三七、二〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				三三六、九〇〇円	三九六、九〇〇円	四一六、〇〇〇円	四二六、二〇〇円	四三六、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				三三五、八〇〇円	三九五、八〇〇円	四一五、〇〇〇円	四二五、二〇〇円	四三五、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				三三四、八〇〇円	三九四、八〇〇円	四一四、〇〇〇円	四二四、二〇〇円	四三四、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				三三三、九〇〇円	三九三、九〇〇円	四一三、〇〇〇円	四二三、二〇〇円	四三三、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				三三二、九〇〇円	三九二、九〇〇円	四一二、〇〇〇円	四二二、二〇〇円	四三二、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				三三一、九〇〇円	三九一、九〇〇円	四一一、〇〇〇円	四二一、二〇〇円	四三一、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				三三〇、九〇〇円	三九〇、九〇〇円	四一〇、〇〇〇円	四二〇、二〇〇円	四三〇、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				三二九、九〇〇円	三八九、九〇〇円	四〇九、〇〇〇円	四一九、二〇〇円	四二九、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				三二八、九〇〇円	三八八、九〇〇円	四〇八、〇〇〇円	四一八、二〇〇円	四二八、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				三二七、九〇〇円	三八七、九〇〇円	四〇七、〇〇〇円	四一七、二〇〇円	四二七、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				三二六、九〇〇円	三八六、九〇〇円	四〇六、〇〇〇円	四一六、二〇〇円	四二六、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				三二五、九〇〇円	三八五、九〇〇円	四〇五、〇〇〇円	四一五、二〇〇円	四二五、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				三二四、九〇〇円	三八四、九〇〇円	四〇四、〇〇〇円	四一四、二〇〇円	四二四、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				三二三、九〇〇円	三八三、九〇〇円	四〇三、〇〇〇円	四一三、二〇〇円	四二三、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				三二二、九〇〇円	三八二、九〇〇円	四〇二、〇〇〇円	四一二、二〇〇円	四二二、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				三二一、九〇〇円	三八一、九〇〇円	四〇一、〇〇〇円	四一一、二〇〇円	四二一、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				三二〇、九〇〇円	三八〇、九〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	四一〇、二〇〇円	四二〇、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				三一九、九〇〇円	三七九、九〇〇円	四〇九、〇〇〇円	四一九、二〇〇円	四二九、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				三一八、九〇〇円	三七八、九〇〇円	四〇八、〇〇〇円	四一八、二〇〇円	四二八、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				三一七、九〇〇円	三七七、九〇〇円	四〇七、〇〇〇円	四一七、二〇〇円	四二七、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				三一六、九〇〇円	三七六、九〇〇円	四〇六、〇〇〇円	四一六、二〇〇円	四二六、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				三一五、九〇〇円	三七五、九〇〇円	四〇五、〇〇〇円	四一五、二〇〇円	四二五、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				三一四、九〇〇円	三七四、九〇〇円	四〇四、〇〇〇円	四一四、二〇〇円	四二四、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				三一三、九〇〇円	三七三、九〇〇円	四〇三、〇〇〇円	四一三、二〇〇円	四二三、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				三一二、九〇〇円	三七二、九〇〇円	四〇二、〇〇〇円	四一二、二〇〇円	四二二、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				三一一、九〇〇円	三七一、九〇〇円	四〇一、〇〇〇円	四一一、二〇〇円	四二一、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				三一〇、九〇〇円	三七〇、九〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	四一〇、二〇〇円	四二〇、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				三〇九、九〇〇円	三六九、九〇〇円	三九九、〇〇〇円	四〇九、二〇〇円	四一九、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				三〇八、九〇〇円	三六八、九〇〇円	三九八、〇〇〇円	四〇八、二〇〇円	四一八、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				三〇七、九〇〇円	三六七、九〇〇円	三九七、〇〇〇円	四〇七、二〇〇円	四一七、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				三〇六、九〇〇円	三六六、九〇〇円	三九六、〇〇〇円	四〇六、二〇〇円	四一六、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				三〇五、九〇〇円	三六五、九〇〇円	三九五、〇〇〇円	四〇五、二〇〇円	四一五、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				三〇四、九〇〇円	三六四、九〇〇円	三九四、〇〇〇円	四〇四、二〇〇円	四一四、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				三〇三、九〇〇円	三六三、九〇〇円	三九三、〇〇〇円	四〇三、二〇〇円	四一三、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				三〇二、九〇〇円	三六二、九〇〇円	三九二、〇〇〇円	四〇二、二〇〇円	四一二、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				三〇一、九〇〇円	三六一、九〇〇円	三九一、〇〇〇円	四〇一、二〇〇円	四一一、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				三〇〇、九〇〇円	三六〇、九〇〇円	三九〇、〇〇〇円	四〇〇、二〇〇円	四一〇、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				二九九、九〇〇円	三五九、九〇〇円	三八九、〇〇〇円	四〇九、二〇〇円	四一九、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				二九八、九〇〇円	三五八、九〇〇円	三八八、〇〇〇円	四〇八、二〇〇円	四一八、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				二九七、九〇〇円	三五七、九〇〇円	三八七、〇〇〇円	四〇七、二〇〇円	四一七、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				二九六、九〇〇円	三五六、九〇〇円	三八六、〇〇〇円	四〇六、二〇〇円	四一六、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				二九五、九〇〇円	三五五、九〇〇円	三八五、〇〇〇円	四〇五、二〇〇円	四一五、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				二九四、九〇〇円	三五四、九〇〇円	三八四、〇〇〇円	四〇四、二〇〇円	四一四、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				二九三、九〇〇円	三五三、九〇〇円	三八三、〇〇〇円	四〇三、二〇〇円	四一三、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				二九二、九〇〇円	三五二、九〇〇円	三八二、〇〇〇円	四〇二、二〇〇円	四一二、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				二九一、九〇〇円	三五一、九〇〇円	三八一、〇〇〇円	四〇一、二〇〇円	四一一、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				二九〇、九〇〇円	三五〇、九〇〇円	三八〇、〇〇〇円	四〇〇、二〇〇円	四一一、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				二八九、九〇〇円	三四九、九〇〇円	三七九、〇〇〇円	四〇九、二〇〇円	四一九、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				二八八、九〇〇円	三四八、九〇〇円	三七八、〇〇〇円	四〇八、二〇〇円	四一八、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				二八七、九〇〇円	三四七、九〇〇円	三七七、〇〇〇円	四〇七、二〇〇円	四一七、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				二八六、九〇〇円	三四六、九〇〇円	三七六、〇〇〇円	四〇六、二〇〇円	四一六、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				二八五、九〇〇円	三四五、九〇〇円	三七五、〇〇〇円	四〇五、二〇〇円	四一五、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				二八四、九〇〇円	三四四、九〇〇円	三七四、〇〇〇円	四〇四、二〇〇円	四一四、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				二八三、九〇〇円	三四三、九〇〇円	三七三、〇〇〇円	四〇三、二〇〇円	四一三、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				二八二、九〇〇円	三四二、九〇〇円	三七二、〇〇〇円	四〇二、二〇〇円	四一二、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				二八一、九〇〇円	三四一、九〇〇円	三七一、〇〇〇円	四〇一、二〇〇円	四一一、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				二八〇、九〇〇円	三四〇、九〇〇円	三七〇、〇〇〇円	四〇〇、二〇〇円	四一一、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				二七九、九〇〇円	三三九、九〇〇円	三六九、〇〇〇円	四〇九、二〇〇円	四一九、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				二七八、九〇〇円	三三八、九〇〇円	三六八、〇〇〇円	四〇八、二〇〇円	四一八、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				二七七、九〇〇円	三三七、九〇〇円	三六七、〇〇〇円	四〇七、二〇〇円	四一七、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				二七六、九〇〇円	三三六、九〇〇円	三六六、〇〇〇円	四〇六、二〇〇円	四一六、九〇〇円		五六五、三〇〇円	四二四、六〇〇円
				二七五、九〇〇円	三三五、九〇〇円	三六五、〇〇〇円	四〇五、二〇〇円	四一五、九〇〇円		五七三、七〇〇円	四三五、四〇〇円
				二七四、九〇〇円	三三四、九〇〇円	三六四、〇〇〇円	四〇四、二〇〇円	四一四、九〇〇円			

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条及び附則第三項から第七項までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

(平成十七年十二月に受ける期末手当に関する特例措置)

2 第一条の規定による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律第十四条第一項の規定により平成十七年十二月に受ける期末手当の額の算定については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)附則第五条の規定によること。

(経過措置)

3 平成十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける議員秘書で、その者の受ける給料月額が同日において受けた給料月額に達しないこととなる議員秘書には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 前項の規定は、切替日以後給料表の適用に異動があった議員秘書(国会議員の秘書の給与等に関する法律第三条第二項の議員秘書(以下「政策秘書」という。)から同条第一項の議員秘書のうち別表第一による額を受ける者(以下「第一秘書」という。)に異動し、又は第一秘書から政策秘書に異動した者を含む。)について準用する。

この場合において、前項中「同日において受けた給料月額」とあるのは、「異動後に適用を受けた給料表の適用を同日において受けたこととした場合の給料月額」と読み替えるものとする。

5 前二項の規定は、切替日前から引き続き議員秘書である者であつて切替日以後引き続き他の国会議員の秘書となつたものについても適用する。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料の額を改定する等の必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

理由

右の議案を提出する。

平成十七年十月二十五日

提出者

議院運営委員長 川崎 二郎

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

理由

国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第八条中「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮する」を「号給を調整する」に改める。

附 則

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

理由

国会職員の昇給時期が年一回となることに伴い、職務復帰後における給与の取扱いの規定について所要の整理を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法律案を提出する理由である。

この法律は、平成二十二年三月三十一日までの間ににおける

(平成二十二年三月三十一日までの間ににおける給料月額の特例)

国会職員の昇給時期が年一回となることに伴

い、職務復帰後における給与の取扱いの規定について所要の整理を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律は、平成二十二年三月三十一日までの間ににおける

(平成二十二年三月三十一日までの間ににおける給料月額の特例)

国会職員の昇給時期が年一回となることに伴

い、職務復帰後における給与の取扱いの規定について所要の整理を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律は、平成二十二年三月三十一日までの間ににおける

(平成二十二年三月三十一日までの間ににおける給料月額の特例)

国会職員の昇給時期が年一回となることに伴

い、職務復帰後における給与の取扱いの規定について所要の整理を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律は、平成二十二年三月三十一日までの間ににおける

(平成二十二年三月三十一日までの間ににおける給料月額の特例)

国会職員の昇給時期が年一回となることに伴

い、職務復帰後における給与の取扱いの規定について所要の整理を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律は、平成二十二年三月三十一日までの間ににおける

(平成二十二年三月三十一日までの間ににおける給料月額の特例)